

平成21年度  
『杉並区外部評価委員会』  
報告書

平成22年3月



## はじめに

「杉並区外部評価委員会」は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として区長からの委嘱を受け、平成14年9月に発足しました。今年度の行政評価は、平成11年度に開始した事務事業評価から数えて11回目、外部評価は8回目となり、杉並区の行政評価制度は一定のスタイルを確立してきました。

21年度は、行政評価と決算とを一体的に行い、評価表の内容を決算説明資料として活用するなど、新たな取組を行っています。また、区民への郵送及びインターネットによるアンケートを実施するほか、行政評価報告書で過去の外部評価に対する対処結果を掲載しています。今後も区民への説明責任を果たしていくとともに、より一層開かれた区政運営を目指す必要があります。

本報告書では、杉並区に対する改善すべき事項を指摘しておりますが、こうした当委員会の報告が区政の発展に寄与することを願いつつ、ここに平成21年度外部評価の結果を報告します。

平成22年3月  
杉並区外部評価委員会委員一同

## 目 次

### 第1章 平成21年度外部評価の概要 ..... 1

|              |   |
|--------------|---|
| 1 評価対象 ..... | 1 |
| 2 評価視点 ..... | 2 |

### 第2章 杉並区行政評価制度に関する提言 ..... 3

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 1 評価の枠組みの再整理と適切な成果指標の設定 ..... | 3 |
| 2 協働・委託等への取組み .....           | 4 |
| 3 区民アンケートへの取組み .....          | 4 |
| 4 評価の充実 .....                 | 4 |
| 5 職員意識の向上と組織の活性化 .....        | 5 |
| 6 さらなる発展のために .....            | 5 |

### 第3章 平成21年度外部評価結果のまとめ ..... 7

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1 施策の方向性 .....            | 7  |
| 2 外部評価結果(概要)一覧 .....      | 8  |
| 3 政策・施策評価に対する外部評価結果 ..... | 16 |
| 4 区民アンケートに対する外部評価結果 ..... | 74 |
| 5 財団等経営評価に対する外部評価結果 ..... | 86 |
| 6 行政評価に対する総括意見 .....      | 91 |

### 資料編

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 資料1 政策・施策の体系 .....         | 94 |
| 資料2 外部評価委員会委員名簿 .....      | 96 |
| 資料3 平成21年度外部評価委員会の活動 ..... | 96 |
| 資料4 杉並区外部評価委員会設置要綱 .....   | 97 |

# 第1章 平成21年度外部評価の概要

今回の外部評価は、平成21年度に区が実施した政策、施策及び財団等の経営に対する区の内部評価(平成21年5月～7月にかけて実施)について、杉並区外部評価委員会(以下「外部評価委員会」)が第三者の視点から再評価を行ったものである。

## 1 評価対象

限られた時間と労力の中で、杉並区が行っているすべての政策、施策、事務事業に対する行政評価と、区が財政的な支援などを行っている9団体に対する経営評価のすべてを対象に外部評価を行うことは、困難である。そこで、一定の政策・施策を抽出して検証することでも、合理的な検証を行うことは可能であると考え、下表のとおり実施した。

＜評価対象数＞

|         | 政 策  | 施 策  | 事務事業    | 財 団 等 |
|---------|------|------|---------|-------|
| 内部評価対象数 | 22政策 | 74施策 | 632事務事業 | 9団体   |
| 外部評価対象数 | 6政策  | 23施策 | －       | 5団体   |

### (1) 政策・施策評価

杉並区は、各部に二次評価部門を設置し、各課が行った政策・施策評価に対して二次評価を実施している。また、行政評価への区民参画の一環として、区民による評価をアンケートにより実施している。外部評価委員会では、その効果を検証し、課題の洗い出しと今後の方向性を示すために、政策については各分野から一つ、施策については政策を構成する全ての施策を評価対象として選定した。評価にあたっては、施策を構成する事務事業を参照し、事務事業、施策、政策を体系的に評価した。

### (2) 財団等経営評価

杉並区が出資や財政支援、人的支援などの援助を継続的に行ってい る団体から、各委員が1団体を選択し評価対象とした。

## (参考)財団等経営評価に対する外部評価

| 団体名                    | 外部評価実施団体 |      |      |      |
|------------------------|----------|------|------|------|
|                        | 18年度     | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 財団法人 杉並区勤労者福祉協会        | ○        | ○    |      | ○    |
| 財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団     | ○        |      | ○    |      |
| 財団法人 杉並区スポーツ振興財団       | ○        |      | ○    |      |
| 社団法人 杉並区シルバー人材センター     | ○        |      | ○    |      |
| 社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会      |          | ○    |      | ○    |
| 特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク |          | ○    | ○    |      |
| 杉並区文化・交流協会             | ○        |      |      |      |
| 杉並区文化協会                |          |      | ○    | ○    |
| 杉並区交流協会                |          | ○    |      | ○    |
| 杉並師範館                  |          | ○    |      | ○    |

## 2 評価視点

外部評価では、区や財団等が実施した内部評価などを基に、それぞれの事業目標の達成に向けた効率的かつ計画的な取り組みがなされているか、成果は上がっているかなどを総合的に評価した。

### (1) 政策評価・施策評価

行政運営には、事業ごとの目的を明確にし、目標を設定して計画的に取り組むことが求められる。そこで、外部評価では、“施策の成果指標の設定と取り組み状況は適切であるか”“協働等によってサービスの質の向上や効率化に努めているか”“区民アンケートの結果から住民ニーズにあったものであるか”“今後の施策の方向性はどうあるべきか”などを視点に評価した。

### (2) 財団等経営評価

財団等の団体は、それぞれ設立の趣旨や目的に沿って、公平性を持って活動してきた経緯がある。しかし、社会状況の変化に伴い、財団等の存在意義や目指すべきものは、当然に変化していかなければならない。外部評価委員会では、補助金支出など区の財団等への関与の必要性や財団等が社会情勢を的確に捉え、中長期的な戦略に基づき、“真に行うべき事業を選択して行っているか”“質の高いサービス提供に努めているか”“経営の効率化は進んでいるか”“安定した経営基盤の基に自立性を高めているか”などを視点に評価した。

## 第2章 杉並区行政評価制度に関する提言

杉並区の行政評価は、平成11年度の制度導入以来、より充実した内容になるよう、絶えず見直し・改善を図っている。

行政評価の結果は、区民との協働や民営化・民間委託の推進のための「杉並行政サービス民間事業化提案制度」や、指定管理者制度の導入などの区政改革に活用される仕組みが定着しているが、平成21年度には行政評価と決算を一体的に行うとともに、評価表の記載内容を決算説明資料である「区政経営報告書」に反映させるという新たな取組を行った。これにより、行政評価の結果を予算編成に反映させる、区政運営におけるPDCAサイクルの実効性の向上のほか、これまで以上に区民にとってわかりやすい情報提供が行われ、行政の透明性の一層の向上が図られることが期待できる。

人口減少社会が到来し、少子高齢化が急速に進展する中で、区民が望む地域社会をつくるため、行政には今まで以上に、区民ニーズを的確に捉え、効率性が高く、質の高いサービスの提供に向けた取組が求められる。そして、そのためには、行政評価を有効に活用することが不可欠である。

このような観点から、本章では、外部評価の実施結果を踏まえながら、引き続き改善が必要であると考えられる課題を指摘する。

### 1 評価の枠組みの再整理と適切な成果指標の設定

杉並区の行政評価は、「杉並区基本計画」の体系に基づき、政策、施策、事務事業の3階層の構成となっている。政策、施策、事務事業は、それぞれが目的と手段という関係にあり、その関係を踏まえて評価を進めていくべきものである。

この間、事務事業評価を通じた見直しや事業単位の整理・再編の結果、事業数は大幅に減少したが、一方で、施策間で施策を構成する事務事業数に偏りが見られるようになった。これらを背景に、政策、施策、事務事業の目的と手段という関係について、一部に不整合が見受けられるようになっている。

今後、適切な時期に政策・施策・事務事業の枠組みの再整理を行うこと、さらに、政策目標、施策目標を着実に達成するための施策ならびに事務事業の設定がされているかについても改めて精査をしていく必要があると考える。

また、施策と事務事業の成果指標についても、引き続き、より適切に指標を設定されることを期待する。

## 2 協働・委託等への取組み

杉並区は、平成22年度までに区の事務事業の6割を協働や民営化・民間委託で実施するという目標を掲げている。平成16年度から事務事業評価表の項目に、協働等の項目を設けるなど、目標達成のためのツールとして行政評価を活用しており、協働・委託等は着実に進展している。引き続き、質の高い住民サービスを効率的に提供するという視点に立った取組みが進められることを期待する。

## 3 区民アンケートへの取組み

平成17年度から区民アンケートを行っており、区が行う「自己評価」と「二次評価」、当委員会による「外部評価」、行政サービスの受益者である「区民による評価」という多角的な視点による評価の体系が出来上がり、行政評価システムとしては一つの完成された形に近づいている。

行政評価には、区民による評価は欠かせないものであり、アンケートは区民感覚を知る貴重な客観的データの収集手段であるとともに、区民が区政に関心を持つ契機となる有効な取組みでもある。

より多くの区民が区政に参加できる仕組みづくりや、世代別、家族構成別など、回答者の属性による分析を行うなど、アンケート結果の活用が望まれる。

## 4 評価の充実

施策評価・事務事業評価は、政策目標を達成するために施策が有効に行われているか、あるいは施策目標を達成するために事業が有効に行われているかを評価するものである。

二次評価では、施策目標・政策目標を的確に捉えたうえで、それらの目標に対して成果と課題及び今後の方向性が明確に示されることが求められる。各政策・施策の二次評価は、平成20年度決算から「区政経営報告書」で区の方針として公表されることとなった。このような二次評価の役割や位置づけの変化に対応し、二次評価部門においては、これまでの成果を強調するだけではない、より的確な評価が求められる。

また、施策の方向性については、コストと成果の二つの要素の増減の組み合わせにより「拡充」「効率化」などの方向性を選択しているが、コスト・成果の定義を明確にしたうえで、その方向性を選択した理由や事業費の大幅な変動の理由等について、区民が理解できるように、個々の評価表でより丁寧な分析や文章表現をすることが望まれる。

個々の事務事業についても、事業の目的が区民に伝わるように記載内容が整理されているか、政策・施策の目標達成に向けて有効に機能しているか、といった視点に立って評価をすることが望ましい。

なお、行政評価結果は区政経営報告書に概要が公表され、その内容も区民に分かりやすいものとなってきているが、評価結果がどのように予算に反映され、成果向上に活かされたかといったことについてもわかるよう工夫を行うとともに、報告書や評価表などの公表の仕方についても、更に改善していく必要がある。

## 5 職員意識の向上と組織の活性化

行政評価がその目的を果たすためには、評価を行う職員の意識が極めて重要である。導入後10年以上経過する中で、職員の中に評価表を作成すること自体が目的化していないか振り返りを行い、政策・施策・事業の有効性、今後の方向性などについて議論しながら、業務の改善に結びつけるという目的意識を明確に持って取り組んでもらいたい。義務的な意識ではなく、当委員会からの指摘についても最初から難しいと決め付けることなく、十分に検討していただくよう要望する。

## 6 さらなる発展のために

平成11年度の事務事業評価から始まった杉並区の行政評価は、行政改革にも大きな成果を上げており、また、行政評価システムとしては一つの完成された形に近づいている。しかし、制度導入からすでに10年を過ぎており、行政評価の役割や目的、活用方法について改めて整理していくことも必要となっていると思われる。

行政評価が「限られた資源を有効に活用するために今実施すべき施策等は何か」を判断するための材料であることに改めて立ち返り、新たな視点に立って行政評価を活用する仕組みを検討する必要がある。その中で、外部評価についても、平成14年度の開始以来、各委員が個別に評価対象を担当し、評価表の記載内容により評価するという方法をとっているが、この方法が行政評価の実施目的に照らして最も有効な方法といえるのか、改めて検討すべきであろう。

杉並区の行財政改革への取組は、全国の自治体の中でも最先端にあると評価できるが、現状に留まることなく、今後とも、常に職員が改革意識を持ち、「五つ星の区役所づくり」に向けた行財政改革に取組むことを望む。当委員会のこの提言がそのために活かされることを期待する。



## 第3章 平成21年度外部評価結果のまとめ

## 1 施策の方向性

杉並区の施策評価では、成果指標を掲げ、その達成度や区民の満足度、コストなど様々な角度から事業の評価を行なっている。これらを総合的に評価して、さらに施策の方向性として下記の6項目に、施策を分類している。

今後の施策の方向性は、次年度以降の事業のあり方に大きな影響を与えるもので、外部評価委員会でも重ねて同様の評価を行うものである。

### ＜施策の方向性＞

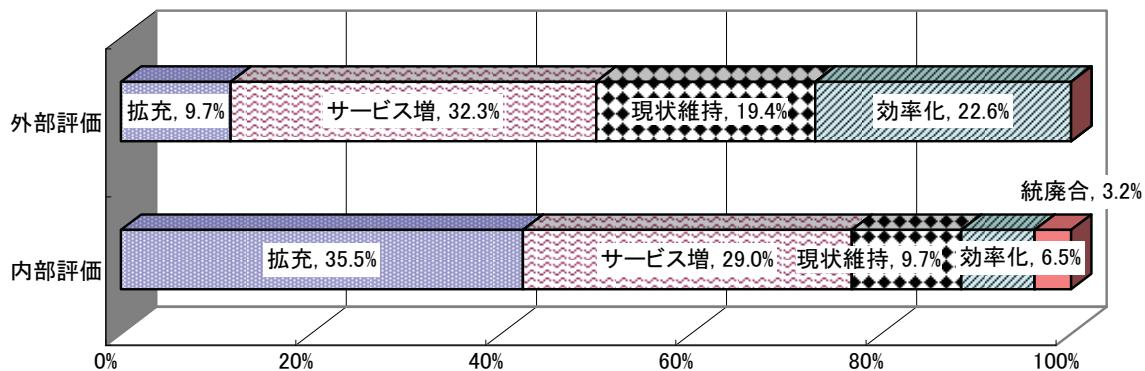
- 拡充 . . . . . コストを増やして、成果をさらに上げるべきもの
  - サービス増 . . . . . コストはそのままで、成果をさらに上げるべきもの
  - 現状維持 . . . . . コスト・成果ともに現状を維持すべきもの
  - 効率化 . . . . . コストを減らして、成果を維持すべきもの
  - 縮小 . . . . . コストを減らして、事業規模を縮小すべきもの
  - 統廃合 . . . . . 抜本的に見直して、廃止か他の事業と統合すべきもの

## ＜施策の方向性の評価結果＞

|       | 外部評価 | 内部評価 |
|-------|------|------|
| 拡充    | 3    | 11   |
| サービス増 | 10   | 9    |
| 現状維持  | 6    | 3    |
| 効率化   | 7    | 2    |
| 縮小    | 0    | 0    |
| 統廃合   | 0    | 1    |

※ 施策評価に対する外部評価（23施策）及び区民アンケートに対する外部評価（3施策）

## 施策評価の内部評価・外部評価結果グラフ



## 2 外部評価結果（概要）一覧

### (1) 政策・施策評価に対する外部評価結果

| 政策 | 施策 | 対象名                       | ページ | 内部評価  | 外部評価  |
|----|----|---------------------------|-----|-------|-------|
|    | 1  | 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために | 16  |       |       |
|    | 2  | 適正な土地利用と住環境の整備            | 18  | サービス増 | サービス増 |
|    | 3  | 住民参加のまちづくり                | 20  | 現状維持  | 効率化   |
|    | 4  | 都市機能の充実                   | 22  | サービス増 | サービス増 |
|    | 5  | 道路交通体系の整備                 | 24  | 拡充    | 拡充    |
|    | 6  | 交通安全の推進                   | 26  | 拡充    | サービス増 |
|    | 7  | 自転車問題の解決                  | 28  | 拡充    | 効率化   |
|    | 8  | 住宅施策の推進                   | 30  | 効率化   | サービス増 |
|    | 3  | うるおいのある美しいまちをつくるために       | 32  |       |       |
|    | 12 | 水辺とみどりの保全・創出              | 34  | 拡充    | 拡充    |
|    | 13 | 公園づくり                     | 36  | サービス増 | サービス増 |
|    | 14 | まちの景観づくり                  | 38  | 拡充    | 拡充    |

| 外部評価（要約）  | 対処方針（要約）  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>駅のバリアフリー化や駅南北通路の開設は一層、住民の意見を取り入れ、鉄道事業者と協議し進められたい。</li> <li>高齢化に伴い車椅子利用者や杖使用者が増加します。区内の国道や都道及び区道において歩道のバリアフリー化を早期に進められたい。</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>駅周辺整備や歩道のバリアフリー化については、行政・事業者間や行政間の役割分担を踏まえるとともに、連携を図りながら整備を進め、高齢者、乳幼児連れの歩行者や自転車利用者など誰もが安心・安全と快適さを実感できるようにします。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>「違反建築物取締」で、営業許可から時間が経過した時点の検査及び実質的に建築基準法を満たさなくなる使用法上の違反等についてどのような対応していくのか検討が必要と考える。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>定期報告制度等の充実を図り、消防署などの検査・取締機関と連携を密にし、違反建築物の把握及び是正指導に努めます。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地整備型のまちづくり協議会については、地域住民の意見を広く反映させるようなまちづくり協議会の支援策を講じ、積極的な住民参加のまちづくりを図られたい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、さらにそれぞれの団体の活動地域や活動目的に応じたきめ細かい支援の方策を検討していきます。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>各駅周辺整備事業について事務事業評価表で事業費総額・主な使途内容を記載し、当該事業の全貌を明らかにされたい。また、計画段階においてそれらを広く公表することによって、地域住民の意見の喚起を図られたい。</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備事業費総額や主な使途内容を特記事項欄に記するなど、わかりやすく説明いたします。また、計画段階において、公開が可能な情報を広く公開していきます。</li> </ul>                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>2項道路の拡幅整備事業は、申請者の建築確認申請によることが多く、区内の道路拡幅整備には非常に長期間を要すると考えるが、災害時の危険性の高い区域の道路拡幅整備が進むような事業実施方法の検討が望まれる。</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>2項道路の拡幅整備は地区ごとのまちづくりにおいて事業実施・推進方法について今後とも検討を行ってまいります。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>区内における自転車が関係した交通事故件数の低減のために、自転車乗車の交通ルールやマナーを小・中学生以外にも啓発する必要があるが、他課・他政策で行われている巡回車でのアナウンスや駅での呼びかけなどと連携して実施することにより、低コストで効果実現が可能と考える。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地の多い杉並区では騒音とならないよう配慮する必要もあるため、スピーカーのみに頼らず、視覚等にもアピールが可能な方法と併用した新たな手法を検討してまいります。</li> </ul>                              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>有料制自転車駐車場の運営について、コスト削減効果・サービス向上等を勘案し、民営化を進められたい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>有料制自転車駐車場の民営化については、現在、コスト削減やサービス向上などの検証を行っており、その結果を踏まえて、順次取り組んでいきます。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>「区営住宅整備基金の積立金」事業において、成果指標として基金の積立累計額等が記載されていますが、それらは将来必要額を現在価値に引き戻した額の何%であるのか、基金積立額の十分性を明らかにされたい。</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、区営住宅の長寿命化計画の検討を始めてまいりますので、同基金の執行計画や十分性等につきましては、この計画の策定とともに検討していきます。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>水辺とみどりの保全・創出が本政策の核となる施策として位置づけられると考えられるが、そのなかに生物多様性の確保といった視点も盛り込んでいく必要があるのではないか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、「みどりの基本計画」において、生物多様性の向上の取組みをより重視し、計画に反映していきます。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>水辺環境の整備においては、河川緑化のあり方を検討していくべく事業をストップしていることだが、いつまでにどのように見直していくのかの言及がない。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業の基本方針策定やみどりの基本計画改定等を踏まえ、現在進められている東京都の河川改修事業と連携しながら、新たな施策の展開を考えています。</li> </ul>                          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な用地取得費を国や都の補助金に依存している限りでは不安定かつ限界があり、区独自のしくみづくりも合わせて検討していく必要があるのではないか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>公園の整備にあたっては、用地の取得に多大な経費が必要で、それらを区の財源ですべてまかなうことは困難です。今後とも可能な限り、国や都の補助制度を活用していきたいと思います。</li> </ul>                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの保全・創出、公園づくり、建築、都市計画といった他の施策の総体として景観形成がなされるものであるが、このような施策間のつながりが、当該施策に係る記述からは見えてこない。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>既存のみどりを活かした建築計画となるよう指導し保全を図るとともに、公共施設の建築等は「杉並区公共施設景観形成指針」に基づいた整備や景観重要建造物の指定などをに行っていきます。</li> </ul>                       |

| 政策 | 施策 | 対象名                       | ページ | 内部評価  | 外部評価  |
|----|----|---------------------------|-----|-------|-------|
|    | 15 | 生活環境の整備                   | 40  | サービス増 | 現状維持  |
|    |    | 6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために | 42  |       |       |
|    | 24 | 保育の充実                     | 44  | 拡充    | サービス増 |
|    | 26 | 地域子育て支援の充実                | 46  | 現状維持  | 効率化   |
|    | 27 | 障害児の援護の充実                 | 48  | サービス増 | 現状維持  |
|    | 28 | 子どもの育成環境の整備               | 50  | 拡充    | サービス増 |
|    |    | 9 環境と共生する産業の育成のために        | 52  |       |       |
|    | 43 | 産業振興の基盤整備                 | 54  | サービス増 | 現状維持  |
|    | 44 | 新しい産業の育成・支援               | 56  | 現状維持  | 効率化   |
|    |    | 14 地域に開かれ、支えられた教育のために     | 58  |       |       |
|    | 59 | 学校運営への参画                  | 60  | 拡充    | サービス増 |
|    | 60 | 地域への学校開放                  | 62  | サービス増 | 効率化   |
|    | 61 | 学校を核とした地域コミュニティの充実        | 64  | 拡充    | サービス増 |

| 外 部 評 価 ( 要 約 )   | 対 处 方 針 ( 要 約 )   |
|---|---|
| ・本施策を構成する二つの事業は、今後の方向性がいずれも「現状維持」と示されているにも関わらず、施策の方向が「サービス増」となっているのはなぜか。  | ・事務事業評価では、既に路上禁煙地区の認知度が高いことなどに着目し、現状維持としていますが、施策評価では、路上禁煙地区において、条例違反者に対し過料徴収を実施するなど取組みを強化していることなどに着目し、「サービス増」が適正と考えました。 |
| ・政策を構成する施策を評価するに当たっては、子育て政策を目的別に①安全網系戦略と②成長系戦略にわけ、手段別に①現金給付型と②現物給付型にわけ、負担関係別に①受益者負担、②世代間負担、③公費負担に分けて、これらの組み合わせによって評価すべきである。 | ・ご指摘のあった評価手法も参考に、政策の全体的な評価だけではなく、政策を細分化したレベルでのさらにきめ細かな評価を行うことについて、検討していきます。   |
| ・保育料の適正化、民間委託の促進を進めながら、保育と教育の一体化、個人努力と企業努力の一体化を促し、保育事業の短期と長期の意味合いを区民に提起していく必要がある。   | ・保育料の適正化については、今後の保育・子育て支援に関する計画や社会経済状況に一定の改善基調が明確になった時点で、改めて適正な受益者負担のあり方を検討し、一定の方向性を出していきます。                            |
| ・「子育て応援券」は運用の仕方によってはバウチャー的な役割を果たせるが、現状ではマッサージなどに使われているように、子育てに直結する政策誘導をできているか政策効果には疑問がある。                                   | ・子育て応援券事業について、事業の意義を十分に踏まえつつ、「子ども手当」の導入に的確に対応した仕組みに抜本的に見直すとともに、国家資格者による施術・民間療法については、平成23年4月から対象サービスから除外していくこととします。      |
| ・発達障害に対する認知度の高まりを示す指標はないだろうか。   | ・発達障害に対する認知度の評価は、保護者の心情等に十分分配慮する必要があり、それ自体を指標とするには困難ですが、引き続き適切な認知度の評価指標を模索していきます。                                       |
| ・近年の学童クラブ入会希望者の増加には、保育園入園希望者の増加と同様な、社会・経済的な背景があるとみられるが、受益者負担の適正化、民間との協働によるサービス提供が、より強く求められる。                                | ・待機児の解消やより良い育成環境を確保(過密化を解消)するため、第二学童クラブの新設等を計画的に進めてまいりますが、民間との協働をさらに推進すること、学童クラブ利用料の適正化を図ることを検討課題としております。               |
| ・産業活性化という観点からは事業所の売上高とか雇用労働力について目標を設定することが重要である。また、融資や相談についてはその結果、事業の継続や雇用安定化にどのように貢献したかの検証が重要である。                          | ・産業振興に関する施策の指標の設定は、区が独自に調査を行うことを含め、今後の課題として検討していきます。また、融資や相談の効果測定については、利用者を対象とした指標や調査の設定を検討していきたいと考えております。              |
| ・融資を受けた事業者側の評価や事業継続に関するデータが望まれます。   | ・区の融資制度を利用するリピーターには過去の融資利用や経営状況を踏まえた助言・指導を行っています。融資を契機に今後の経営改善につながるよう、さらに支援していきます。                                      |
| ・セミナー参加者数及び就労相談利用件数は計画を大きく下回っており、メニューなどの改善が必要ではないか。<br>・アニメ発信状況の指標化や著作権などのソフトの権利保護、あるいは入場者へのアンケート調査を実施することが望ましい。            | ・参加者確保のために広報の充実を図り、さらにニーズに合わせたメニューの改善も検討し、参加者の増加に努めます。<br>・メディアへの露出件数、外部からの視察・調査件数等を指標に加えます。                            |
| ・学校支援本部、地域運営学校、学校運営協議会、地域教育連絡協議会等、さまざまな組織が設置されているが、それぞれがきちんと機能し、かつ有機的に連携できているか不明。   | ・政策目標である「地域ぐるみで教育立区」の実現に向けて、学校支援本部・地域運営学校(コミュニティ・スクール)・(仮称)地域教育推進協議会等の設置目的・役割をより明確にしていきたいと考えています。                       |
| ・土曜日学校・放課後子ども教室の施策60への移行を検討するなど、他の施策を含めて、体系を抜本的に見直す必要があるのではないか。   | ・今後、現在の組織機構や施策・事業のあり方を見直す中で、施策体系等についても検討してまいります。  |
| ・大きな成果を上げている事務事業として「学校開放施設の団体・区民利用等」が挙がっているが、施策への貢献度は中で、整合がとれていない。<br>・指標について、見直しが必要。                                       | ・「地域の学校開放」が協議会運営委託事業を中心とした評価でしたが、よりトータルに施策が把握・評価できるよう、指標と施策の総合評価の視点を見直していきたいと考えています。                                    |
| ・学校支援本部および地域運営学校の設置が目的化されていないか。何のために設置するのかを明確にし、設置された成果を評価することが必要。  | ・学校支援本部、地域運営学校(コミュニティ・スクール)は、地域と協働する学校づくりの基盤をなすものであり、当面、それらの拡充を図りつつ活動の検証を行ってまいります。                                      |

| 政策 | 施策 | 対象名              | ページ | 内部評価  | 外部評価 |
|----|----|------------------|-----|-------|------|
|    |    | 20 創造的で開かれた自治体経営 | 66  |       |      |
|    | 75 | 創造的な政策形成と行政改革の推進 | 68  | サービス増 | 現状維持 |
|    | 76 | 財政の健全化と財政基盤の強化   | 70  | 効率化   | 効率化  |
|    | 77 | 区民に身近で開かれた行政運営   | 72  | サービス増 | 現状維持 |

## (2) 区民アンケートに対する外部評価結果

| 対象名                     | ページ | 内部評価  | 外部評価  |
|-------------------------|-----|-------|-------|
| 自転車問題の解決                | 74  | 拡充    | 効率化   |
| ごみの発生抑制及びリサイクルの推進       | 76  | 拡充    | 現状維持  |
| 保育の充実                   | 78  | 拡充    | サービス増 |
| NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境整備 | 80  | 統廃合   | 効率化   |
| 豊かな学校教育づくり              | 82  | 拡充    | サービス増 |
| 創造的な政策形成と行政改革の推進        | 84  | サービス増 | 現状維持  |

| 外部評価（要約）   | 対処方針（要約）  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民へのサービス向上の側面以外に政策分野ごとに対象とする目標集団を的確に設定し、政策と執行および対象が一貫するような工夫が必要です。特に、問題解決に向け区民にも考えたり参加してもらう工夫(行政サービスの受け手でなく政策実現のパートナーになる)も必要。</li> <li>・施策への貢献度が大のものが指標の基礎になっているが、貢献度をどのように合理的に測定するかの検討が必要である。</li> <li>・政策創造に向けた取り組みや採用された新規事務事業などの指標化が望まれる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例の見直しに関する検討結果をふまえ、区民の自発的な社会参加意欲に応え、区民自らが地域社会に貢献する担い手となり活躍してもらうための新しい仕組みとして、すぎなみ地域大学を開校し、公共サービスの担い手の育成と協働の基盤の充実に向けて取り組んでいます。</li> <li>・貢献度については合理的に測る基準はないため、今後、どのような基準設定が可能かどうか検討を行うとともに、事業の精査が進む中、新たな取組みや新規事務事業などの指標化なども含め、より適切な指標の設定について検討していきます。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員の自主的取り組みやNPOなどからの改善方策の取り組みも考慮されてよいと思われる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員提案制度や民間事業化提案制度がありますが、今後は、該当する施策のなかで適切に評価を行っていきます。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・待ち時間とか回線数などでどのような質の向上がなされているかの指標も重要である。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンターについては、放棄呼率や一次対応完結率といったサービス要求仕様書を委託事業者との間で締結しておりますが、どのような指標が区民に理解いただきやすいか検討を進めます。</li> </ul>  |

| 外部評価（要約）   | 対処方針（要約）   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト節減対策としては、駐車場の整備・運営の民間化や撤去方法や集積所の運営方法の見直しがあげられおり、早期実現が望れます。</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車駐車場の民営化については、現在、コスト節減やサービス向上などの検証を行っており、その結果を踏まえて、順次取り組んでいきます。また、自転車撤去や集積場についてもコスト節減のため、運営方法の見直しを進めています。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源回収に係る施策をさらに充実させていくとあるが、より具体的な対処方針の記述がほしい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スプレー缶等危険物を平成21年度から他の不燃ごみと別収集し、適正に処理した後、資源化を行っております。今後、鉄製品の資源回収など資源化品目の拡充についても検討を重ねていきます。</li> </ul>                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「区内の子どもは区民みんなで育てるべきもの」というコンセンサスが十分に得られるよう、区民に対して積極的な問題提起を行っていくべきではないか。</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コストについてアンケートにおいても詳しく区民に伝える工夫を検討するとともに、よりコンセンサスが得られるよう努めます。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境整備から区民がボランティアやNPO活動にもっと参加するような仕掛けに力点をおくべきである。たとえば、NPOで活動により成果を上げたところに重点的に補助するとかである。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO活動資金助成について、質の高い事業展開が期待できる事業に対して重点的に補助を行っていきます。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の方向性では「拡充」となっているが、事業の重点化や経費削減に取り組みながらサービス水準のアップをめざすことも必要ではないか。</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策における事業の重点化や経費節減に努めながら、効果的・効率的に事業運営を進めます。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・区政満足度が低いものについて原因を分析することが重要である。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「区政経営報告書」で全施策の成果指標を掲載していますが、このような成果指標をしっかりと振り返り、的確に予算へつなげていくといった、成果重視の区政運営に一層努めてまいります。</li> </ul>                      |

### (3) 財団等経営評価に対する外部評価結果

| 財 団 等             | ページ |
|-------------------|-----|
| 財団法人 杉並区勤労者福祉協会   | 86  |
| 社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会 | 87  |
| 杉並区文化協会           | 88  |
| 杉並区交流協会           | 89  |
| 杉並師範館             | 90  |

| 外 部 評 価 ( 要 約 )  | 外 部 評 価 ( 要 約 )  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金収入(会員あたり約2万円)があるのであるから、利用者の福祉増進と利用者間の公正が図られているかの評価をすべきである。受益者負担がサービスごとにどの程度か、事業収入と会費収入の割合がどのようにになっているかは受益と負担の関係を考える場合に不可欠である。</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来は協会が提供する特定のサービスを利用することで会員への利用補助を行っていましたが、カフェテリア制度(ポイント提供制度)を導入することで、豊富なサービスの中から個々の会員が自由に好きなサービスにポイントを利用できるような「利用者間の公正」を目指す制度に改めています。</li> </ul>              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年度の個別外部監査での指摘事項(本部人件費補助によって委託事業を行うことができるアドバンテージ、事務スペースを無償で提供されることによる実質補助があるというアドバンテージなど)を受けとめて、コストに反映させて、他の民間事業者との均等な競争条件を確保することを目指すべきである。</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・たとえば、認知症や障害のある方等の“権利を守る”仕組みづくりや、希薄化する地域事情における“人と人のつながりを回復”する営みは、社協が担うべき重要な業務と考えますが、そうした業務の遂行にあたっても、当然、民間事業者同様のコスト意識をもつことが必要であり、今後も努力をしていきます。</li> </ul>        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑賞・育成振興事業の入場者数及び協会会員数の増加は評価できる。しかしながら、受益者負担は微増するも収益事業比率は減少していることから、自己収入増についてさらなる検討の必要があろう。</li> <li>・補助金収入依存度は減少しているものの、補助金収入は増加している。さらに依存度を下げるに努められたい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催事業の執行から事業支援にシフトしているため、収益事業収入は今後も減少傾向となりますが、チケット販売受託収入の増を図るなど、補助金依存度が下がるよう一層の経営努力を行っていきたいと考えています。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・サロンの来場者数やコミュかるショップの売上が伸びている現状であるならば、交流サロンの開放日・時間の再検討や交流事業の魅力を高めて利用者数の増加を図り、商品の充実を図ることにより補助金収入依存度の低減に努められたい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流サロンの開放日・時間については、参加者や企画運営委員会の意見や費用対効果なども勘案し、検討します。</li> <li>・コミュかるショップ運営では、売り場レイアウトの工夫、交流自治体特産品の品揃えの強化やお客様にとって魅力のある企画販売等により一層PRに努め販売増進を積極的に進めています。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な指標設定に当たっては、そもそも「地域に根差した人間力豊かな教師」に求められる資質や要素は何であるかが明らかにされる必要があり、その点の明確化なくして、適切な指標設定も困難なのではないか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標の設定に当たって、「地域に根ざした人間力豊かな教師」ということで抽象的な要素が多く含まれていることから、杉並区の教育を向上させるための教員にはどのような資質が必要であり、それをどのように育てていくのかもっと具体的に明示できるよう検討していきます。</li> </ul>                     |

### 3 政策・施策評価に対する外部評価結果

#### 政策1 良好的な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために

|         |   |
|---------|---|
| 政策目標    | <ul style="list-style-type: none"><li>適正な土地利用により良好な住環境整備を推進するとともに、まちづくり条例の理念に基づき、地域の歴史や特性に応じた、快適で安全かつ魅力あるまちを区民や事業者との協働により創りだします。</li><li>駅を中心とした市街地において、交通のバリアフリー化、駅前広場・駅周辺道路の整備、放置自転車の削減などを進め、快適で便利な交通機能を確保し、都市機能を充実することにより、都市化活性化拠点や地域生活拠点としての基盤づくりを進めます。</li><li>都市の骨格となる都市計画道路や身近な生活道路の整備を歩行者優先・バリアフリー化を基調として進め、狭隘道路の拡幅整備と併せて役割分担を明確にした道路基盤の充実を図ります。公共交通機関の整備・充実を図り、南北交通問題を解消するとともに、移動の利便性向上による社会参画の機会拡充や駅周辺などの賑わい向上に貢献します。</li><li>交通安全の向上を施設整備のハード面、正しい交通ルール普及のソフト面の両面から進め、事故のない安全で快適なまちを目指します。</li><li>区営住宅の機能改善、計画的・効率的活用を推進するとともに、公営住宅のセーフティネット機能強化を図ります。民間住宅の耐震化促進などにより良好な住宅ストック形成と居住の安定を政策的に誘導し、区民が安全で良質な居住環境の下に住み続けられるようにします。</li></ul> |
| 当面の成果目標 | <ul style="list-style-type: none"><li>杉並南部区画整理事業施行区域等、基盤未整備区域について計画的にまちづくりを推進します。</li><li>平成15年4月に施行されたまちづくり条例を見直し、大規模な民間開発等に対する適切な対応や区民参画によるまちづくりの充実を図ります。</li><li>駅前広場の適正な面積確保に努め、広場としての機能を充実させるとともに、活力ある商業・業務活動につながる整備を行います。</li><li>区西部地域の交通不便地域の解消を目的とした南北バスの新路線について、平成20年度の運行開始に向け、路線選定等の準備を進めます。</li><li>放置自転車の解消など自転車利用総合対策に関し、サイクルアクションプログラムに定めた目標数値を達成します。</li></ul>  |

#### 【所管による自己評価】

|               |  |
|---------------|--|
| 20年度の取組状況     | <ul style="list-style-type: none"><li>開発許可などの法令に基づく各種事務事業を的確に行うとともに、大規模開発事業の手続などを定めたまちづくり条例を改正し、住環境整備要綱の施行とともに、協働による良好な住環境整備の制度的基盤を強化しました。放射5号線周辺や連続立体化の対象となる京王線駅周辺について、まちづくり協議会開催などにより住民参画のまちづくりを進めました。GISは全庁稼動を開始しました。</li><li>高円寺駅北口広場、永福町駅南北自由通路の整備に着手し、西永福駅駅前広場の整備を完了しました。</li><li>南北バス久我山駅－西荻窪駅間の運行を開始し、道路台帳閲覧複写システムの稼動開始とともに、区民サービスの向上を図りました。</li><li>交通安全施設の改修を行うとともに、警察と連携して臨場感のある自転車安全教室を実施し、交通安全の向上を図りました。</li><li>放置自転車の継続的な撤去、啓発活動の充実、西荻北自転車駐輪場の整備などにより放置自転車台数を大幅に低減しました。</li><li>区営住宅の入居や維持管理などの運営を適切に行うとともに、昇降機を設置し、高齢者などが暮らしやすい居住環境を整えました。</li></ul>   |
| 今後の政策目標の方針と課題 | <ul style="list-style-type: none"><li>良好な住環境整備については、法令を適正に運用するとともに、まちづくり条例に基づく手続や住環境整備指導要綱を有効に活用し、事業者に対して積極的な地域貢献を求め、実現していきます。幹線道路、大規模都市公園、都市高速鉄道などの都市計画事業や土地区画整理事業を施行すべき区域(杉並南部)については、協働による合意形成を進めながら、地区計画などの手法により地域のまちづくりの課題解決を図ります。</li><li>駅周辺は、都市活性化拠点、地域生活拠点、身近な生活拠点として、事業者と連携しながら、都市機能の充実に取り組みます。</li><li>道路交通体系の整備については、補助幹線道路や生活道路が担う役割を踏まえて体系的な整備に向けた取組みを進めるとともに、電線の地中化やバリアフリー化、緑化など歩行環境や都市環境の向上に貢献する道路空間創出に向けた取組みを進めます。</li><li>自転車利用マナーの改善、駐輪場の整備など多様な手法による自転車問題への取組みを進めるとともに、省エネなど新たな視点からの取組みも検討しながら、これまでの取組みと併せて警察・学校など関係機関と連携しながら安全・安心な交通環境を目指します。</li><li>住宅施策については、公営住宅の供給方法の改善、セーフティネット機能の強化を図るとともに、民間住宅の耐震化促進などにより良好な住宅ストックの形成と居住の安定を政策的に誘導し、区民が安全で良質な居住環境の下に住み続けられるようにします。</li></ul> |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | <p>住環境に満足している区民の割合が90%と高い値を示しているように、建築確認などの法定事務に加え、地区計画道路の整備や各計画の手続きを適切に行いました。公営住宅の提供や民間建築物の耐震化支援の充実を積極的に行いました。狭い道路の拡幅を進めたことなど、一つひとつ着実に良好な住環境の形成に努めました。また、まちづくり条例を大幅に改正し、今後のまちづくりに迅速かつ的確に対応できるようにしました。今後は鉄道連続立体化など広域的なまちづくりに適切に取り組んでいきます。</p> <p>都市機能については駅のバリアフリー化や自由通路の設置、駅前広場の整備、各道路の整備、放置自転車を大幅に減少させた自転車駐車場の整備など関係機関と調整を行いながら計画的に整備を図りました。また、南北バス交通の「かえで路線」を開通させました。今後は誰もが歩きやすい安全な道づくりや、近頃増えつつある自転車の事故に対する安全対策を積極的に推進していきます。</p> <p>こうした一つひとつの積み重ねによって、良好な環境と都市機能が調和したまちづくりを推進していきます。</p> |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                   |   |
|-------------------|---|
| 政策内容への評価          | <p>今後予定されている大規模な都市計画については、多数住民の利害得失が甚大なものとなります。区民や地域住民が情報に接する機会は限られています。広く区民の意見を聴取し、計画に反映させるために、先ず、計画内容を区報等を用い広く提供する必要があります。</p> <p>区営住宅や高齢者住宅の入居希望率は高倍率ですが、高齢化や経済不況に伴い一層高くなると考えます。高齢者等の住宅確保は個人の力では困難です。今後の需要予測・基金積立状況等を勘案し、ハード面・ソフト面の対策をたてられたい。</p>  |
| 評価表の記入方法などについての評価 | 各施策の事務事業において、成果の把握や成果の記載について不足が散見されます。成果と投入するコスト・労力等を常に考え、一番効率的な事務執行を図られたい。   |
| 政策を構成する施策についての意見  | <p>駅のバリアフリー化や駅南北通路の開設は都市機能の充実に貢献しています。一層、住民の意見を取り入れ、鉄道事業者と協議し、駅周辺整備等を進められたい。また、高齢化に伴い車椅子利用者や杖使用者が増加します。区内の国道や都道及び区道において歩道のバリアフリー化を早期に進められたい。</p> <p>南北バスは一路線が追加され三路線となり、区民の利便性向上が図られています。区内の交通事故数は減少してはいるものの、区内の自転車がかかわる交通事故件数は増加しており、全交通事故に占める自転車事故の割合(約45%)も都内の同割合(3割強)より著しく悪化しています。早急に対策が必要です。</p> |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域に重大な影響を及ぼす都市計画の決定、事業化にあたっては、早期段階からの住民参画を図るとともに、まちづくり条例の基本理念である、情報の共有化と対話を進め、住民意思を尊重し、区、区民、事業者の協働によるまちづくりを進めます。</li><li>・公営住宅の運営は、社会経済状況の変化や財政状況等を踏まえながら、既存ストックを有効に活用することで、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット機能を高めていきます。</li><li>・高齢者住宅については、都営住宅の移管に際して、良質な高齢者住宅を候補団地とすることなどにより、供給戸数の増に努めます。</li><li>・各施策の事務事業の成果の記載方法等については、事業目的に即したものとなるよう見直しを検討します。</li><li>・駅周辺整備や歩道のバリアフリー化については、行政・事業者間や行政間の役割分担を踏まえるとともに、連携を図りながら整備を進め、高齢者、乳幼児連れの歩行者や自転車利用者など誰もが安心・安全と快適さを実感できるようにします。</li></ul> |
|------|--|

## 施策 2 適正な土地利用と住環境の整備

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

|         |   |
|---------|---|
| 施策目標    | 良好で住みよい住環境の実現に土地利用の面から寄与するため、①まちづくり基礎調査結果等のまちづくりに関連する情報の適切な把握と現況分析、将来予測を行い、まちづくり基本方針の改定・推進、地区計画等の策定などによる計画的なまちづくりを推進します。②自治条例に基づく区民意見等提出手續、早期段階からの住民参画の実施、事業者の積極的な地域貢献などにより、まちづくりを区、区民、事業者の協働により進めます。③建築確認、開発許可事務、違反建築取締等の法に基づく事務を的確に行います。  |
| 当面の成果目標 | <ul style="list-style-type: none"><li>・地理情報システムの開発にあたり、外部に提供できるデータを精査し、提供サービス向上を視野において検討を進めます。</li><li>・杉並南部地区整備計画については、地域住民と協議し、市街地整備計画の策定を目指します。</li><li>・老朽化した大規模団地の建替え及び団地内の基盤整備を誘導、実施します。</li><li>・区民の住環境や安全性に関する意識の高さを示す、完了検査済証交付率等の向上を目指します。</li><li>・建築確認や違反建築物取締、大規模建物の事前周知制度などにより、良好な市街地の形成を図ります。</li></ul> |

### 【所管による自己評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 20年度の取組状況 | 開発許可や建築確認など法に基づく事務を的確に行い、適正な土地利用と住環境整備を着実に推進しました。法規制を補完するものとして、まちづくり条例を改正し、大規模開発事業に係る手続を設けるとともに住環境への配慮に関する指導要綱を施行しました。宮前二丁目の地区計画道路を整備し、地域の交通環境を大幅に改善しました。放射5号線周辺まちづくり及び鉄道連続立体まちづくりは協議会開催や調査委託などにより、計画策定に向けて協働のまちづくりを進めました。GISの全庁稼動を開始し、事務の効率化推進に取り組みました。  |
| 政策への貢献度   | 都市計画法、建築基準法などに基づくまちづくり関連事務の的確な遂行により、適正な土地利用と住環境整備によるまちづくりを着実に進めています。鉄道連続立体化、都市計画高井戸公園整備推進、放射5号線周辺まちづくりや大規模団地の建替え誘導等の広域的なまちづくり及び土地利用転換を伴う開発行為等においては、区民・事業者・関係機関との協議や事業者への指導を適切に行い、都市計画等の基準に適合するとともに、まちづくり基本方針に即した事業の実施を誘導し、協働による計画的なまちづくりを確実に進めることにより、政策である「良好な住環境と都市機能が調和したまち」を創りだすことに大きく貢献しています。 |
| 今後の施策の方向  | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
| 今後の施策のあり方 | 「まちづくり100年の計」という言葉が象徴するように、施策の目標である適正な土地利用による良好で住みよい住環境の実現は、中長期的な取組みが必要になります。まちづくり基本方針の改定や地区計画などのまちづくり計画の策定に当っては、将来を見据えて、戦略的に取り組むことが重要になります。  |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | <p>建築確認指導、開発許可、違反建築物取締りなど法令に基づく事務事業を適切に行うとともに、まちづくり条例の大幅な改正や宮前二丁目地区計画道路の整備などに取り組みました。住環境に満足している区民割合90%が示すとおり、適正な土地利用と住環境整備を着実に推進しています。今後、杉並区のまちづくりの指針となる「杉並区まちづくり基本方針」の見直しを始め、中長期的な取組として、高井戸公園整備の推進、鉄道連続立体まちづくり、放射5号線周辺まちづくりなど将来を視野に置いた計画策定や調整を進めていきます。</p> |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                    |  |
|--------------------|--|
| 施策内容への評価           | 多数の区民の甚大な利害得失につながる都市計画(放射第5号線事業・杉並南部地区画整理事業・外環道路計画・鉄道連続立体・大規模団地建て替え等の地区計画)が目白押しです。広く区民の意見を聴取し、計画に反映させるために、計画策定に際しては、早期に計画内容を広く周知することが肝要と考えます。都市計画を表示する図書(総括図・計画図・計画書等)が区HPに掲載されることは、住民参加のまちづくりに資すると考えますが、より広い情報提供を区報等を用いて行う必要があると考えます。 |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合  |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 「建築確認指導」において「中間検査及び完了検査の検査率の向上については、上昇傾向にあります」とありますが、中間検査率は平成20年度までの3年間に84% 94% 93%、完了検査率は80% 88% 80%と変化しています。特に完了検査率は中間検査率と比較して、悪化が著しくその理由は不明です。改正建築基準法施行後、審査に時間が掛かり、建築確認許可まで長時間をするようになりました、情報システムの構築・人員配置の見直しが予定されており、改善が期待されます。     |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 「違反建築物取締」事業において雑居ビルにおける飲食店の営業許可に伴う建築基準法の検査が行われています。平成21年11月の高円寺居酒屋火災においては、非常口の使用不能・易燃性の装飾品・店内の見通しの悪さ等が被害を増大させました。危険性の高い事業について、営業許可から時間が経過した時点の検査及び実質的に建築基準法を満たさなくなる使用法上の違反等について区としてどのような対応していくのか検討が必要と考えます。                            |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>地域に重大な影響を及ぼす都市計画の決定、事業化にあたっては、まちづくり協議会などによる早期段階からの住民参画の推進を図るとともに、都市計画案の縦覧内容を区HPに掲載するなど、まちづくり条例の基本理念に定める、情報の共有化と対話を進め、住民意思を尊重し、区、区民、事業者の協働によるまちづくりを進めます。</li><li>建築確認指導における中間検査と完了検査の率の相違については、審査期間長期化など法改正の影響による業務の停滞及び中間検査、完了検査の実施年度のずれなどにより、差が生じているものと思われます。検査の伸び率については鈍化しつつありますが、事業者への指導を充実し、更なる向上を目指します。</li><li>既存建築物の火災時などの安全性の確保については、定期報告制度等の充実を図るとともに、消防署などの検査・取締機関と連携を密にし、違反建築物の把握及び是正指導に努めます。</li></ul> |
|------|--|

### 施策 3 住民参加のまちづくり

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

|         |  |
|---------|--|
| 施策目標    | ○まちづくりの機運を高め、地域住民の交流及び生活環境の向上を図るため、地域の住民主体によるまちづくりルールの作成など積極的にまちづくり制度を活用できる団体の育成。<br>○みどり豊かな杉並のまちを歩くことにより、見慣れた風景から新しいまちの魅力を再発見し、まちに親しみを持ってもらう。                                     |
| 当面の成果目標 | ○団体の成熟度に応じて段階的に支援する新たな制度の活用をPRし、まちづくりの初めの一歩である人と人とのつながりを、より具体的で自主的なまちづくりへとつなげていきます。<br>○知る区ロード事業は、まち歩きの情報提供により、自分の生活するまちへの関心や愛着を高めもらうものとし、区民からの知る区ロードホームページへのアクセス数や資料請求数の増加を目指します。 |

#### 【所管による自己評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 20年度の取組状況 | 京王線連続立体化の関係で沿線のまちづくり協議会が立ち上がったため、認定協議会の数が増加し、助成額が増加しました。また、コンサルタントは、市街地再開発対応等で2団体に派遣しました。すぎるサポートー等区民と協働し、知る区ロードホームページを開設して情報提供を行いました。また、事業周知のためのパンフレットを作成しました。          |
| 政策への貢献度   | まちづくり活動助成等の活動支援は、様々な区民のまちづくり活動への参画を促進し、良好な住環境の整備につながります。区民が自らの意思でまちを知る手法として知る区ロード事業を実施してきましたが、景観まちづくりなどと連携して身近なまち歩きルートなどの事業に展開していきます。                                   |
| 今後の施策の方向  | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 今後の施策のあり方 | ○改正後の新たな支援制度をスムーズに運用し、団体へのきめ細かいフォローをして活動のステップアップにつなげます。<br>○知る区ロード事業は誰もが関心を持ち、参加しやすく満足感を得られる仕掛けづくりを検討します。   |

## 【二次評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 評価と課題・方向性 | まちづくり条例の改正により、平成21年4月から、みどりの保全等、身近なまちづくり活動に対する協議会の認定が可能となりました。今後、この制度をPRし具体的なまちづくりへつなげていくことが課題となります。知る区ロード事業は、イベントを中止しホームページによる情報提供を行ってきましたが、ボランティアとの協働により、新たな視点から区民参加の場を設けることは、まちの魅力を再発見する有効な手段となります。 |
|-----------|--|

## 【外部評価】

|                    |  |
|--------------------|--|
| 施策内容への評価           | 地域住民参加のまちづくりのために、まちづくり条例改正により、市街地整備型でないテーマ型まちづくり協議会の認定が規定されたことは、地域住民の交流や既存の住環境を守るために資すると考えます。一方、市街地整備型のまちづくり協議会については、地域住民の意見を広く反映させるようなまちづくり協議会の支援策を講じ、積極的な住民参加のまちづくりを図られたい。 |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合      |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 「まちづくり施策の推進」事業において、まちづくり活動団体やまちづくり協議会に補助金・助成金の交付及びコンサルタント派遣が行われています。既に成果を達成したものや成果がなかなかあがらないものについては終期を設ける必要があると考えますが、成果をどのように把握しているのか評価表からは不明です。                             |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 今後の大規模都市計画に際し、広く区民の意見を聴取する手段としてまちづくり協議会等が適切に機能するかどうか、まちづくり協議会の有効性を検証し、住民参加のまちづくり実現に向け方策を検討されたい。  |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | 改正後のまちづくり条例・同施行規則では、まちづくり協議会の認定要件をより明確に定めました。特に市街地整備型まちづくり協議会については、当該団体が広く居住者に対する説明や意見聴取を行っていることを認定要件のひとつとして定め、地域に開かれた団体の認定、支援に努めていくこととしています。また、助成制度やコンサルタント派遣制度の見直しを行い、21年度当初に要綱を改正し、まちづくり協議会等への支援策を拡充しました。<br>助成金の交付期間やコンサルタント派遣期間は種別により1年～3年の期間を設けており、さらに活動報告書の提出や公開での報告会を実施し、専門家による講評を行うなどして活動成果の検証や今後の活動への助言を行っています。<br>今後は、さらにそれぞれの団体の活動地域や活動目的に応じたきめ細かい支援の方策を検討していきます。 |
|------|---|

## 施策 4 都市機能の充実

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

|         |   |
|---------|---|
| 施策目標    | 駅を中心とした市街地において、鉄道事業者などと協力し、駅前広場や南北自由通路の整備、バリアフリー化を推進し、安全性を高め快適で便利な交通機能を確保するとともに、活力ある商業活動の基盤づくりを行うため、民間再開発事業を支援し、都市機能の充実を図ります。         |
| 当面の成果目標 | ○駅前広場としての機能充実や、駅利用者や周辺住民の交通の利便性や安全で快適な歩行空間の確保を図るため、駅前広場や南北自由通路の整備、バリアフリー化等を推進します。<br>○活力ある商業活動の基盤づくりを行うため、助成制度を活用し、民間再開発事業の活動支援を行います。 |

### 【所管による自己評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 20年度の取組状況 | 高円寺駅については、北口駅前広場整備、永福町駅については、駅南北自由通路整備にそれぞれ着手しました。西永福駅については、駅前広場等の整備を行いました。荻窪駅については、区と鉄道事業者による協議会で、東口通路の拡幅や西口バリアフリー整備等について、基本計画案及び整備方針の検討を行いました。井荻駅については、地下道のバリアフリー化に向け、都と協議を重ねました。また、再開発準備組織に対し、再開発の必要性や課題を整理するために街づくりコンサルタントを派遣し、再開発準備組織の活動の支援を行いました。 |
| 政策への貢献度   | 施策の貢献度としては、具体的な形、数値等で表すことは難しいが、都市基盤整備を鉄道事業者や民間事業者と連携して進めて行くことは、上位政策である「良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために」に大きく貢献できるものと考えます。  |
| 今後の施策の方向  | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
| 今後の施策のあり方 | 駅周辺の地域を「都市活性化拠点」「地域の生活拠点」「身近な生活拠点」として、個性的で魅力のあるまちとなるよう、公共施設整備や民間再開発事業との一体的かつ総合的なまちづくりを区民とともに取り組んでいきます。さらに、都市機能の充実に向け、鉄道事業者や民間事業者とさらなる連携・調整を図り、安全・安心・快適な駅周辺のまちづくりを進めていきます。   |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | 駅周辺のバリアフリー化については、平成22年までの目標達成にむけて鉄道事業者との協働等による事業を精力的に進めました。特に平成20年度は、永福町駅、高円寺駅、西永福駅、荻窪駅において調整も含め大きく進展しました。今後は、エレベーター・エスカレーター、自由通路設置などの効果について、アンケート調査、踏切待ち時間、施設利用率など、施設整備率ではなく成果指標を用いた評価検証も検討していきます。 |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 施策内容への評価           | 駅前広場や駅南北自由通路の整備、バリアフリー化は安全性・利便性・商店街振興に資する事業と考えますが、中には議会の承認を得てはいるものの、もう少し利便性を図る余地や事業費の掛け方があったのではないかと思えるものがあります。特に高円寺駅前広場整備工事の目的が明確化していません。地域住民の意見を広く聴取し、鉄道事業者等と整備計画の一層の協議を図り、区民の利便性の向上が期待されます。 |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合                       |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 各駅周辺整備事業について事務事業評価表では各年度の事業費が開示されていますが、整備事業の事業費総額・主な使途内容を記載し、当該事業の全貌を明らかにされたい。また、計画段階においてそれらを広く公表することによって、地域住民の意見の喚起を図られたい。   |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 各駅周辺整備の際には、地域住民の意見を広く聴取する方策を講じ、地域住民の利便性を向上するような施設(自転車駐車場・保育施設・障害者用乗降所・荷捌きスペース等)の設置について、他課と連携して、鉄道事業者等と協議を図られたい。   |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | ○高円寺駅前広場整備は、杉並区交通バリアフリー基本構想で高円寺地区が重点整備地区に指定されていること、駅前広場整備後40年が経過し施設の老朽化が進んだこと、地元から強い要望があったことなどから、歩行者や自転車利用者の安全で快適な空間の確保、水と緑を配した潤いある広場づくり、交通結節点としての機能充実等を目指し進めています。<br>○高円寺駅前広場整備では、計画段階での商店会・町会長などの地域住民代表者の方々との懇談会における意見、商店会・町会会員、一般の駅利用者に実施したアンケート結果などを整備内容に反映させています。また、交通管理者・鉄道事業者・バス事業者などとも綿密な協議を重ねた結果、荷捌きに対応できるパーキング、障害者の乗降用スペースなどが設置されます。<br>○評価表の記入方法については、整備事業費総額や主な使途内容を特記事項欄に記するなど、わかりやすく説明いたします。また、計画段階において、公開が可能な情報を広く公開していきます。<br>○今後も各駅周辺整備事業については、地域住民の利便性の向上を目指すため、計画段階において地域住民の意見を広く聴取し、計画に反映させ、鉄道事業者等と協議を進めています。 |
|------|---|

## 施策 5 道路交通体系の整備

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

|         |  |
|---------|--|
| 施策目標    | 公共交通機関の整備・充実を図ります。また、都市計画道路などの整備や道路幅員4m未満のいわゆる2項道路の拡幅整備により、歩行者優先の道路ネットワーク整備やバリアフリー化を推進し、誰もが安心・安全に利用できるまちづくりを進めます。  |
| 当面の成果目標 | ①杉並区南北バス交通3路線を継続して運行します。また、新路線について調査・検討を行います。<br>②都市計画道路補助第226号線の歩道拡幅や電線類の架空線の地中化整備を18~21年度に行います。<br>③特別区道2101-1号線について、電線類の地中化整備を20~24年度に行います。<br>④家屋の新築・改築に伴い狭あいな道路を拡幅整備します。<br>⑤道路台帳・複写システムを平成21年度より運用開始します。 |

### 【所管による自己評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 20年度の取組状況 | 南北バスに新路線を追加し、狭あい道路の拡幅や都市計画道路の整備、魅力ある歩行者優先の道づくりなど、当面の成果目標の達成に向けて取組を進めました。また、道路台帳の閲覧複写システムサービスを開始するなど、窓口サービスの向上を図りました。  |
| 政策への貢献度   | ①南北バス運行は、杉並区に不足している南北方向の公共交通を確保するとともに、利用者を順調に増やし、区民の利便性向上に貢献しています。<br>②狭あい道路の拡幅整備は、交通安全、災害に強いまちづくりに貢献しています。   |
| 今後の施策の方向  | <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 今後の施策のあり方 | ①南北バス「すぎ丸」の新規路線の調査・検討を進めます。<br>②良好な住環境のため、バリアフリー化、無電柱化、道路緑化を進めます。<br>③省資源・省エネルギーに努め、環境に配慮した道づくりを進めます。   |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | 南北バスは、区内の南北交通の利便性を高めており、3番目の「かえで路線」が開通したこととあわせて平均利用者数が増加しています。今後、新たなコミュニティバス路線の調査・検討を行い、さらなる利便性の向上を目指します。また、都市計画道路整備を促進するため、地域住民の合意形成に努め、協働により事業を実施します。狭い道路の整備については、安全なまちづくりのため、区民への制度周知を図り継続して推進します。 |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                    |  |
|--------------------|--|
| 施策内容への評価           | 南北バス路線事業は、平成20年度は「かえで路線」が開通し、既存2路線とも乗車人員数は前年より増加しており、「けやき路線」では黒字が確保され、区内南北交通不便地域解消に高く貢献しています。一方、2項道路の拡幅整備事業は、申請者の建築確認申請によることが多く、区内の道路拡幅整備には非常に長期間を要する(平成18年度整備率21%、平成20年度整備率22%)と考えますが、災害時の危険性の高い区域の道路拡幅整備が進むような事業実施方法の検討が望まれます。また、拡幅した2項道路において、前所有者が無届で私用に供している例があるので、これを管理することが望れます。 |
| 今後の施策の方向           | <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合  |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 特になし。河川維持管理の成果指標に計算ミスあり。   |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 高齢化に伴い、車椅子利用者や杖の使用者が増えます。区内の国道や都道及び区道において、歩道のバリアフリー化を早期に実現されたい。<br>「道路台帳の整備」事業において道路台帳閲覧複写がIT化され、利便性が図られました。   |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | ①杉並区南北バス交通：南北バス路線事業につきましては、今後もより多くの皆様に利用していただけるよう、様々な方策を検討し、実施してまいります。<br>②2項道路の拡幅整備：地区ごとのまちづくりにおいて事業実施・推進方法について今後とも検討を行ってまいります。なお、2項道路後退地が道路としての機能を確保できるよう、区民の理解と協力を得ることに努力してまいります。<br>③歩道バリアフリー化：区道の歩道については段差改良については概ね完了していると考えておますが、勾配や幅員の改善を図るため、都市計画道路整備等において再整備を行っているところです。なお、国・都道については、今後とも関係者と調整を図り、促進に努めてまいります。<br>④道路台帳閲覧複写システム：適切な保守を行い、利便性と正確性を確保して運用してまいります。<br>⑤河川維持管理：成果指標については入力値の齟齬により、計算ミスの表示となっております。今後、表記方法の変更により適切な表示となるよう対処いたします。 |
|------|---|

## 施策 6 交通安全の推進

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

|         |  |
|---------|--|
| 施策目標    | ①地域の特性に合わせた交通安全啓発活動を推進し、交通事故のない安全で快適なまちにします。<br>②交通安全施設を整備・維持し、交通事故の防止を図ります。<br>③高齢者や子供たちの交通安全意識を向上させ、誰もが安全に生活できるまちにします。<br>④歩行者や運転者が正しい交通ルール・マナーを身につけることにより、交通事故の防止を図ります。 |
| 当面の成果目標 | ①交通事故による死傷者数を平成22年度に10万人あたり510人(H18×0.8)に減少させます。<br>②高齢者事故件数を平成22年度に420件(H18×0.8)に減少させます。<br>③自転車が関係した交通事故件数を840件(H18×0.8)に減少させます。   |

### 【所管による自己評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 20年度の取組状況 | ハード面においては、経年劣化した防護柵、街路灯など交通安全施設の更新、改修を行うとともに、安全確認と今後の改修計画の資料とするため、劣化等による設備の損傷状況について調査、点検を行いました。<br>ソフト面においては、警察署と連携し、交通安全ルールのPR活動を推進するとともに、小学校全校を対象とした自転車の実技講習と中学校でのスタントマンを使った事故再現による自転車安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図りました。   |
| 政策への貢献度   | 道路は日々多くの住民が利用する公共施設です。安全安心なまちをつくるためには、交通安全施設の維持・整備と、交通安全ルールの啓発活動による交通安全施策は欠かせないものであり、今後もより強化・充実していく必要があります。   |
| 今後の施策の方向  | <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
| 今後の施策のあり方 | 交通安全の推進は、区民の生命・財産を守る上で大変重要です。今後も、ハード・ソフトの両面に渡って、各警察署及び警察関係機関等と連携し、交通事故の減少に向けた交通安全施策を推進していきます。<br>ソフト面では、近年の事故実態から、特に高齢者の交通事故防止と自転車の安全利用の啓発に重点的に実施します。また、中学生・高校生たちの自転車利用による加害事故等の抑止効果をあげるために、既存の施策にとらわれない工夫を行っていきます。ハード面では、老朽化しつつある交通安全施設について、定期的に安全点検を実施し、適切な更新及び改修を行っていくとともに、省エネルギー化への対応を検討していきます。 |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | 街路灯・交通安全施設の計画的な設置と迅速な修理等を実施するとともに、警察署と連携した交通安全PR活動や、小・中学生への交通安全普及啓発活動等を実施し、ハード・ソフト両面での交通安全施策を推進しました。区内における交通事故件数が毎年減少している反面、自転車が関与する交通事故が増加しているため、自転車の安全利用の啓発活動等を、幅広い世代で効果的に進め、交通事故のない安全で快適なまちを目指します。 |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                    |  |
|--------------------|--|
| 施策内容への評価           | 区内における交通事故件数は平成18年度2874件、平成19年度2737件、平成20年度2428件と減少しておりますが、区内における自転車が関係した交通事故件数は、平成18年度1047件、平成19年度1080件、平成20年度1097件と増加しております。平成20年度の区内における自転車の交通事故件数は区内における交通事故件数の約45%を占めており、都内における同比率が3割強であることと比較しても、著しく悪化しています。 |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合  |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 区立小学校4年生を対象に自転車教室を実施し、自転車の安全運転の意識啓発のために自転車安全利用証を交付するとありますが、自転車安全利用証の交付が自転車の安全運転の意識啓発に有効なのかは疑問です。免許証タイプの自転車安全利用証作成に約200万円掛けていますが、成果の出る取り組みへ予算の振り替えを図られたい。   |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 区内における自転車が関係した交通事故件数の低減のために、自転車乗車の交通ルールやマナーを小・中学生以外にも啓発する必要がありますが、他課・他政策で行われている巡回車でのアナウンスや駅での呼びかけなどと連携して実施することにより、低コストで効果実現が可能と考えます。出来れば自転車専用道路の設置が望まれます。  |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | 小学校の自転車教室実施に伴う利用証の生徒への交付は、子ども達の目線に立って見たとき、自転車安全利用の動機付けに高いインセンティブを持つものと考えております。この利用証の発行に至るまでに、子ども達はテキストを読み込み、筆記テストを受け、道路を模したコース上にて警察官立会いによる実技指導を受けています。これらの一連の教習を経て手にする利用証の存在は、その後の生活の中で自らを律し、自転車安全ルールを守っていくための支えになっていくものと期待しています。行動力のある子ども達が、活発な生活をおくる中でも長期にわたり携帯することが可能なよう、利用証は丈夫なプラスチック製とし、顔写真を載せたものとなっています。このため、費用を要するものとなってしまいますが、利用証を価値のあるアイテムとすることは、インセンティブを保持するために必要なことと考えます。<br>また、幅広い世代への啓発活動の一環としての、スピーカー等使用したアナウンスの活用につきましては、住宅地の多い杉並区では騒音とならないよう配慮する必要もあるため、スピーカーのみに頼らず、視覚等にもアピールが可能な方法と併用した新たな手法を検討してまいります。 |
|------|--|

## 施策 7 自転車問題の解決

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

|         |   |
|---------|---|
| 施策目標    | ①放置自転車がない、安全で快適なまちにします。<br>②自転車の乗り方や駐車についてのルール、マナーの向上を目指します。<br>③徒歩と自転車の時代と認識し、環境にやさしい杉並区を目指し、総合的な交通施策の面から自転車利用の適正化を図ります。                   |
| 当面の成果目標 | ①駅周辺放置自転車の台数 …22年度末までに1,500台以下とします。<br>②自転車駐車場の利用率(平日) …22年度末までに85%に引き上げます。<br>③自転車駐車場の整備率(民間含む) …22年度末までに100%にします(22年度の整備目標台数34,600台に対して)。 |

### 【所管による自己評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 20年度の取組状況 | 放置自転車台数は、継続的な撤去活動と駅周辺放置自転車防止キャンペーンを実施するとともに、自転車駐車場の開設に合わせた啓発等を行い、目標数値2,500台を大きく超える1,884台にまで減少させました。また、東高円寺自転車駐車場の改築及び西荻窪北自転車駐車場の新規開設、永福自転車集積場の用地取得など、計画的に自転車駐車場・集積場を整備しました。 |
| 政策への貢献度   | 安全で安心な生活環境の実現には、駅周辺を中心とした放置自転車の解消が必要であり、貢献度は高いです。   |
| 今後の施策の方向  | <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合     |
| 今後の施策のあり方 | 平成10年度に策定した「杉並区自転車総合計画」について、21年度に改定します。この計画に基づいて、区民、事業者、区が一体となって、放置自転車対策、自転車マナーの向上、自転車駐車場整備などの目標を着実に達成して、安全で快適な自転車のまちづくりを実現していきます。  |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | 放置自転車台数が、平成19年度の2,620台から、平成20年度は1,884台と大幅に改善されています。その理由は、自転車駐車場の整備を進めながら、既存ストックの有効活用を図ったことが、成果に結びついたと考えられます。有料自転車駐車場については、「定期利用専用駐車場」の一時利用の導入、1時間無料化などの工夫を行いました。課題としては、自転車等駐車対策協議会での協議・検討を踏まえ、区主導の自転車駐車場の整備から、民間誘導の整備へとシフトさせていくことがあげられます。 |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                    |  |
|--------------------|--|
| 施策内容への評価           | 放置自転車対策事業として、自転車駐車場の整備・運営、放置自転車の防止指導・撤去等がなされ、駅前放置自転車は平成12年度の9189台から平成20年度は1884台となり、大きな成果をあげています。一方、自転車のマナー向上や環境面・交通施策としての自転車利用については、目標にあげられてはいるものの、具体的な事業化が図られていません。区内の自転車がかかわる交通事故は増加しており、早急に今後の検討が望まれます。 |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合                                    |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 自転車マナー向上という施策目標については、同政策下の施策「交通安全の推進」においても取り上げられています。区内における自転車がかかわる交通事故の割合は増加しており、都内の同比率と比較しても非常に高い状況です。早急に施策・事業を整理・構築し、対策を講じる必要があると考えます。  |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 有料制自転車駐車場の運営について、コスト削減効果・サービス向上等を勘案し、民営化を進められたい。鉄道事業者と駅周辺の自転車駐車場整備につき協議し、区民の利便性向上に努められたい。  |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | 委員のご指摘のとおり、自転車の交通事故の問題や自転車の乗り方についてのルール・マナーの向上に関する事業は、施策⑥「交通安全の推進」事業の中で行っております。次年度の評価表から施策目標②「自転車の乗り方や駐車についてのルール、マナーの向上を目指します。」から「乗り方」の部分を削除し、事業体系をより分かりやすいものとします。<br>有料制自転車駐車場の民営化については、現在、コスト削減やサービス向上などの検証を行っており、その結果を踏まえて、順次取り組んでいきます。また、駅周辺の自転車駐車場整備については、引き続き鉄道事業者と協議をしていきます。 |
|------|--|

## 施策 8 住宅施策の推進

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

|         |   |
|---------|---|
| 施策目標    | すべての区民が良質な住宅と良好な住環境のなかで、ゆとりある住生活を主体的に営めるようにする。  |
| 当面の成果目標 | 1 区営住宅を良好なストックとして維持し機能させるため「区営住宅ストック活用計画指針」に基づき、既存区営住宅の計画的・効率的な活用を図る。<br>2 民間の既存住宅の質の維持及び向上について普及啓発を図る。<br>3 誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられるように、住宅の確保並びに居住の安定を図る。 |

### 【所管による自己評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 20年度の取組状況 | 住宅に困窮する区民のための住宅提供や、既存区営住宅へのエレベーターの設置など、高齢者や障害者が暮らしやすい居住環境の整備を着実に進めました。また、住宅の耐震改修促進事業を推進し、既存民間住宅の安全性の向上を図り、区民が安全で良好な住環境の中で、生活できるよう取り組みました。                               |
| 政策への貢献度   | 住宅に困窮する区民のための住宅提供や、既存区営住宅へのエレベーターの設置など、高齢者や障害者が暮らしやすい居住環境の整備を着実に進めたこと、また、住宅の耐震改修促進事業など、民間の既存住宅の安全性の向上を図ったことなどにより、良好な住環境の確保に貢献することができました。                                |
| 今後の施策の方向  | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 今後の施策のあり方 | ○都営住宅移管による区営住宅の確保に努めるとともに、区営住宅を有効に活用するため、「杉並区住宅マスターplan」に基づき、住宅施策を総合的に推進していきます。<br>○住宅に困窮する区民のために、公営住宅の供給方法の改善や民間賃貸住宅における居住の安定を支援する施策を推進し、住宅のセーフティネット機能を強化していきます。       |

## 【二次評価】

### 評価と課題・方向性

良質な住宅をストックするため、民間住宅の耐震改修助成や、建築等の専門家による相談会、セミナーを開催し、住宅維持管理の普及啓発を行いました。耐震診断と耐震改修助成の連携を図り、耐震改修促進事業として実績を上げています。また、区営住宅の住環境の改善を計画的に進め、昇降機の設置や、全29団地の耐震改修工事を完了させました。今後は、住宅セーフティネット機能の強化を重点的に進め、高齢者、障害者、ひとり親世帯、その他特別な事情のある世帯が、公営住宅に入居しやすい方法を拡充していきます。

## 【外部評価】

|                    |  |
|--------------------|--|
| 施策内容への評価           | 区営住宅・高齢者住宅の入居希望倍率は非常に高く、一層の高齢化や経済不況に伴い高齢者等の住宅施策の重要度は増します。高齢者への民間アパートあっせん制度のここ3年の成立割合は52%～64%と高齢者の住宅確保は困難な状況です。高齢者等応急一時居室入居率は約7割となっており、活用が望されます。一部の区営住宅への昇降機の設置や居室を2分割するペアリフォーム事業はニーズに即していると考えます。住宅施策はセーフティネットとして重要であり、今後、都営住宅の移管等、コスト増となる要因が予定されていますが、効率的な運営によりコストを維持し、サービス増に努めることが必要だと考えます。 |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合  |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 「区営住宅整備基金の積立金」事業において、成果指標として基金の積立累計額等が記載されていますが、それらは将来必要額を現在価値に引き戻した額の何%であるのか、基金積立額の十分性を明らかにされたい。  |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 「区営住宅、区民宅等住宅施策」について平成18年度に個別外部監査がなされました。入居使用権の承継(使用承継後1人世帯の適正規模への転居・子の使用承継への対処)・収入超過者への対応・区営住宅使用料の減免制度・使用料の滞納対応・入居者管理・入居に際し住宅困窮度等の事情の加味等について意見・問題提起がなされました。早期対応が望れます。  |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

### 対処方針

○高齢者等応急一時居室は、その性質上、入退去が頻繁に行われる所以、入居率は7割程度であります。平成21年4月から、次のとおり対象者を拡大し、住宅困窮者にとってより利用しやすい制度として、実施しております。  
・平成21年3月までの対象者…高齢者、災害被災者、犯罪被害者  
・平成21年4月からの対象者…上記に加えて、ひとり親家庭、障害者、DV被害者を対象にしております。

○平成20年度は、窓口業務の職員配置の工夫などにより、効率化を進めました。今後も一層のコスト削減に努めるとともに、都営住宅についても、良質な住宅を受け入れることでより効率的な運営を図っていきます。

○区営住宅整備基金は、区営住宅を良好なストックとして長きに亘って維持し機能させるために、計画修繕の財源として活用していくものです。今後、区営住宅の長寿命化計画の検討を始めてまいりますので、同基金の執行計画や十分性等につきましては、この計画の策定とともに検討していきます。

○個別外部監査の指摘につきましては、平成19年度に、使用承継を原則として配偶者に限る改正、滞納処理についてはマニュアルを作成し、督促を強化するなどの対策を講じております。残る課題につきましては、平成20年度に「区営住宅等の管理・運営方針」を定め、必要な規則改正を行いました。21年度より、この方針に基づき、住宅困窮度の高い方々への優遇抽選制度の拡充(ひとり親世帯・多子世帯等には抽選番号を5つ付与する)、期限付き入居制度の導入、高齢者・障害者には専用枠(区営住宅の1階部分は高齢者・障害者に応募を限る)を設定するなどの対策を実施しております。

## 政策 3 うるおいのある美しいまちをつくるために

|         |  |
|---------|--|
| 政策目標    | みどりの保全・創出、環境負荷軽減など多様な施策により、都市と自然環境が調和した美しくうるおいのある街並みを形成するとともに、区民が安全で快適に安心して住み続けられる生活環境を創出する。   |
| 当面の成果目標 | (1)自然環境と調和のとれたまちづくりを推進。<br>区内に点在する公園、道路、川、屋敷林、民有地などの多様なみどりを結びつけ、みどりの豊かさが実感できるまちとするため、みどりの基本計画で定めたみどりの39プラン(39の施策)を総合的に推進します。<br>(2)区民との協働による公園づくりを行う。<br>平成20年4月に定塚橋公園(約1767.82m <sup>2</sup> )が開園し、21年度は高井戸東地区計画の地区施設公園(約1.65ha)が開園する予定です。また、22年度には、防災公園として(仮)桃井中央公園(約4.0ha)を開設する予定で、区民一人あたりの公園面積の増が見込まれます。<br>(3)平成19年度のみどりの実態調査では、緑被率は21.84%まで回復してきたが、宅地の細分化や相続などによる屋敷林の減少などが進んでいます。これらの課題については、新たな仕組みづくりを検討していく必要がある。今後も屋敷林の保全のための税の軽減等について、特別区全体で国や都に強く要請していきます。<br>(4)平成21年10月から路上禁煙地区における歩行喫煙者を対象に過料徴収を実施するとともに、歩行喫煙やポイ捨て防止のキャンペーンを強化することにより、区民の安全と紀律ある地域社会の実現をめざします。また、環境美化に関するボランティアや地域団体、事業者などの主体的な活動を支援し、区民とともに快適な生活環境の確保に努めます。 |

### 【所管による自己評価】

|                   |   |
|-------------------|---|
| 20年度の取組状況         | (1)みどりの基本計画の目標の実現に向け、事業を着実に進め、「みどりのベルトづくり」など区民との協働によるみどりづくりを推進するためにモデル地区指定の準備を進め、20年度から善福寺川「水鳥の棲む水辺」の創出事業に着手しました。<br>(2)平成20年4月に定塚橋公園(約1767.82m <sup>2</sup> )が開園し、平成21年度は、高井戸東地区計画の地区施設公園(約1.65ha)が開園予定となっています。<br>(3)区民との協働による公園管理運営体制は、花咲かせ隊・すぎなみ公園育て組合計140団体と着実の増加しています。<br>(4)景観条例を制定し、21年4月には景観行政団体となり、法を活用した美しいまちづくりの推進体制を整え、区独自の景観計画の策定、屋外広告物規制の準備を行いました。<br>(5)路上禁煙地区的パトロールの強化月間を設け、区内全駅キャンペーンを実施し、クリーン大作戦とあわせ、環境美化活動を区民と協働で進めました。 |
| 今後の政策目標の方<br>向と課題 | 緑被率は、今後の社会状況の変化により減少することも想定されるので、緑被率25%の目標達成に向け中長期的視野に立った政策の策定が必要であることから21年度は、みどりの基本計画の改定を行います。区立公園等の公共施設の整備は、政策の中核を担う事業であるので現実性のある計画的な事業の推進を行います。<br>美しいまちづくりは、ハード面(公共施設の整備や民間施設の景観誘導)とソフト面(まちに住む人々や利用する人々の意識)が両輪となります。施設整備を効率的に進めるとともに住む人々や利用する人々の意識を高めるため、これまで以上に区民・事業者・行政の協働を推進していきます。<br>歩行喫煙対策については、平成21年10月から違反者に対して過料徴収を実施することにより、路上喫煙対策を徹底してまいりますが、区民等の協力や規範意識の徹底、円滑な過料徴収のあり方などが課題です。  |

## 【二次評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 評価と課題・方向性 | <p>都市と自然環境の調和を目指し、みどりのベルトづくり、屋敷林等の保全に向けた調査研究、善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業の基本方針素案の策定などを行いました。平成21年度中に、みどりの基本計画を改定し、樹林地や農地の保全策を強化します。</p> <p>公園新設及び既設公園の施設の維持更新を計画的に進め、区民との協働による公園の維持管理を充実し、安全で快適な公園運営を行ってきました。今後もよりよい公園づくりを着実に進めます。</p> <p>平成20年度に景観条例を制定し、平成21年4月から区が景観法上の景観行政団体になりました。平成21年度中に地域特性に配慮した独自の景観計画を定め、まちの美観向上に取り組んでいきます。</p> <p>歩行喫煙やポイ捨て防止については、条例制定後の区の取組や区民等の協力により、一定の成果が見られるものの、依然として歩行喫煙等が後を絶たないのが現状です。平成21年10月からは、違反者に対して過料を徴収するなど、歩行喫煙防止対策を一層強化し、区民の安全と紀律ある地域社会の実現に努めていきます。</p> |
|-----------|--|

## 【外部評価】

|                   |  |
|-------------------|--|
| 政策内容への評価          | 政策目標の欄においては、「みどりの保全・創出とともに「環境負荷軽減」など多様な施策をとおしての目標達成を目指す旨が記述されているが、具体的な施策として環境負荷軽減に係るものが挙げられておらず、政策目標と個別施策との整合性が一部確保されていない印象を受ける。 |
| 評価表の記入方法などについての評価 | 二次評価の記述は、これまでの取組状況を確認しているにとどまり、それを踏まえての「評価」がなされていない。   |
| 政策を構成する施策についての意見  | 水辺とみどりの保全・創出が本政策の核となる施策として位置づけられると考えられるが、そのなかに生物多様性の確保といった視点も盛り込んでいく必要があるのではないか。みどりや水辺に棲まう多様な動植物を再生させ、守り、育てるといった視点が希薄であるように感じる。  |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>環境負荷軽減に関わる具体的な施策は、「環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために」の政策に多く含まれるために、政策目標における記載を「環境負荷軽減」から「生活環境の整備」に修正します。</li><li>二次評価の記述は、ともすれば抽象的な記述となりがちであるため、今後は、より具体的な記述を心がけるとともに、成果に着目した記述となるよう努めていきます。</li><li>これまでビオトープの整備や善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業など生物多様性に関連した事業に取り組んできていますが、今後は、現在改定作業を進めている「みどりの基本計画」において、生物多様性の向上の取組みをより重視し、計画に反映していきます。</li></ul> |
|------|--|

## 施策12 水辺とみどりの保全・創出 (上位政策・政策3 うるおいのある美しいまちをつくるために)

|         |   |
|---------|---|
| 施策目標    | 都市と自然環境が調和した健康で快適な生活環境を創出するため、区民、事業者、区のパートナーシップのもと、総合的な施策を通して水辺とみどりの保全・創出を図ります。   |
| 当面の成果目標 | 自然環境と調和のとれたまちづくりに向け、区内に点在する公園、道路、河川、屋敷林、民有地などの多様なみどりと水を結びつけ、みどりの豊かさが実感できるまちとします。この実現のため、みどりの基本計画に定めたみどり39プランの施策を総合的に推進していきます。 |

### 【所管による自己評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 20年度の取組状況 | みどりのベルトづくりについては、高円寺をモデル地区に指定するため、説明会の開催等を実施しました。また、専門家を交えて、屋敷林等の保全に向けた調査研究を行いました。善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業においては、検討懇談会を設置し、事業の基本的な取組の視点についての提言をいただくとともに、これに基づく基本方針の素案を策定しました。あわせて、事業への区民意識の高揚や幅広い区民意見・基礎数値の把握を目的にシンポジウムや水鳥の一斉調査を実施しました。 |
| 政策への貢献度   | うるおいのある美しいまちをつくるために、水辺環境の整備やみどりを守る・育てる等の水辺とみどりの保全・創出事業が果たす役割は大きいと考えます。   |
| 今後の施策の方向  | <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合  |
| 今後の施策のあり方 | 水辺とみどりの保全・創出については、その多くが民有のみどりに関することであるため、区は、杉並区の水辺とみどりを保全・創出するための効果的な支援を行うとともに、区民参加のルールづくりをきめ細かく行うことが重要です。また、水辺環境の整備については、具体的な整備主体(都及び区)、整備手法、予算措置等を明確にした事業計画の推進が必要です。   |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | 河川では、安全安心の観点から都の河川改修と調整を図るとともに、護岸補修や河床保護を実施してきました。さらに、善福寺川では潤いと安らぎのある水辺の再生・創出を図るために、都と連携した緩傾斜護岸の整備や水鳥の棲む水辺創出事業に取り組んでいます。みどりでは、守る、創る、育てるの視点から保護樹木・市民緑地の指定、接道部・屋上・壁面緑化の推進、ボランティア支援などに力を注いきました。水辺とみどりの保全・創出には区民の理解・協力が必要です。今後も、区民が参加しやすい事業を展開して積極的に取り組みます。 |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                    |  |
|--------------------|--|
| 施策内容への評価           | 当面の成果目標として、みどりの基本計画に定められたみどり39プランを総合的に推進していくとしているが、果たして39のプランすべてが有機的なつながりをもって相乗効果を引き出すべく、実際に「総合的」に展開されているのかどうかが評価されておらず、施策全体の進捗状況がみえない。  |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合  |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 二次評価の記述は、これまでの取組状況と今後の方向性を確認しているにとどまり、「評価」がなされていない。  |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 政策評価の部分において既述のとおり、昨年の生物多様性基本法の制定や来年の生物多様性基本条約締約国会議の日本での開催といったことも踏まえれば、水辺とみどりの保全・創出のなかに含まれる要素として生物多様性の確保という視点をより強く打ち出すべき時代に来ている。寄付額が少額にとどまっており今後も大きな成果が見込めないとされるみどりの基金のあり方をどのように見直していくのかの言及がない。また、水辺環境の整備においては、河川緑化のあり方を検討していくべく事業をストップしていることだが、いつまでにどのように見直していくのかの言及がない。 |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>・みどりの基本計画の39プランは、農地保全、景観づくり及び環境保全など当該施策以外の内容も多く、平成19年度のみどりの実態調査(5年に1回実施)における緑被率が、前回に比べ0.93ポイント増加していることを総合的な成果としてとらえています。</li><li>・二次評価の記述は、ともすれば抽象的な記述となりがちであるため、今後は、より具体的な記述を心がけるとともに、成果に着目した記述となるよう努めています。</li><li>・これまでビオトープの整備や善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業など生物多様性に関連した事業に取り組んできていますが、今後は、現在改定作業を進めている「みどりの基本計画」において、生物多様性の向上の取組みをより重視し、計画に反映していきます。</li><li>・みどりの基金については、今後のあり方及び活性化に向けて検討を進め、みどりの基本計画の改定に反映させていきたいと考えています。</li><li>・河川については、護岸や河床などの緑化にこれまで取り組んできました。今後は、善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業の基本方針策定やみどりの基本計画改定等を踏まえ、現在進められている東京都の河川改修事業と連携しながら、新たな施策の展開を考えていきます。</li></ul> |
|------|---|

## 施策13 公園づくり

(上位政策・政策3 うるおいのある美しいまちをつくるために)

|         |   |
|---------|---|
| 施策目標    | 現状のみどりを守るだけでなく、公園・緑地等の整備を進め、区民のニーズにあった多様なオープンスペースを創り、みどりの総量増を目指します。また、既存公園・緑地等が持つ機能の維持や特色ある公園として再整備することにより、利用者の安全・安心で快適な利用を確保し、地域に密着した魅力ある公園づくりを目指します。  |
| 当面の成果目標 | <ul style="list-style-type: none"><li>公園の整備では、国・都からの補助金を活用し公園等用地の確保に努め、公園の計画段階から区民との協働による公園づくりを行います。21年度に高井戸東地区地区計画の地区施設公園(面積約1.65ha)が完成を予定しています。平成22年度には防災公園として(仮称)桃井中央公園(面積約4.0ha)が開園の予定であり、区民一人あたりの公園面積の増が見込まれます。また、21年度には(仮称)高円寺北一丁目公園の用地を取得する予定です。</li><li>公園の維持管理については、区民との協働による公園管理体制を拡充し、公園ボランティア団体等の連携、育成を推進していきます(平成20年度145団体)。</li></ul> |

### 【所管による自己評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 20年度の取組状況 | (仮称)桃井中央公園の整備(平成18-22年度)は、用地40,000m <sup>2</sup> のうち8,000m <sup>2</sup> の取得と実施設計を行いました。今後は平成21、22年度に整備工事を行い、平成23年3月に開園予定です。また、成田西切通し緑地、成田西いこい緑地、(仮称)阿佐谷北公園、(仮称)西荻北けやき公園の用地を、身近な公園として整備するために取得しました。<br>区民等との協働による公園管理運営体制は、花咲かせ隊109団体、すぎなみ公園育て組36団体と着実に増加しています。 |
| 政策への貢献度   | 「公園維持管理指針」に基づき計画的な維持管理を行い、今あるみどりを守り育てると共に、新たな公園・緑地の確保に努め、緑とオープンスペースの拡充を図ることにより、うるおいのある美しいまちづくりに貢献しています。  |
| 今後の施策の方向  | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合  |
| 今後の施策のあり方 | 公園・緑地等の整備は、国・都からの補助金を活用して用地の確保に努めると共に、既存の公園については特色のある公園に再整備し、地域に密着した魅力ある公園づくりを行います。また、維持管理については、区民等との協働による公園維持管理体制を推進します。  |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | 区民一人あたり5m <sup>2</sup> の公園面積の確保を目標として、企業用地等の計画的な取得を進めてきた結果、平成20年度は(仮称)桃井中央公園用地として8,000m <sup>2</sup> を確保することが出来ました。今後も、みどりが豊かで安全・安心なまちをつくるため、公園の新設・改修を進めます。また公園の維持管理においても、民間事業化提案制度による公園等便所維持事業のモデル地域を拡大し、花咲かせ隊等の充実により区民との協働を推進します。 |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 施策内容への評価           | 必要な用地取得費を国や都の補助金に依存している限りでは不安定かつ限界があり、区独自のしくみづくりも合わせて検討していく必要があるのではないか。   |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 二次評価の記述は、これまでの取組状況と今後の方向性を確認しているにとどまり、20年度の成果をどう評価するのか、今後の施策展開にあたっての課題は何なのかが明らかにされていない。   |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 妥当と考える。   |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>公園の整備にあたっては、用地の取得に多大な経費が必要で、それらを区の財源ですべてまかなうことは困難です。今後とも可能な限り、国や都の補助制度を活用していきたいと思います。</li><li>二次評価の記述は、ともすれば抽象的な記述となりがちであるため、今後は、より具体的な記述を心がけるとともに、成果に着目した記述となるよう努めていきます。</li></ul> |
|------|---|

## 施策14 まちの景観づくり

(上位政策・政策3 うるおいのある美しいまちをつくるために)

|         |   |
|---------|---|
| 施策目標    | 区民・事業者・区の協働による景観まちづくりの展開や景観に配慮した魅力ある公共施設づくりにより、美しくうるおいのあるまちなみ形成の実現を目指します。 |
| 当面の成果目標 | 区民意向調査における生活環境評価点(街なみの美しさや落ち着き)の向上を目指します。                                 |

### 【所管による自己評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 20年度の取組状況 | まちの景観は長い年月を経て創出されるものであり、すぐに効果があらわれるものではありませんが、さまざまな手法を用いて、優れたまちなみ景観をつくる施策を展開していきます。平成20年度は景観条例を制定し、平成21年4月には景観行政団体となり、景観法に基づく届出による指導を開始しています。屋外広告物の許可・取締等の取組を含め、区民意向調査における生活環境評価点(街なみの美しさや落ち着き)のさらなる向上につなげていきます。 |
| 政策への貢献度   | 景観施策を継続的に実施することで、区民の景観に対する意識が向上し、自ら主体的に美しいまちをつくりあげる風土を醸成することができます。屋外広告物は、都市景観の構成要素として重要であり、設置場所、色彩、規模等についてまちなみ配慮した規制を行うとともに、違反広告物の除去を進めしていくことが、まちの美観向上につながります。   |
| 今後の施策の方向  | <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合  |
| 今後の施策のあり方 | 1 景観計画は、21年度に策定し、施行します。<br>2 旧角川邸は、角川庭園として21年5月に開園し、6月より詩歌室、茶室の貸し出しを始めています。<br>3 屋外広告物の表示等の制限については、景観計画に盛り込み、広告主の意識を高めるとともに、区民との協働で良好な景観づくりを進めます。また、置き看板などの路上違反広告物の除却に向けた検討を継続します。                               |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | 景観条例の制定と、区が景観行政団体になったことは、法を活用した景観施策の実施や区が主体的に景観行政を進めるうえでの大きな契機となりました。平成21年度中に策定する区独自の景観計画に、都市景観の主要な構成要素である屋外広告物の表示等の制限を盛り込むことを検討しており、違反広告物除去の取組とともに、より地域の特性に配慮した景観行政を地域住民、事業者との協働により進め、まちの美観向上を推進します。 |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                    |  |
|--------------------|--|
| 施策内容への評価           | 当該施策は、みどりの保全・創出、公園づくり、建築、都市計画といった他の施策や分野との密接な関連性を有しております(というよりは、それらの総体として景観形成がなされるものであり)、たとえば景観重要建造物、景観重要樹木、景観地区等の指定といった手法を、他の施策分野においても活用することができる。このような施策間のつながりが、当該施策に係る記述からは見えてこない。 |
| 今後の施策の方向           | <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合              |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 二次評価の記述は、これまでの取組状況と今後の方向性を確認しているにとどまり、20年度の成果をどう評価するのか、今後の施策展開にあたっての課題は何なのかが明らかにされていない。  |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 旧角川邸の角川公園としての整備が、「公園づくり」ではなく「まちの景観づくり」のなかになぜ位置づけられているのか不明。   |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | まちの景観づくりへの取り組みは、平成20年度に杉並区景観条例を制定し、21年度には「杉並区景観計画」を策定するなど着実に進展しています。「杉並区景観計画」では地域ごとに景観の特徴をあげて、地域の景観特性にあった景観づくりや景観法及び景観条例に基づき建築行為等への規制誘導を区民、事業者、区の協働により進めることとしています。今後は区民、事業者への働きかけとともに区の各担当分野の連携も重要であり、みどりの保全・創出では既存のみどりを活かした建築計画となるよう指導するとともに、樹木についてはみどりの基本計画に連携し、保全を図ります。また、公共施設の建築等については「杉並区公共施設景観形成指針」に基づいた整備や景観重要建造物の指定などを行い、美しく落ち着きのあるまちなみ景観づくりを推進してまいります。<br>旧角川邸は、景観上重要な建築物として保存し「すぎなみ詩歌館」として区民の利用に供することとしたため、「まちの景観づくり」に位置づけています。なお、庭は公園に位置づけ一般公開しています。<br>二次評価の記述は、ともすれば抽象的な記述となりがちであるため、今後は、より具体的な記述を心がけるとともに、成果に着目した記述となるよう努めていきます。 |
|------|--|

# 施策15 生活環境の整備

(上位政策:政策3 うるおいのある美しいまちをつくるために)

|         |  |
|---------|--|
| 施策目標    | たばこの吸い殻・空き缶などの投げ捨てや管理不良の空き地・空き家をなくすとともに、カラス・蜂などの駆除相談にもできる限り迅速に対応し、区民にとって安全で快適な生活環境を整え、美しく清潔なまちをつくります。  |
| 当面の成果目標 | 杉並区生活安全及び環境美化に関する条例(安全美化条例)に基づき啓発・指導を徹底することにより、路上禁煙地区を中心に歩きたばこや吸い殻の投げ捨てをなくします。また、クリーン大作戦をはじめ、地域の美化活動を推進していくことで、区民・事業者などの自発的な美化運動をより一層、支援してまいります。 |

## 【所管による自己評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 20年度の取組状況 | 路上禁煙地区でのパトロールについては、強化月間を設けて区職員によるパトロールを実施するとともに、区内全駅において歩行喫煙防止のキャンペーンなどを実施しました。吸い殻のポイ捨て数については、安全美化条例施行以前と比較し激減していますが、違反行為の根絶までには至っていないのが現状です。また、区民との協働による環境美化活動として行われたクリーン大作戦では、参加者は157団体、延べ人数で8,800余名を数え、回収されたごみ量は前年を上回り、地域に根ざした運動となっていました。 |
| 政策への貢献度   | クリーン大作戦を地域の美化活動として根付かせると共に、安全美化条例施行後、ポイ捨てによる吸い殻が激減するなど効果が出ているものの、路上喫煙に関する苦情要望が絶えることはないため、さらなる啓発活動の充実と本年10月から過料徴収を開始することで、環境先進都市にふさわしい美しく安全で健康なまちづくりの実現に貢献します。  |
| 今後の施策の方向  | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合  |
| 今後の施策のあり方 | クリーン大作戦をはじめ地域の美化活動については、定着度を考慮し、徐々に区民の自発的な活動に委ねていきます。路上喫煙指導については、環境清掃部だけでなく、全庁をあげて啓発活動を行っていくとともに、啓発ポスターの掲示等、たばこを売る側(特にコンビニエンスストア)の協力をさらに得てまいります。   |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | <p>歩きタバコについては、平成21年10月から違反者に対して過料徴収を実施することにより地域社会における紀律を一層徹底し、まちの美化と区民の安全確保に努めます。</p> <p>また、クリーン大作戦に対する多くの区民の参加とともに、駅前や公園清掃などを目的としたボランティア活動の活発化など、安全美化条例の制定後、環境に対する区民の意識や活動は着実に高まっています。こうした状況を踏まえ、区では今後とも区民の主体的な活動を支援し、快適な生活環境の確保に努めます。</p> |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                    |   |  |  |  |  |  |
|--------------------|---|--|--|--|--|--|
| 施策内容への評価           | 本施策を構成する事業に係る事務事業評価表では、二つの事業についていずれも「現状維持」という今後の方向性が示されているにも関わらず、所管課による施策の方向に係る判断が「サービス増」となっているのはなぜか。   |  |  |  |  |  |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |  |  |  |  |  |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 二次評価の記述では、20年度の成果をどう評価するのか、今後の施策展開にあたっての課題は何なのかが明らかにされていない。   |  |  |  |  |  |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 特になし。   |  |  |  |  |  |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | <p>1. 今後の施策の方向性について</p> <p>事務事業評価では、既に路上禁煙地区の認知度が高いことなどに着目し、現状維持とされていますが、施策評価では、前年までの啓発活動をさらに充実させるとともに、路上喫煙防止指導員を設置し、平成21年10月より、路上禁煙地区（区内6駅周辺）において、条例違反者に対し過料徴収を実施するなど取組みを強化しているなど、20年度と比較しますと成果が上がっているので「サービス増」が適正と考えました。</p> <p>2. 二次評価について</p> <p>&lt;20年度の成果&gt;</p> <p>○20年度は環境美化巡回指導員によるパトロール及び路面標示の充実、キャンペーンなどの啓発活動を粘り強く行いました。19年度と比較して、歩きたばこの人数は微減でしたが、吸殻のポイ捨ては、約4割の減となりました。こうした活動をした結果、多くの区民の方から吸殻が減って街がきれいになったとの評価をいただきました。</p> <p>○区民との協働による環境美化活動として実施しているクリーン大作戦は、参加者は微減でしたが、回収されたごみ量は19年度を上回り、着実に地域に根ざした運動となってきています。</p> <p>&lt;今後の施策展開にあたっての課題&gt;</p> <p>○平成21年10月1日より開始した過料徴収では、全過料徴収件数の85%を占める高円寺、阿佐谷、荻窪のJR3駅に対して重点的に指導を強化する必要があります。</p> <p>○路上禁煙地区以外への徹底した条例周知を進めすることが重要です。特に、路上禁煙地区周辺の歩きたばこやポイ捨てに対して、パトロールを充実させるとともに、喫煙マナーの遵守を呼びかけていく必要があります。</p> <p>○クリーン大作戦については、区民の意識が高揚してきていますが、さらに区民が主体性を持ち、地域特性を十分発揮できる事業となるように連絡・調整体制などを精査することが重要です。また、実施報告書なども記入しやすい様式に変更するなど、創意工夫を図っていく必要があります。</p> |
|------|--|

## 政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために

|         |   |
|---------|---|
| 政策目標    | <ul style="list-style-type: none"><li>安心してゆとりある子育てができるように、子育てを地域や社会で支える仕組みをつくる。</li><li>次代を担う子どもたちが、豊かな人間性や自立性を持って、のびのびと健やかに育つ環境をつくる。</li></ul>   |
| 当面の成果目標 | <ul style="list-style-type: none"><li>平成21年度中に見込まれる保育所入所待機児童の解消状態を、22年度以降も安定的に継続するともに、利用者の満足度向上を目指します。</li><li>応援券を利用できる事業者数を平成22年度までに1,520事業者にします。</li><li>障害児に対する地域デイサービスの年間延通所者数を14,500人に増やします。</li><li>学童クラブの待機児童数を22年度末までに0とします。</li></ul> |

### 【所管による自己評価】

|                   |  |
|-------------------|--|
| 20年度の取組状況         | <ul style="list-style-type: none"><li>待機児童解消のため、保育園改築に伴う定員拡大(30人)や認証保育所の開設(105人)、既存保育園での受け入れ児童の増員(57人)、家庭福祉員の充実(24人)などを行いましたが、21年4月以降に入園申し込みが大幅に增加了ため、区保育室9所を緊急整備する準備を行いました。</li><li>応援券の利用事業者数は平成20年度末で796事業者となり前年度に比べ340事業者増え、子育て応援券の利用者率が向上(82%)しています。</li><li>子ども発達センター「たんぽぽ園」運営事業の実施や、療育相談・個別指導の充実に努めました。地域デイサービス年間延通所者数14,500人を目指しました。</li><li>学童クラブ入会者が増加していますが、学童クラブの増設などにより対応することで、待機児童の解消に努めています。</li></ul>        |
| 今後の政策目標の方<br>向と課題 | <ul style="list-style-type: none"><li>引き続き待機児童の解消に努めるとともに、今後の保育需要に対応するため、中長期的な保育計画を策定し、今年度改定予定の子ども・子育て行動計画に盛り込んでいきます。</li><li>時代を担う子供が健やかに成長し、子育て世代が子育てに夢や希望を持ち、安心して子どもを生み育てることのできる地域社会をつくるために、子育て応援券事業、子育てメッセなどを引き続き実施して行きます。</li><li>発達障害に関する関心の高まりとともに増加している相談や療育等について迅速かつ的確に対応し、関係機関との連携を強化していきます。</li><li>学童クラブへの入会希望の増加に対応して、学童クラブを増設していくほか、今後の需要に対応するため、放課後子ども教室との連携など、今年度改定予定の子ども・子育て行動計画に今後の計画を盛り込んでいきます。</li></ul> |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | <p>増大する保育需要に応えるため、既存の保育園の受入枠の拡大に加え、区独自の保育室を緊急整備するなどの対応を行いましたが、今後は、保育園の待機児童解消状態を安定的に継続していくための中長期プランの策定やその具体化の検討、保育需要の増大の影響を踏まえた学童クラブの整備等に取り組む必要があります。</p> <p>また、区民・事業者・区が連携してすべての子育て家庭を支援するため、子育て応援券事業などを実施しました。これにより、子育てサービスを提供する事業者数や利用者数が大きく増加しています。障害児については、保護者が安心して子育てができるよう、発達障害児など新たな課題に対応した相談・指導や、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない療育体制の充実に向けた、さらなる検討が必要とされています。</p> <p>今後、こうした状況を踏まえ、子育て応援券事業について毎年度見直しを検討し、支援の充実を図ります。また、平成21年度中に「子ども・子育て行動計画」を改定し、中長期的な展望に立った保育園、学童クラブなどの整備方針を定めるとともに、子供と子育て家庭への支援に関する施策及び事業を総合的に推進していきます。</p> |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                   |  |
|-------------------|--|
| 政策内容への評価          | 政策を構成する施策を評価するに当たっては、子育て政策を目的別に①安全網系戦略と②成長系戦略にわけ、手段別に①現金給付型と②現物給付型にわけ、負担関係別に①受益者負担、②世代間負担、③公費負担に分けて、これらの組み合わせによって、評価すべきである。現在の記述を分析すれば、「安心してゆとりある子育て」とは安全網系戦略目標、「次世代を担う子育て」とは成長系戦略目標いうことができる。「子育てを地域や社会で支える仕組み」とは、政策手段についての問題意識を表明したものと見ることができる。さて問題は、当面の措置としての待機児童の解消や子育て応援券の拡充が、長期的政策目標と整合しているかどうかである。それを明らかにするには、受益と負担関係、現物給付と現金給付の政策効果の違いを峻別した上で、長期的には人口移動を伴った受益と負担関係の調整が行われることを認識する必要がある。政策評価とはこうした因果関係を明確にするロジックモデルを踏まえて行うべきである。 |
| 評価表の記入方法などについての評価 | 事業のサービス間の横断比較、事業コストの横断比較、事業に投入する人的資源の事業間連関など、事業間の連関を見るには、施策レベルでのロジックモデルを作り、数年おきにプログラム評価をやることが必要である。それができなくても、簡便な評価方法の改善策として、ロジックモデルにより、他事業との関連、インプット→プロセス→アウトプットの関連を意識した施策評価と事業評価を指向すべきである。  |
| 政策を構成する施策についての意見  | 政策を構成する施策を評価するに当たっては、子育て政策を目的別に①安全網系戦略と②成長系戦略にわけ、手段別に①現金給付型と②現物給付型にわけ、負担関係別に①受益者負担、②世代間負担、③公費負担に分けて、これらの組み合わせによって、施策の位置づけ、事業の位置づけを明らかにした上で評価すべきである。  |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | 子育て施策を、さらに細かく分けて評価を行うことは、施策の改善につなげていくため必要なものと考えます。ご指摘のあった評価手法も参考に、政策の全体的な評価だけではなく、政策を細分化したレベルでのさらにきめ細かな評価を行うことについて、検討していきます。 |
|------|--|

## 施策24 保育の充実

(上位政策:政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

|         |  |
|---------|--|
| 施策目標    | <ul style="list-style-type: none"><li>保護者の就労の機会を確保するとともに、認可保育所・認可外保育施設等に在籍している乳幼児が、心身ともに健全に発達できる保育環境を確保します。</li><li>保育所入所待機児童を解消します。</li><li>子育てと就労の両立を支援するため、延長保育、産休明け保育、病児・病後児保育などの多様な保育ニーズに応えていきます。</li></ul> |
| 当面の成果目標 | <ul style="list-style-type: none"><li>保育所入所待機児童を解消します。</li></ul>   |

### 【所管による自己評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 20年度の取組状況 | 待機児解消のため、保育園改築に伴う定員拡大(30人)、認証保育所開設(105人)、既存保育園の受入増(57人)、家庭福祉員の充実(24人)などを21年度に向けて計画していましたが、平成21年4月入園申込みが大幅増となったことから、これらの対策に加え、区保育室の緊急整備の準備を行いました。また、高円寺南保育園の改築・指定管理者による運営に向けた準備を進めたほか、延長保育実施園の拡充や調理・用務業務の委託化など、計画事業等についても着実な推進を図りました。 |
| 政策への貢献度   | 保育需要の増加により、保育所への入所を希望する保護者が年々増えており、保護者が働きながら子育てできる環境を整えるとともに、安心して子どもを産み育てられるまちにするため、「保育の充実」は欠かせない施策であることから、政策への貢献は大です。   |
| 今後の施策の方向  | <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合  |
| 今後の施策のあり方 | <ul style="list-style-type: none"><li>引き続き待機児童の解消に取り組んでいくほか、待機児童解消状態を安定的に継続していくため、今後の保育需要等を見越したうえで、新たな中長期の保育サービスの計画を作成します。</li><li>指定管理者による保育園の公設民営化や調理・用務業務の委託化などの民間活力の導入により効率化を図っていきます。</li></ul>                                  |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | 大幅に増加してきている保育需要に応えるため、認証保育所整備計画の前倒しや区施設の空きスペースを活用した区独自の保育室を緊急整備するなど、当面の緊急対策について迅速な対応を行いました。今後は、次年度の保育需要の見込みに基づいた当面の対策を早めに講じていくとともに、待機児童解消に向けた中長期プランの策定と、その具体化を進めます。 |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 施策内容への評価           | 保育事業は元来、救貧的性格を有していたものが、産業構造の変化や女性の社会進出に伴い、就労機会の確保、ワークライフバランスの実現、さらには少子化対策と経済成長力の確保という意味を帯びてきただのが今日の保育事業である。そこに待機児童という短期的需給バランスの崩れが現れるごとに、緊急避難的対応を容認する世論が生まれ、今日の保育事業の拡充傾向が生じている。しかしながらこれらは長期的な要因とテーマの一環であることを見失ってはならない。このため、保育料の適正化、民間委託の促進を進めながら、保育と教育の一体化、個人努力と企業努力の一体化を促し、保育事業の短期と長期の意味合いを区民に提起していく必要がある。さらに、人口の地域間移動を伴いながら負担とサービスの移転も行われることから、国民的な課題でもあることの認識を喚起していく必要がある。 |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
| 評価表の記入方法などについての評価  | ①保育サービスのコスト情報(児童の年齢別、公的民間別のコストと受益者負担など)をもっと明示すべき。②顧客満足度情報も、同様にセグメント別に明示すべき。アンケートに反映されるような方式に。   |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 公設公営の保育、公設民営(指定管理など)の保育、民設民営(法人経営など)の保育、認証保育園、認定こども園の横断比較ができるような評価書の工夫ができるだろうか。   |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | 保育園待機児童を解消するとともに、保護者が安心して子どもを預けて働くことができるようセーフティネットを将来にわたり強固なものとするため、人口動態や社会環境の変化を踏まえ、必要となる保育需要を算出したうえで、保育施設の整備計画を策定していきます。計画の策定・実施にあたっては、民間活力の導入や幼稚園の活用などの視点も取り入れながら行っています。<br>また、保育料の適正化については、今後の保育・子育て支援に関する計画や社会経済状況に一定の改善基調が明確になった時点で、改めて適正な受益者負担のあり方を検討し、一定の方向性を出していきます。<br>評価表については、各事務事業の事業内容や事業の性格にあわせて、それぞれの評価表の指標を再確認していきます。 |
|------|--|

## 施策26 地域子育て支援の充実

(上位政策:政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

|         |  |
|---------|--|
| 施策目標    | 子育てに伴う、心理的、肉体的、経済的な負担感を軽減させるために、関係機関が連携して支援するとともに、子育てを地域で支える仕組みを充実させ、親が楽しく子育てができ、子どもたちが伸びやかに育つようにします。                          |
| 当面の成果目標 | <ul style="list-style-type: none"><li>・子育てを楽しいと感じる割合を平成22年度までに90%にします。</li><li>・応援券を利用できる事業者数を平成22年度までに1,000事業者にします。</li></ul> |

### 【所管による自己評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 20年度の取組状況 | 子育てに伴う不安感、負担感を軽減させるため、子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てに関する地域団体・NPO・民間企業等の活動を促進し、子育てを応援するまちづくりを進めました。平成20年度は、杉並子育て応援券を利用できるサービスの充実、ひととき保育施設2ヶ所の増設、生後4ヶ月までの乳児がいる家庭の訪問指導の実施、児童虐待を含む養育困難家庭に対する支援を関係機関が連携して行う要保護児童対策地域協議会の運営等に取り組んだほか、子育てメッセを開催し、地域の子育て支援団体の周知、連携を図りました。  |
| 政策への貢献度   | 全ての家庭の子育てに伴う、心理的、肉体的、経済的な負担感を軽減させ、親が楽しく子育てができる、子どもたちが伸びやかに育つようにすることへの貢献度が高いと考えます。また、児童虐待対策などや養育困難家庭の対応など、深刻な件数が年々増加しているため、関係機関の連携した対応を強化し、実績を挙げています。子育て応援券制度が着実に定着してきていることなどにより、施策の貢献度は益々高くなるものと思われます。  |
| 今後の施策の方向  | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
| 今後の施策のあり方 | 社会状況からみてこれからも心理的・肉体的・経済的など、様々な養育困難の問題を抱える家庭が増えると予想されます。全ての子育て家庭が、安心して子育てが行えるよう、行政と地域住民が一体となって子育てを支える地域社会の形成に努めることが重要です。今後の施策においては、「子育て応援券」の充実や、「子育てサイト」の活用、全ての新生児家庭への訪問の実施など、地域ぐるみの総合的な子育て支援策を行っていく必要があります。また、虐待対応や要支援家庭への迅速で継続的な対応も重要な課題となります。さらに企業での働き方の見直しや「ワークライフバランス」の実現など、企業・事業者の子育て支援の啓発も必要となります。このため、21年度に改定する「子ども・子育て行動計画」に基づき、これらの子育て支援施策の推進に取り組んでいきます。 |

## 【二次評価】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 評価と課題・方向性          | 子育て応援券事業の実施などにより、子育てサービスを提供する事業者数や利用者数が大きく増加しており、子育て中の親がサービスの受け手から担い手として活動するなど、地域で子育てを支援する動きが広がっています。要保護児童への対応については、要保護児童対策地域協議会の運営などにより、児童虐待を含む養育困難家庭に対する支援の充実を図りました。今後、子育て応援券事業について毎年度見直しを検討し、また、平成21年度中に子ども・子育て行動計画を改定するなど、地域における子育て支援の充実を図ります。  |
| 施策内容への評価           | この施策を体系的に説明するとすれば、安心して子育てが行えることを目標とし、手段面では、金銭給付とサービス給付が複合した、行政と地域住民と企業が一体となった取り組みだと理解できる。そして安心して子育てが行えるという目標は、①子どもを産み育てるとの促進(成長戦略)と②貧困や疾病や虐待からの解放(安全網戦略)の2つから成ると考えることができる。個々の事業はこの2つの戦略の中で位置付けられよう。さて今後どちらに軸足を置いていくのかというと、成長戦略の方ではないか。とくに今後「子供手当」が支給されるようになると、その意味が一層鮮明となるだろう。手段面については、金銭給付が増える傾向にあるが、保護者に対する金銭給付が、子育てのために使われるかどうか疑問がある。この点ではバウチャー制度のような手段面での改革の検討が必要である。「子育て応援券」は運用の仕方によってはバウチャー的な役割を果たせるが、現状ではマッサージなどに使われているように、子育てに直結する政策誘導をできているか、利用者が増えているとしても政策効果には疑問がある。 |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
| 評価表の記入方法などについての評価  | ①各事業には多かれ少なかれ「所得制限」という条件がつくことが多い。そのために各事業の関係が複雑になりがちである。実務上の煩雑さもさりながら、政策効果を見極めるためにも、事業間の相互連関がわかる評価指標と説明図が必要である。②施策全体としては現金給付的な性格の事業が多い中で、職員数が増加していることがわかる。これは、児童館の事業や、相談講座の事業が増えているためであるが、このような人的サービス事業が増えていることの意味を施策の特徴として説明すべきではないか。  |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | ①上記のように施策の意義を分解して整理することで、事業体系がもっとわかりやすくなるのではないか。そして政策意図に矛盾の有る無しもわかりやすくなるのではないか。②事業によっては東京23区の自治体でなくてはできない事業(医療費自己負担無料化など)もありこれが全国レベルでは地域格差と認識されていることを忘れてはならない。  |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | 国においては、平成22年度から「子ども手当」を支給することにより、子育て家庭に対する経済的支援を大幅に拡充する動きがありますが、「子ども手当」が子育てに有効に使われるようとする視点が重要です。また、子育て応援券事業については、事業の開始後、子育て支援サービスを提供する地域の団体、事業者などが大きく増加しており、子育てを応援する地域づくりが進んでいる一方、応援券の対象サービスに、国家資格者による施術・民間療法が位置づけられていることについては、批判的なご意見等をいただいています。こうしたことなどを踏まえ、22年度予算案において、子育て応援券事業について、事業の意義を十分に踏まえつつ、「子ども手当」の導入に的確に対応した仕組みに抜本的に見直すこととし、「子ども手当」が振り込まれた銀行口座等から口座振替により応援券を購入する仕組みに移行するとともに、国家資格者による施術・民間療法については、平成23年4月から対象サービスから除外していくこととしています。なお、「児童館地域子育て推進」における職員数の増加は、他の施策に区分された事業からの移動によるものであり、実質的に増加したものではありません。また、子育て施策を事業体系ごとに分けて評価を行うことは施策の改善につなげるため必要なものと考えており、さらにきめ細かな評価を行うことについて、検討していきます。 |
|------|---|

## 施策27 障害児の援護の充実

(上位政策:政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

|         |   |
|---------|---|
| 施策目標    | 発達の遅れや心配がある、または心身障害のある18歳未満の子どもの発達を援助し、地域で共に育ち合えるようにします。<br>障害児の保護者が安心して子育てができるよう支援します。 |
| 当面の成果目標 | ○個別指導及び相談を実施し発達が促された人数を700人以上にする。<br>○地域デイサービス年間延通所者数を14500人に増やす。                       |

### 【所管による自己評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 20年度の取組状況 | こども発達センターにおいて、心身の発達に心配のある子どもと家族を支援するため、療育相談・指導事業とともに、たんぽぽ園運営事業を実施しました。<br>また、障害児の福祉増進と統合保育を進める保育事業を実施したほか、障害児の放課後活動の場を確保する地域デイサービス等事業運営助成事業を実施しました。<br>さらに、発達障害児への支援策として、新たに発達障害児専門相談・グループ指導事業を実施しました。                                     |
| 政策への貢献度   | ○心身の発達に遅れや心配のある子どもの早期発見・早期療育により発達を促すとともに、保護者が見とおしをもって育児ができるよう支援することなどにより、「子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために」の政策に貢献しています。<br>○保育園や学童クラブによる障害児受け入れにより、地域における連携により総合的な支援環境づくりを進めていることから、「地域で共に暮らすための基盤づくり」に寄与しています。                                     |
| 今後の施策の方向  | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合  |
| 今後の施策のあり方 | ①障害の重度・重複化に対応するため、医療機関との連携を図り、医療的ケアを含めた重度障害児の療育を進めます。<br>②発達障害児に対する相談・指導や保育園・幼稚園への巡回指導等の充実を図り、集団で育ちあう環境づくりを支援します。<br>③関係する各課や教育委員会との連携を深め、幼児期から学齢期の一貫した支援体制を確立するとともに、障害児の放課後支援事業を整備します。<br>④障害児の援護に関わる専門的人材を確保し、担い手のスキルアップのための研修や方策を充実します。 |

## 【二次評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 評価と課題・方向性 | 乳幼児健診の充実や発達障害に対する保護者の認知度の高まりなどにより、幼児期の療育希望が増加するなかで、障害児の保護者が安心して子育てができるよう支援とともに、障害のある子もない子も共に育つ場を拡充することが必要となっています。こうしたことから、相談・指導などの支援の充実を図るほか、関係機関との調整のもと、乳幼児期から学齢期までの一貫した療育体制の確立に向け検討を進めます。また、保育園や学童クラブでの、発達の遅れやその心配などがある子どもの受け入れについても、引き続き実施していきます。 |
|-----------|--|

## 【外部評価】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 施策内容への評価           | ①医療機関との連携、②相談・指導の強化、③乳幼児期から学齢期までの一貫した療養体制、④専門的人材の確保など、施策の方向性とバランスはとれている。こうした中で、障害児を保育園や学童クラブあるいは広く地域社会のなかで健常児とともに支援すること(ノーマライゼーション)に力を入れるべきである。それは、一般に子どもの健全育成のためにも、親の社会性の涵養のためにも、さらには地域社会の「統治力」を養うためにも必要なことである。                              |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
| 評価表の記入方法などについての評価  | ①発達障害に対する認知度の高まりを示す指標はないだろうか。実際には、認知されていても措置されない障害児がいるという側面、認知すること自体が、親や地域社会の文化度に左右されるという側面などあって、難しいと思うが。②障害児も健常児といっしょに育成できるようなノーマライゼーション施策を目指しながら、「障害児の援護の充実」事業では、個別の事業担当職員の人数を算定するという矛盾した事業評価となるわけであるが、ノーマライゼーションによる政策効果として把握する視点が今後必要となろう。 |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 上記②と同じ趣旨であるが、各事業の間には相互連関のあるものが多い。事業評価をする以上、事業間の相互連関を切り離した状態に設定しなくてはならないのであるが、深く関係のある他事業についてはすこし言及したほうがよいのではないか。   |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | 保護者の心情に配慮した相談支援、子ども一人ひとりの発達支援、保育園・幼稚園、学校等子どもの所属集団への支援をバランスよく行い、地域社会の中で育ちあい、子どもの持っている力が十分に發揮できる環境づくりを強化します。<br>発達障害に対する認知度の評価は、ご指摘のとおり保護者の心情等に十分配慮する必要があり、それ自体を指標とすることは困難ですが、相談件数の推移から認知度を類推して評価しています。今後も引き続き、適切な認知度の評価指標を模索していきます。<br>子ども自身の力が十分に發揮できることを目指して、幼稚園・保育園・学童クラブでの受け入れ環境の整備や子どもへの支援や保護者への相談支援等各事業を関連をもたせながら実施しています。各事業をバランスよく実施、充実させることで、ノーマライゼーションの理念が体現できると理解しています。 |
|------|--|

## 施策28 子どもの育成環境の整備

(上位政策:政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

|         |  |
|---------|--|
| 施策目標    | 児童館、学童クラブを拠点とした子どもの育成環境の整備や、子どもの社会参加・参画を進める事業を推進することで、子ども自身の自主性、社会性、自立を育む。 |
| 当面の成果目標 | ・自分が認められると感じる子どもの割合の向上。<br>・学童クラブの待機児童数を0とする。                              |

### 【所管による自己評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 20年度の取組状況 | 学童クラブ入会希望者の増加に伴い、各学童クラブで待機児童の発生や過密化が起きています。施設改修による入会者数の増加も限界があるため、杉並第二小学校内に第二学童クラブの新設の準備を行い、また児童の安全性の観点から成田学童クラブを東田小学校内への移転準備を行いました。この2つの学童クラブの運営を民間に委託すること及び児童館事業である乳幼児対象の「ゆうキッズ」をNPOに委託を開始し、地域との協働を推進しています。   |
| 政策への貢献度   | 児童館、児童青少年センターでは、子どもの健全育成に資する様々なプログラムを実施するとともに、学童クラブの実施場所(センター除く)として、地域社会における子どもの安全・安心な居場所として利用されています。また、参加者の社会性を育て自立を促すことを目的とした青少年の自支応援・社会参加事業を実施しています。   |
| 今後の施策の方向  | <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
| 今後の施策のあり方 | ○特に需要増の著しい学童クラブは、小学校の空き教室などを活用した第二学童クラブの新設等の抜本的な計画を進めます。また、学童クラブで、児童が安心・安全に過ごせるよう施設整備を進めています。<br>○児童館で実施する各種事業や児童青少年センターでの中高校生の自由な居場所としての機能をさらに充実させ、利用者の自主性、社会性及び創造性を育みます。<br>○青少年が自立し、社会の一員としての自覚を持って自分自身の力を發揮できるよう、青少年の自立応援・社会参加事業を実施します。<br>○非行防止につながるよう、上記の取り組みを進めます。 |

## 【二次評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 評価と課題・方向性 | <p>学童クラブ入会希望者が増加しているなか、保育需要の増加の影響に備えて中長期的な視点に立って計画的に学童クラブの整備を行っていく必要があります。平成21年度には学童クラブの新設・移設を実施しますが、今後は入会状況の周知、地域調整など様々な需要増への対策に取り組みます。</p> <p>また、児童館のあり方検討会による報告内容の具体化の検討とともに、児童館の地域の子育て支援拠点としての機能も充実していきます。</p> |
|-----------|--|

## 【外部評価】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 施策内容への評価           | 近年の学童クラブ入会希望者の増加には、保育園入園希望者の増加と同様な、社会・経済的な背景があるとみられるが、福祉施設ではないので、保育事業とは異なった政策判断が必要と思われる。すなわち、教育学齢にある子どもたちの放課後のお世話であることから、受益者負担の適正化(10%台は低すぎる)、民間との協働によるサービス提供(市民有給ボランティアの給与水準アップ)が、より強く求められる。サービス提供の政策的意味を明確にした上で、学童クラブ入居希望者の増加に対応して、施設の拡充などサービス増加への取り組みを行うならば理解できるが、そうでない場合、受益と負担に関しての区民のコンセンサスを得ることは易しいことではないだろう。また、子どもの健全育成のための諸事業が、学校教員の負担の増加にならないよう留意すべきである。 |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
| 評価表の記入方法などについての評価  | ①児童青少年センター・児童館事業の運営において、平成18年度から20年度にかけて、総事業費の減少が顕著であり、その要因として職員の減少が大きいことが分かる。しかしその要因や効果についての説明がない、あるいは非常勤職員の割合が高くなっているなどの記述と数値の整合性がとれない。②学童クラブ事業について、常勤職員が80名前後と多くなっているが、なぜ常勤職員を主力としなければならないのか、説明がないので、現状についての説得力が欠ける。③児童健全育成事業にかかる人員は、常勤、非常勤とも増加傾向にあり、単位コスト(行事参加人員あたり事業費)も増加している。これは児童館事業が学童クラブ事業を代用している面があるためなのか、健全育成事業独自の増加要因があるのか明確でない。                      |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 学童クラブ事業の、受益者負担(10%台)は保育事業と同レベルであり低すぎる。市民・NPOとの協働事業として提供する場合でも、有給ボランティア給与水準をアップすべきではないか。また、学童クラブ事業をはじめ子どもの健全育成のための諸事業が、学校教員の負担の増加にならないよう留意すべきである。  |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | 杉並区の学童クラブは、児童館事業と効率的な一体的運営を図るため、児童館内に設置することを原則としながら、需要に対応しきれない場合は、単独の第二学童クラブを設置するなど、その整備を進めてきました。現在の設置数は、48か所(児童館内に39か所、児童館外に9か所)となっております。<br>近年、学童クラブの需要は、就労形態の多様化や子どもの安全・安心を脅かす事件の多発などを背景に急増しております。国においても、少子化対策の重点戦略の一つとして、学齢期の放課後対策(保育所から学童クラブへの切れ目のない移行と適正な環境の確保)を掲げております。<br>学童クラブについては、今後も、待機児の解消やより良い育成環境を確保(過密化を解消)するため、第二学童クラブの新設等を計画的に進めてまいります。また、民間との協働(現在5学童クラブの運営業務を社会福祉法人に委託しております)をさらに推進すること、学童クラブ利用料の適正化を図ることを検討課題としております。<br>なお、児童館の職員数の増減については、児童館における事業間(「児童青少年センター・児童館事業の運営」、「児童健全育成事業」)での配分を見直したことによるもので、実質的な増減はありません。 |
|------|---|

## 政策9 環境と共生する産業の育成のために

|         |   |
|---------|---|
| 政策目標    | 区内の産業を活性化させるとともに、みどり豊かで良好な住宅都市としての杉並区の特色を生かし、環境と共生することのできる産業を育成し、活力溢れるまちづくりを推進します。また、地域の産業であるアニメ産業の支援を行うとともに、アニメーションを観光政策の柱の一つとして区内外に発信します。 |
| 当面の成果目標 | ①産業融資資金の貸付件数の増加<br>②商工相談件数の増加<br>③創業セミナーの内容の充実により、受講者を増加させる。また、創業支援融資の利用者を増加させます。<br>④杉並アニメーションミュージアムの年間来館者数を、平成22年度までに55,000人とします。         |

### 【所管による自己評価】

|                   |   |
|-------------------|---|
| 20年度の取組状況         | ○産業融資資金は、平成20年10月からの「原油高特別融資」及び12月からの「緊急経済対策融資」の当初3年間無利子融資の実施により、紹介件数は、前年度比約3倍以上となりました。急激な融資の相談及び申込件数の増加に対応するため、商工相談員を平常時の2.5倍に増やし、相談体制の強化を図りました。平成20年12月から21年3月までは、土日曜日(年末年始を含む。)に商工相談の窓口を開設し、平日来庁できない中小企業が相談できる体制をとりました。<br>○フェスティバルでは、実行委員のほかに女子美術大学の協力や民間企業の協賛を受け、プログラムの充実を図りました。<br>○アニメーションミュージアムでは、常設展示やアフレコブースのリニューアルを行い、運営においても企画展やワークショップの充実を図り、集客力を高めました。  |
| 今後の政策目標の方<br>向と課題 | ○中小企業への融資は、最も必要性の高い施策であり、今後も制度の拡充が必要と考えます。平成21年度も当初3年間の無利子融資を延長実施し、中小企業の経営を支援します。緊急融資制度が多くの事業者に利用されるように、制度のPRを強化します。さらに、複雑化した融資の体系を見直すとともに、金融機関等との連携強化を図り、融資までの所要日数を短縮して、利用しやすい制度に改善します。また、創業支援融資や創業支援施設の運営を通じて、区内での創業を支援し、事業所の増加による区内産業の振興を図ります。<br>○アニメーション産業振興としてこれまでに取り組んできたアニメーションミュージアムの設置及びアニメーターの人才培养により、「アニメと言えば杉並区」というイメージが定着してきた今、視点を変えて「アニメを楽しむ、アニメを学ぶ」をコンセプトに、区内外からの集客を目的としたアニメを資源とした観光分野への進出、区内の美術系大学との連携による区のキャラクターを題材としたカリキュラムの実施など、新たなアニメーション産業の振興を図ります。 |

### 【二次評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 評価と課題・方向性 | 原油の高騰や「100年に一度」と言われた世界的な金融危機による急激な景気悪化に対し、緊急経済対策として、当初3年間無利子の融資である「原油高対策特別融資」や、その後対象をほぼ全業種に拡大した「緊急経済対策融資」を実施しました。危機的な経済状況下で緊急を要する中小企業の資金繰りを支援し、企業の倒産防止や経営不安の解消を図りました。また、産業融資資金や国のセーフティネット保証制度の申請者の急激な増加に対応するため、相談窓口の拡大や年末年始も含めた土日相談窓口を開設するなど、相談体制を強化し、迅速で円滑な窓口対応を図りました。今後も、区内中小企業に対して、適切かつ効果的に経営支援を進めて行きます。アニメ施策については、これまでの多くの取組により、杉並区が「アニメのまち」としてマスコミ等に優先的に取り上げられるなど、区内外でアニメ施策を推進する自治体として浸透してきました。しかし、ここ数年で周辺自治体でも同様の傾向がみられ新しいアニメ施策をいかに再構築するかが課題となっています。 |
|-----------|--|

## 【外部評価】

|                   |   |
|-------------------|---|
| 政策内容への評価          | 個々の施策評価としては問題はありませんが、産業活性化という観点からは事業所の売上高とか雇用労働力について目標を設定することが重要です。また、融資や相談についてはその結果、事業の継続や雇用安定化にどのように貢献したかの検証が重要です。融資時の審査表や計画にこうした目標値を記載して集計することが考えられます。 |
| 評価表の記入方法などについての評価 | アニメ関連で活動指標と成果指標に明確な区分がないものが気になります。ミュージアムならば、リピート率とか満足度あるいは展示品の内容変更など種々の指標がすでに存在します。   |
| 政策を構成する施策についての意見  | 産業活性化におけるアニメなどの新産業と既往の産業とのバランスや区として目指す産業構造を明確化しないとあれも、これもになります。やはり、業態の見直しや将来方向も定めた促進誘導が望まれます。   |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>・産業振興に関する施策の効果を測る指標の設定は、必要であると認識しています。施策では、区内事業所数や従業者数を指標としていますが、調査が数年間隔で全国規模で行われるため、短期間でかつ杉並区内限定の経済指標を把握する調査方法を現在持っておりません。区が独自に調査を行うことを含め、今後の課題として検討していきます。また、融資や相談の効果測定については、利用者を対象とした指標や調査の設定を検討していきたいと考えております。</li><li>・アニメ産業については、住宅都市杉並区において、産業誘致などには課題があります。その中にあってアニメ産業は、区の特色ある産業として、振興施策を展開してきました。アニメ産業が活性化することで区のイメージ向上に繋がっているため、引き続き振興支援を行ってまいります。アニメ産業を区のブランドとして、来街者の増加に繋がる施策を展開し、効果を測定する指標として、杉並アニメーションミュージアムの区外來場者数の計測や満足度調査などを定期的に実施します。</li><li>・区としては、アニメ産業などの新産業の振興を図るだけでなく、区内産業全般を活性化させることも重要な課題です。新産業と既往の産業とのバランスも考慮し、施策のあり方や目指すべき産業構造のあり方についても検討していきたいと考えています。</li></ul> |
|------|---|

## 施策43 産業振興の基盤整備 (上位政策:政策9 環境と共生する産業の育成のために)

|         |   |
|---------|---|
| 施策目標    | 産業融資資金のあっせんや商工相談、産業支援に関する情報収集・提供など各種支援策を実施し、区内産業の振興を図ります。 |
| 当面の成果目標 | ①産業融資資金の貸付件数の増加<br>②商工相談件数の増加(土日相談の実施)                    |

### 【所管による自己評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 20年度の取組状況 | 産業融資資金は、平成20年10月からの「原油高対策特別融資」及び12月からの「緊急経済対策融資」の当初3年間無利子融資の実施により、あっせん件数が、前年度比約3倍以上となり、目標値を大きく超えました。また、融資の相談及び申込件数の急激な増加に対応するため、商工相談員の配置を平常時の2.5倍に増やし、相談体制の強化を図りました。平成20年12月から平成21年3月までは、土・日曜日(年末年始を含む。)に商工相談の窓口を開設し、平日来庁できない中小企業が相談できる体制をとりました。 |
| 政策への貢献度   | 平成20年度は、当初3年間の無利子融資制度の実施という、災害時以外の緊急対策としてはかつてない程の緊急金融支援策をとりました。また、不況業種の急増により貸し渋りにつながる危険性も高まったことから、金融機関へ貸し渋りを行わないよう要請する文書を送付し、中小企業の経営にとって最も重要な「資金繰り」を支援しました。中小企業への低利での融資や商工相談は、利用件数も多く、対策の基幹となる施策であり、貢献度は大きいと考えます。                                |
| 今後の施策の方向  | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合  |
| 今後の施策のあり方 | 中小企業への融資は、最も必要性の高い施策であり、今後も制度の拡充が必要と考えます。平成21年度も当初3年間の無利子融資を延長実施し、平成20年度に引き続き中小企業の経営を支援します。また、融資体系の簡略化や申込手続きの改善により、わかりやすく、利用しやすい内容に改定していきます。このほか、金融機関や信用保証協会との連携を深め、円滑な事務処理を通じて審査日数の短縮や利用件数の増加を図ります。   |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | 世界的な金融危機の影響下における政府の緊急経済対策融資も加わり、土・日曜日も活用した相談窓口を拡充する中で、産業融資資金の利用増加が図られたことは、区内中小企業者への経営支援として大きな安心と成果を得られたといえます。政府の月例経済報告(6月)は、景気の底打ちを宣言していますが、経済情勢は依然として厳しい状況にあることから、今後も、商工相談等、区内事業者の経営支援を実施していきます。 |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 施策内容への評価           | 産業融資自体は緊急対策として効果的だと思います。ただし、成果指標にもあるように区内産業の活性化という観点からは事業所の売上等が増加することが必要であり、雇用確保や事業存続といった当面の目標と同時に事業再生や場合によっては業態変更なども考慮した経営相談が重要と思います。                                  |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 融資を受けた事業者側の評価や事業継続に関するデータが望まれます。  |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 特になし。   |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | ・融資制度の充実と並んで、区内事業者の支援策として商工相談は重要な施策です。商工相談では、資金繰りの相談だけでなく、事業再生や業態変更等の経営革新も含む幅広い相談に対応できる体制を整えていますが、今後も多様な相談に対応できるよう相談員の対応能力の向上に努めます。さらに、府内での相談だけでなく、アドバイザーが事業所に赴いて現場の状況を踏まえて助言を行う「杉並区事業所アドバイザー制度」を活用し、積極的に事業者の経営改善を支援します。<br>・融資を受けた事業者側の評価や事業継続に関するデータについては、追跡調査をしておりません。しかし、区の融資制度を利用する事業者はリピーターが多いため、リピーターには過去の融資利用や経営状況を踏まえた助言・指導を行っています。融資を契機に今後の経営改善につながるよう、さらに支援していきます。 |
|------|---|

## 施策44 新しい産業の育成・支援

(上位政策:政策9 環境と共生する産業の育成のために)

|         |   |
|---------|---|
| 施策目標    | <p>①創業セミナーの開催やSOHO事務所の貸出により、創業者を支援します。</p> <p>②アニメーションミュージアムやアニメーションフェスティバルを中心にアニメーションに関心を持ち、親しんでもらえる機会を提供し「アニメのまち杉並」としての知名度を高め、アニメ産業の振興を図るとともに、アニメーションを観光政策の柱の一つとして国内外に発信していきます。</p> |
| 当面の成果目標 | <p>①創業セミナー等の各種セミナーの内容の充実により、受講者を増加させます。また、創業支援融資の利用者を増加させます。</p> <p>②杉並アニメーションミュージアムの年間来館者数を55,000人とします。</p>  |

### 【所管による自己評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 20年度の取組状況 | 創業支援に関しては、創業に興味を持つ方々の裾野を広げるため、新たに「起業準備セミナー」を開催しました。アニメ関連では、アニメーションフェスティバルにおいて、実行委員会のほか女子美術大学の協力や民間企業の協賛を受けプログラムの充実を図りました。また、ミュージアムのアフレコブース設置、常設展示の一部リニューアル、運営スタッフによる多様なワークショップの開催、企画展やイベントの充実等を行いました。   |
| 政策への貢献度   | ①事業所を増加させ、産業を発展させるためには、杉並区で創業する新しい事業者を増やすことが必要です。創業者、創業間もない事業者を育成させる施策を通して、区内への参入者を増やします。<br>②アニメーションミュージアムの運営、アニメーター養成のための人材育成事業や、アニメイベントの開催などの取り組みにより区内アニメ産業への支援及び区内外に対し、アニメ産業集積地としての杉並区を大きくアピールすることができ、アニメを核とした施策への貢献度は高いと考えています。                  |
| 今後の施策の方向  | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
| 今後の施策のあり方 | ○創業支援融資の実施や事業所アドバイザーによる実地での助言指導、創業支援施設での助言を通して、区内での創業者の事業の成功可能性を高めます。<br>○アニメ関連施策の情報発信の拠点となるアニメーションミュージアム、上井草、西荻窪に設置したモニュメント、アニメーター育成のために展開するアニメ匠塾、区の施策のシンボル的存在となったアニメキャラクター「なみすけ」、それぞれの施策により効果を上げた人的、物的資源を活用し、事業を運動させることにより、アニメのまち杉並の新たな魅力を創出していきます。 |

## 【二次評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 評価と課題・方向性 | 創業支援融資貸付件数の低迷は景気悪化が主な要因と思われますが、起業の社会的潜在需要は景気回復により増加することが想定されます。今後、起業者が区内で事業継続を行えるよう、効果的な支援を検討していきます。また、アニメ施策は、多くの取組により区が「アニメのまち」としてマスコミ等に優先的に取り上げられるなど、区内外にアニメを推進する自治体として浸透してきました。しかし、ここ数年で周辺自治体でも同様の傾向がみられ新しいアニメ施策をいかに再構築するかが課題となっています。 |
|-----------|--|

## 【外部評価】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 施策内容への評価           | セミナー参加者数及び就労相談利用件数は計画を大きく下回っており、メニューなどの改善が必要ではないか。また、アニメによる産業振興は期待したいが、単位あたりコスト約5千円に対して来場者負担は無料でよいか検討されてよいと思われる。  |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 評価表の記入方法などについての評価  | アニメ発信状況の指標化や著作権などのソフトの権利保護、あるいは入場者へのアンケート調査を実施することが望ましい。高付加価値化の推進が労働条件の厳しさを克服するのに必要であり、官民での検討が必要です。   |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 育成面と支援面の境界を明らかにする制度設計が先に必要だと思います。新規創業の孵化的なものか、それを軌道に乗せるものか、あるいは成長させるものかによって支援も補助金や融資・技術経営指導面など異なります。  |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>セミナー参加者数及び就労相談利用件数は、計画を下回っており、事業実施の方法に工夫と改善が必要と考えています。まず参加者確保のために、事業を広く周知させるための広報の充実を図ります。さらにニーズに合わせたメニューの改善も検討し、参加者の増加に努めます。</li><li>総体的にアニメに対する認知度を現す指標が必要と考えています。アニメのまち杉並の浸透度を検証するために、メディアへの露出件数、外部からの視察・調査件数等を指標に加えます。また、アニメ施策展開から10年を経た現在の区民のアニメ産業振興に対する意向調査等の実施が必要と考えます。アニメ産業の体质改善は、業界全体の課題であり、一地方自治体の取組みで改善できるものではないと感じています。しかし、区内のアニメ制作に携わる事業者が、良質なアニメーション制作に取り組めるような支援策は実施することができるため、区民に対し、アニメーションが区内の事業者で制作されていることへの関心も持てもらえるように、さらなるPRをしていきたいと考えています。</li><li>区としては、創業支援の実施により、区内での創業者の増加を目指しています。創業者の事業を成功させるためには、事業の発展段階に応じた施策を適切に行う必要があります。区の創業に関する施策としては、起業支援セミナー 創業支援融資 創業支援施設という事業を適用し、区内の事業所の増加につなげるという制度設計の考えをもっています。今後も施策の目的と効果を検証しつつ、事業の見直しを行っていきます。</li></ul> |
|------|---|

## 政策14 地域に開かれ、支えられた教育のために

|         |   |
|---------|---|
| 政策目標    | <p>○「地域ぐるみで教育立区」の実現に向け、地域運営学校（コミュニティ・スクール）や学校支援本部の拡充により、学校を核とした地域コミュニティの再生を目指します。</p> <p>○区民のスポーツ・文化活動の場を提供するとともに、地域住民の交流の場や25の小・中学校に組織されている各利用者団体協議会において自主事業を更に充実し、地域の活性化を図ります。</p>  |
| 当面の成果目標 | <p>○平成22年度までに、学校支援本部を全小・中学校に設置するとともに、学校運営協議会を設置する地域運営学校を拡充していきます。学校支援本部については、活動の担い手となる地域人材の発掘・育成に努めます。そして、学校支援本部を設置するなど地域と学校の信頼関係が整ったところから、学校評議員制度から地域運営学校への移行を図り、地域と協働する学校づくりを進めます。</p> <p>○学校施設の空き時間を区民のスポーツ・文化活動の場に提供することや、夏季期間中の学校プール開放で区民の健康増進の一助とします。また、各小学校で行っている遊びと憩いの場をより利用者に使いやすい場としていることで、学校を中心とした地域住民の交流が促進されます。さらに、利用者団体協議会単位或いはブロック単位によるスポーツ・文化事業が推進されます。</p> |

### 【所管による自己評価】

|                   |  |
|-------------------|--|
| 20年度の取組状況         | 地域運営学校は3校を指定し、合計9校になるとともに、学校支援本部は16校を指定し、33校（31地域）に設置されました。これにより、学校運営への参画や地域との協働が一層推進されました。学校開放連合協議会の自主事業として、初のバレー大会の開催、各利用者団体競技会における防災訓練の参加等、団体間の連携や地域への貢献など地域の活性化に向けた新たな動きがでてきました。 |
| 今後の政策目標の方<br>向と課題 | 平成22年度までの学校支援本部の全校設置を視野に入れ、学校教育コーディネーター制度をはじめとする学校支援施策等の再構築を図るとともに、地域運営学校と学校支援本部の役割分担を明確化することにより、地域連携を効果的に進めます。地域と協働する学校づくりを推し進め、地域の人材を活かした学校支援事業や、学校施設を利用した地域交流事業のさらなる充実に努めていきます。   |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | <p>地域運営学校(コミュニティ・スクール)の指定校数は、ビジョン推進計画に掲げる目標のとおり9校、また、学校支援本部については、計画を上回る33校(31本部)の設置となっており、保護者や地域住民の学校運営への参画、地域と協働する学校づくりは着実に進められています。今後は、これらの拡充に向けた支援方策の見直しや、新たな課題への対応が必要となっています。</p> <p>放課後子ども教室や土曜日学校の実施校は、学校支援本部の設置校数の増加に伴い増えていますが、放課後子ども教室については実施日が少ないなど保護者のニーズに十分対応できていない学校もあり、学童クラブとの連携による放課後対策事業の拡充が課題です。</p> <p>中学校を中心とした区域単位での新たな教育支援組織として、「(仮称)地域教育推進協議会」を天沼中学校区にモデル設置し、0歳から15歳までの教育や子育ての課題に主体的に取り組む地域の実現を目指していきます。</p> |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                   |  |
|-------------------|--|
| 政策内容への評価          | <ul style="list-style-type: none"><li>評価表を見る限りでは、政策のゴールが見えない。また、政策自体が施策=事業の積み上げで成り立っており、政策内容も施策の総括になっている(政策実現のために何が必要かの観点で施策が位置づけられていない)。</li><li>施策・事業として、学校支援本部、地域運営学校、学校運営協議会、地域教育連絡協議会等、さまざまな組織が設置されているが、それぞれがきちんと機能し、かつ有機的に連携できているか不明。政策のゴールを見据えた上で、こうした組織についても、設置目的、役割を明確にし、どうすれば教育に地域力を活かせるかの観点で見直すことが必要。</li></ul> |
| 評価表の記入方法などについての評価 | 政策の総合評価、二次評価とともに、施策評価の積み上げで、政策自体の評価がなされていない。「主な指標」に挙げられた指標は事業レベルの指標であり、施策の状況を判断できる指標になっていない(施策の指標については各施策評価参照)。  |
| 政策を構成する施策についての意見  | H20の対処方針では施策59と61は重複していないことであるが、評価表を見る限りではH20の対処方針にある視点がクリアに示されていないばかりか、学校支援本部設置については施策59と61は明らかに重複しているように見える。<br>政策のゴールを明確にし、政策ー施策ー事業の体系を再構築する必要がある。  |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | <p>政策目標である「地域ぐるみで教育立区」の実現に向けて、「いいまちはいい学校を育てる 学校づくりはまちづくり」という考えに基づき、保護者や地域住民の学校運営への参画を推進し、子供たちの学力・体力の向上や豊かな人間性を育んでいきます。</p> <p>そのために、学校経営を支援する学校運営協議会を計画的に拡充するとともに、学校の教育活動を支援する学校支援本部を22年度に全校設置し、多くの地域の方の参画を図っていきます。</p> <p>学校支援本部・地域運営学校(コミュニティ・スクール)等の設置目的・役割をより明確にし、今後、評価表の中でも相互の連携や役割分担関係を明らかにしていきたいと考えています。また、評価方法や指標のあり方については、今後、より適切な指標とするよう検討していきます。</p> <p>施策の体系のあり方については、今後、組織機構や施策・事業等の見直しを行う中の検討課題といたします。</p> |
|------|--|

## 施策59 学校運営への参画

(上位政策:政策14 地域に開かれ、支えられた教育のために)

|         |  |
|---------|--|
| 施策目標    | ○「地域ぐるみで教育立区」の実現に向け、地域の学校運営の参画を進め、地域に開かれた信頼される学校づくりをめざします。   |
| 当面の成果目標 | ○学校支援本部を平成22年度までに全小・中学校で設置することに向け、活動の担い手となる地域人材の発掘・育成に努めます。そして、支援本部が中心となって地域が学校を支える仕組みを築き、学校活動の支援のための人的ネットワークを拡げ、学校サポーター等との円滑な連絡調整や効果的な活動を行えるようにします。 |

### 【所管による自己評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 20年度の取組状況 | 学校支援本部は計画を上回る学校で設置され、学校サポーター等との円滑な連絡調整や効果的な学校支援活動が行われつつありますが、学校サポーターの活動回数が前年度比で横ばいとなるなど、活動の担い手となる新しい地域人材の発掘・育成が必要となっています。   |
| 政策への貢献度   | 学校支援本部を中心に学校と地域との連携体制の構築が進むことで、教員が子どもと向き合う時間の拡充が図られるだけでなく、学校と家庭・地域との役割分担が明確になり、地域の教育力の向上にもつながります。こうした取組を通じて、政策に掲げる目標実現に大きく貢献しています。                                      |
| 今後の施策の方向  | <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 今後の施策のあり方 | 学校支援本部の設置校数は着実に増えており、22年度までの全校設置の目標は達成できる見込みです。今後は、学校教育コーディネーターをはじめ、支援本部機能と重複する既存施策・事業の見直しや改善を図るなどして、より効果的な学校支援活動の仕組みづくりに取り組む必要があります。                                   |

## 【二次評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 評価と課題・方向性 | 学校サポーターや学校コーディネーターによる学校支援は進みつつありますが、放課後子ども教室などの活動が伸び悩むなど、地域のニーズに十分対応できていない事業も見受けられます。学校を核とした地域づくりを実現するためには、地域における人的ネットワークをより効率的に活用できるよう、ネットワークの共有化や情報交換を行える場の提供が必要となっています。今後は、「学校支援本部実行委員会」による研修体制を活用するとともに、既存の各種支援施策等の整理・再構築を図り、地域が学校を支える仕組みの一層の充実に努めていきます。 |
|-----------|--|

## 【外部評価】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 施策内容への評価           | 現在の施策内容は、他の施策との重複が見られる。H20の対処方針に示されているとおり、施策59が人材の発掘・育成に視点を置いているのであれば、その視点で施策内容を整理する必要があるのではないか。  |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 「施策のあり方」や「20年度の事業実施状況(2)事業実績」等では、学校支援本部の設置に言及しており、明らかに施策61と重複が見られる。   |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 土曜日学校・放課後子ども教室を、学習・スポーツや交流活動等の機会の提供事業とし、施策60への移行を検討するなど、他の施策を含めて、体系を抜本的に見直す必要があるのではないか。   |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | 本施策は、学校サポーター等の学校を支える地域人材が学校の教育活動等への具体的支援を行うことを通じて、地域ぐるみでの学校づくりを進めるもので、そのために必要な人材育成・発掘を成果目標としています。<br>一方、施策61「学校を核とした地域コミュニティの充実」は、地域のボランティアが学校を支援する学校支援本部や保護者や地域住民等が学校運営に参画する地域運営学校(コミュニティ・スクール)等の仕組みづくり、拡充を成果目標としています。<br>社会全体で教育を向上させる取組は、学校教育と社会教育という従来の教育行政の枠組みでは対応が困難な課題もあります。また、学校を核とした地域づくりも両者をつなげる新しい教育活動の領域に位置づけられますが、今後、ご指摘の点を踏まえて、現在の組織機構や施策・事業のあり方を見直す中で、施策体系等についても検討してまいります。 |
|------|---|

## 施策60 地域への学校開放

(上位政策:政策14 地域に開かれ、支えられた教育のために)

|         |  |
|---------|--|
| 施策目標    | 区民のスポーツ・文化活動の場を提供するとともに、地域住民の交流の場や25小・中学校に組織されている各利用者団体協議会において自主事業を更に充実し、地域の活性化を図ります。  |
| 当面の成果目標 | 学校施設の空き時間を区民のスポーツ・文化活動の場に提供することや、夏季期間中の学校プール開放で区民の健康増進の一助とします。また、各小学校で行っている遊びと憩いの場をより利用者に使いやすい場として、学校を中心とした地域住民の交流が促進されます。さらに、利用者団体協議会単位或いはブロック単位による活動がより活性化されることによって、地域のスポーツ・文化事業が推進されます。 |

### 【所管による自己評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 20年度の取組状況 | 平成20年度には、学校開放連合協議会の自主事業として初のバレー大会の開催、各利用者団体協議会における防災訓練の参加等、団体間の連携や地域への貢献活動など、地域の活性化に向けた新たな取り組みが開始されました。  |
| 政策への貢献度   | 利用者団体協議会の努力や学校の協力により学校開放施設が有効に活用され、地域のスポーツ文化活動の場、地域交流の場として有効に機能しています。  |
| 今後の施策の方向  | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合            |
| 今後の施策のあり方 | 学校開放事業の目的がより有効に達せられるよう、関連する他事業との調整・整合を図っていきます。<br>校舎の改築時には、学校開放事業も含めた構想となるよう校舎改築担当部門との事前調整を密に進め、地域の方がより活用しやすい学校開放を行います。<br>各利用者団体協議会や協議会同士の交流事業をさらに旺盛に進めるよう、各利団協の経験交流の場を充実させていきます。 |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | 各利用者団体協議会による学校を中心とした事業活動が活発化とともに、中学校駅伝大会への協力・ブロック対抗スポーツ大会の実施など、地域の活性化に向けた取り組みが進んでいます。今後は、学校支援本部との連携・協力も視野に入れながら、学校が地域活動の拠点となるよう、「遊びと憩いの場」や「学童クラブ事業」、「放課後居場所事業」など、各種事業の連携強化を図っていきます。 |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 施策内容への評価           | 施策評価表の記載内容だけでは教育委員会と学校開放連合協議会との関係が読めないが、当該施策が区民にスポーツ・文化活動の場を提供することを目的とする施策であるならば、「遊びと憩いの場」など、各種事業との連携強化というよりも、目的を同じくする事業で施策を再構築し、効率的に事業を進めていくことが必要ではないか。                |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 施策を構成する事務事業の状況の「相対性」で大きな成果を上げている事務事業として「学校開放施設の団体・区民利用等」が挙がっているが、事務事業評価表では、「事業のあり方点検」の項目での施策への貢献度は「中」となっており、整合がとれていない。<br>指標について、見直しが必要。                                |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 協議会運営委託事業のみで、施策として政策に貢献できているかの判断は困難。他の施策を含めて、体系を見直す必要があるのではないか。   |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | ○施策内容への評価について・今後の施策の方向<br>ここ数年、学校開放連合協議会・利用者団体協議会は、文化・スポーツ活動を通して「地域連帯の育成・向上」を目的とする自主的な団体であるので、他の地域活動との連携・協働の取り組みを探求してきました。一方で、学校開放の原点である「区民にスポーツ・文化活動の場を提供する」という目的に照らした場合、学校開放という枠組みを超えた施策・事業の再構築が必要となります。<br>活動の場の提供という目的、地域の活性化という目的、どちらも学校開放事業の欠かせない目的であることから、今後とも両方の目的を追求しつつ、必要な事業・施策との連携、事業のより効果的な執行に努めています。<br>また、今後の施策の方向について、「効率化」との評価をいただきましたが、主に土日に開催している「子供たちの遊びと憩いの場」の質のアップを図るために「サービス増」としました。 |
|      | ○評価表の記入方法などについての評価・施策を構成する事務事業についての意見<br>事務事業評価の施策貢献度は、学校施設利用者数に着目した評価ですが、施策評価においては事業の主体(「学校開放連合協議会」への委託)に着目し、地域での横の連携を強めている点を捉えて「貢献度大」と評価しました。<br>今後、よりトータルに施策が把握・評価できるよう、指標と施策の総合評価の視点を見直していくたいと考えています。  |

# 施策61 学校を核とした地域コミュニティの充実

(上位政策:政策14 地域に開かれ、支えられた教育のために)

|         |   |
|---------|---|
| 施策目標    | ○保護者や地域の意見を学校運営に反映させることにより、地域に開かれ、信頼される学校づくりをめざします。<br>○地域のボランティアへの連絡・日程等の調整などを学校支援本部が担うことで、教員が授業や部活動、生活指導などに専念し、児童生徒と向き合う時間を増やします。 |
| 当面の成果目標 | ○地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを着実に推進していくために、地域運営学校(コミュニティ・スクール)を計画的に拡充し、平成22年度までに15校を指定します。<br>○学校支援本部を平成22年度までに全小・中学校で設置します。                |

## 【所管による自己評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 20年度の取組状況 | 保護者や地域住民等の学校運営への参画を推進するとともに、学校を核とした地域コミュニティの再生を目指すため、地域運営学校(コミュニティ・スクール)を新規に3校指定し、計9校(小学校5校、中学校4校)としました。また、学校支援本部を新規に16校設置し、全小・中学校66校の半数(33校)としました。   |
| 政策への貢献度   | 保護者や地域住民が学校運営に参画する機会を制度的に保障する仕組みである学校運営協議会を通じて、地域に開かれ地域に支えられる学校づくりをめざした学校運営が行われつつあります。また、学校支援本部を中心に地域が学校を支える仕組みが進展し、学校支援活動の充実が図られています。  |
| 今後の施策の方向  | <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
| 今後の施策のあり方 | 全小・中学校において学校支援本部の取組を支援していくとともに、学校評議員制度を地域運営学校(コミュニティ・スクール)に移行することで学校運営への参画をより保障し、地域の力を最大限に活かしながら、地域と協働する学校づくりに努めていきます。<br>また、既成組織である「地域教育連絡協議会」の組織・活動を発展させ、中学校を中心とした区域単位での新たな教育支援組織「(仮称)地域教育推進協議会」を21年度にモデル設置し、就学前教育や小中学校の教育・地域の教育など、自らの教育課題に主体的に取り組む地域の実現をめざします。 |

## 【二次評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 評価と課題・方向性 | 教育ビジョン推進計画に基づき、学校支援本部及び地域運営学校(コミュニティ・スクール)の設置は計画的に進捗しており、成果指標についても目標数値に着実に近づいています。今後は、学校運営協議会と学校支援本部の役割分担を明確にしたうえで、学校を地域で支えていく取り組みを計画的に拡充し、地域と協働する学校づくりにより一層努めていきます。 |
|-----------|--|

## 【外部評価】

|                    |  |
|--------------------|--|
| 施策内容への評価           | 学校支援本部および地域運営学校の設置が目的化されていないか。何のために設置するのかを明確にし、設置された成果を評価することが必要。<br>H20に学校支援本部を16校設置できたのであれば、今後2年度内に33校を現在のコストで設置可能ではないか。成果は「増」・コスト「現状維持」=「サービス増」で対応できないか。  |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合  |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 事務事業評価表の活動指標(「地域運営学校設置数」「学校支援本部設置校数」)は、事務事業レベルでは成果指標。活動内容を測る指標が活動指標。<br>施策レベルの成果指標は、設置された成果を測る指標が必要。現在の「学校生活が充実していると感じる児童・生徒の割合」は設置の成果以外の要素が大きすぎるため参考指標とし、直接的に設置の成果を測れる指標を設定することが必要(たとえば、「設置により増加した、教員が児童生徒と向き合う時間数」など)。 |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 施策名にある「学校を核とした地域コミュニティの充実」を図るには、現行の事業では不十分。現行体系でいくのであれば、施策名と施策内容が合っていない。<br>他の施策を含めて、体系を見直す必要があるのではないか。  |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | 学校支援本部は、教員と児童生徒の向き合う時間を増やすため、地域の方々のネットワーク等を活用し、教育活動等を支援する仕組みです。また、地域運営学校(コミュニティ・スクール)は、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みです。両者は地域と協働する学校づくりの基盤をなすものであり、当面、それらの拡充を図りつつ活動の検証を行ってまいります。<br>学校支援本部のコストに関するご指摘については、既設置校の所要経費もあり設置校数の増加に伴う経費増は避けられない部分もございますが、全校設置を機に学校支援に係る関連事業等を再構築する中で、より効率的・効果的な事業運営に努めてまいります。<br>外部評価でご指摘をいただきました成果指標や施策の体系のあり方については、今後、組織機構や施策・事業等の見直しを行う中での検討課題とさせていただきます。<br><br><学校支援本部><br>学校支援本部は、学校で行われるさまざまな学校支援活動(学校サポートの調整、安全パトロール、土曜日学校、校庭の芝生の管理、図書室の運営等)を運営・管理するボランティアによる地域の任意団体。<br><br><地域運営学校(コミュニティ・スクール)><br>学校運営協議会は、学校運営に関する基本方針(教育課程の編成や施設設備等及び管理など)の承認を行うとともに、教職員の人事について任命権者に意見を述べたり、学校運営について教育委員会や校長に対して意見を述べることができる合議制の機関。 |
|------|---|

## 政策20 創造的で開かれた自治体経営

|         |   |
|---------|---|
| 政策目標    | <p>新しい自治体経営の考え方や手法を取り入れ、総合的・計画的な区政運営を推進します。そのためにも自主財源の確保に努め、行政需要の変化に自律性を持って柔軟に対応できる財政基盤を確立します。</p> <p>自治基本条例の普及と見直しに関する検討や区政情報の積極的な提供・公開により、区民の知る権利の保障と説明責任を果たすとともに、区民と行政との協働の仕組みを整備・推進し、参画と協働の区政を創造します。</p> <p>また、すぎなみの魅力をより一層高め、区民が地域に誇りや愛着を持てるまちをつくります。</p>  |
| 当面の成果目標 | <ul style="list-style-type: none"><li>○より簡素で効率的な組織機構を整備し、小さくても力のある区役所を実現するために、平成22年度までに職員の定数を1000人削減(12年度比)します。</li><li>○財政運営の弾力性を高めるため、平成22年度までに経常収支比率を80%以下とします。</li><li>○多様化する区民の声に即した相談体制等の充実を図るとともに、積極的な情報公開・情報提供を行います。また、区ホームページと連携した情報公開システムの構築に向け検討を進めます。</li><li>○「杉並区行政サービス民間事業化提案制度」を着実に実施することにより、自治体経営改革を推進します。</li><li>○区の将来にわたる繁栄のための「杉並区減税自治体構想」の実現を目指し、仕組みづくりや区民への周知に取り組んでいきます。</li></ul> |

### 【所管による自己評価】

|                   |   |
|-------------------|---|
| 20年度の取組状況         | <ul style="list-style-type: none"><li>○職員の定数削減数は848人となりました。22年度末の目標である1000人削減に向けて着実に取り組んでいます。</li><li>○経常収支比率は20年度79.5%となり、22年度の目標値である80%以下とすることができました。財政構造の弾力化向上に向けた、それ以外の目標である特別区債残高の80億円以下(22年度末)や減税補てん債の全額償還(21年度末)についても、行財政改革による不断の財政健全化的取組により、目標達成を目指しています。</li><li>○コールセンターの受付業務の拡充、本庁一般区民相談窓口の土・日開設により、24時間365日の区役所サービスの向上を図ることができました。コールセンターの利用者、各種区民相談の件数は前年比約10%の伸びが認められました。</li></ul>   |
| 今後の政策目標の方<br>向と課題 | <p>区政運営の一層の効率化と質の高いサービスの提供を推進していくため、区が真に実施すべき仕事を明確にし、それ以外については、協働等により多様な主体による公共サービスの提供を進める一方、少数精銳による簡素で効率的な組織機構を確立します。また、拡大・多様化する行政ニーズに対しても、地域の多様な主体と協働を図りながら、迅速・的確に対応します。</p> <p>景気や税制改正、都区財政調整制度の見直しなど区の財政状況は厳しい状況下にありますが、弾力的な財政運営を目指すため、区税を中心とした自主財源の確保に引き続き取り組み、財政の健全化を進めます。さらに、将来目標としてこれまでの取組を続けることで強固な財政のダムを築き、いずれは減税することも可能とする「減税自治体構想」にも取り組んでいきます。</p> <p>開かれた区政を推進していくために、あらゆる機会を捉え、政策等への区民意見聴取を一層推進するとともに、情報公開については、今後とも積極的な提供を行っていくとともに、区ホームページと連携した情報公開システムの構築など、利便性を向上させるよう取り組みます。</p> |

## 【二次評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 評価と課題・方向性 | <p>時代の変化に的確に対応しながら柔軟で効率的な政策形成に取り組むとともに、区民満足度が高く創造的で質の高いサービスが提供できる区役所をめざします。そのために、より一層の行財政改革に取り組むとともに、区税等を中心とした自主財源の確保など財政基盤の強化を図りながら財政の健全化を引き続き進めます。</p> <p>今後も景気の後退などにより区の財政状況は厳しい状況下にありますが、区民の安全・安心24時間365日の区民サービスの提供は必要不可欠な課題として着実に対応する一方で、区が将来にわたり豊かで安定した繁栄を続けていくための「減税自治体構想」の実現を目指します。</p> |
|-----------|---|

## 【外部評価】

|                   |   |
|-------------------|---|
| 政策内容への評価          | サービス向上や効率化あるいは新規政策への取り組みなど着実な前進がみられます。  |
| 評価表の記入方法などについての評価 | 職員数の削減以外に行政コストに着目した総合的な指標が望されます。  |
| 政策を構成する施策についての意見  | 区民へのサービス向上の側面以外に政策分野ごとに対象とする目標集団を的確に設定し、政策と執行および対象が一貫するような工夫が必要です。特に、問題解決に向け区民にも考えたり参加してもらう工夫(行政サービスの受け手でなく政策実現のパートナーになる)も必要です。区民がこのような活動をすればコストも削減できかつ自らあるいは対象集団の受益も向上するということが体感できる工夫です。 |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者の一層の活用やNPO・地域住民との協働を図りながら、効率化や行政コストに着目した総合的な指標を検討していきます。</li><li>・自治基本条例の見直しに関する検討結果をふまえ、区民の自発的な社会参加意欲に応え、区民自らが地域社会に貢献する担い手となり活躍してもらうための新しい仕組みとして、すぎなみ地域大学を平成18年4月に開校し、公共サービスの担い手の育成と協働の基盤の充実に向けて取り組んでいます。</li></ul> |
|------|--|

# 施策75 創造的な政策形成と行政改革の推進

(上位政策:政策20 創造的で開かれた自治体経営)

|         |  |
|---------|--|
| 施策目標    | 時代と社会の変化に柔軟かつ機敏に対応しながら、計画性と実効性のある政策形成を行うとともに、質の高い行政サービスを効率的に継続して提供することができる区政(小さな区役所で五つ星のサービス)を実現します。また、すぎなみの魅力をより一層高め、区民が地域に誇りや愛着を持てるまちをつくります。   |
| 当面の成果目標 | <ul style="list-style-type: none"><li>・杉並区基本計画・実施計画に基づき、区政全体の一体性を確保しつつ、各部が主体性を発揮しながら、迅速かつ適切な区政運営を行います。また、行財政改革については、行財政改革大綱・行財政改革実施プランに基づき、各部の主体的・自律的な取組を重視しながら、推進します。</li><li>・「杉並行政サービス民間事業化提案制度」を着実に実施することにより、自治体経営改革を推進します。</li><li>・区が将来にわたり、豊かで、安定した繁栄を続けていくため、「減税自治体構想」の実現を目指し取り組んでいきます。</li><li>・すぎなみの魅力を高める施策を検討・実施し、区民の地域への好感度や愛着度の向上をめざします。</li></ul> |

## 【所管による自己評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 20年度の取組状況 | 「すぎなみ五つ星プラン」と「スマートすぎなみ計画」の着実な推進に加えて、杉並改革のこれまでの10年を振り返り、その成果と到達点を検証し、平成22年度に向けて総仕上げを行うために「杉並改革総点検」を実施しました。<br>また、区の永い繁栄に向け、毎年予算の一定額を積み立て、収支の増減に左右されない強固な財政基盤を築き、将来、区民税の減税を行うため、「減税自治体構想」の研究を進めました。              |
| 政策への貢献度   | 杉並区基本計画・実施計画に基づく計画的な施策の推進、杉並改革総点検の実施などにより、より質の高い行政サービスを提供することに貢献しました。<br>行財政改革や行政評価を推進することにより、区民への説明責任を果たすとともに、職員のコスト意識が高まり、効率的な行政運営に貢献しました。<br>当該施策は政策を支えるための会議や内部管理的事業を内包しており、施策の着実な実行により、政策へ貢献している面も有しています。 |
| 今後の施策の方向  | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合  |
| 今後の施策のあり方 | ・区基本計画に定める平成22年度の杉並区のあるべき姿「人が育ち 人が活きる杉並区」の実現に向けて、21・22年度の2年間、ラストスパートをかけて取り組みます。また、現下の厳しい経済状況に対して、必要な対策を迅速かつ適切に講じます。<br>・行財政改革の更なる推進により、民間活力を活かした小さな区役所づくりを進めるとともに、中長期的に安定的な財政運営が可能となる「減税自治体構想」の実現に向けて取り組みます。   |

## 【二次評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 評価と課題・方向性 | 「杉並改革総点検」で取り組むこととした43項目の課題を解決することで、平成22年度に掲げている目標を着実に達成していきます。<br>また、減税自治体構想研究会から「多くの意義があり、十分に実現の可能性もある」との報告を受けた「減税自治体構想」について、実現に向けた取組を進めます。 |
|-----------|--|

## 【外部評価】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 施策内容への評価           | 景気や地方分権政策などの不透明な状況に適切に対応するためバッファ的な財政基盤の確立は重要であり、この意味で減税自治体構想は意義があります。   |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 施策への貢献度が大のものが指標の基礎になっていますが、貢献度をどのように合理的に測定するかの検討が必要です。  |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 政策創造に向けた取り組みや採用された新規事務事業などを指標化してはどうかと思います。  |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | 施策への貢献度が大と評価した事業の割合については、平成13年度の69.7%から20年度には81.6%となり、事業の見直し等が着実に進んでいるものと考えます。ご指摘のとおり、貢献度については合理的に測る基準はないため、今後、どのような基準設定が可能かどうか検討を行うとともに、事業の精査が進む中、新たな取組みや新規事務事業などの指標化なども含め、より適切な指標の設定について検討していきます。 |
|------|---|

## 施策76 財政の健全化と財政基盤の強化

(上位政策:政策20 創造的で開かれた自治体経営)

|         |   |
|---------|---|
| 施策目標    | 区税を中心とした自主財源を確保し、区民福祉の増進を図る行政施策を自律性をもって実現できる財政基盤を確立します。   |
| 当面の成果目標 | 収支の均衡を図り、財政変動に耐えうる弾力性のある財政運営を行うため、以下の目標を設定します。<br>1. 財政構造の弾力性を高めます(22年度までに経常収支比率を80%以下とする)。<br>2. 区税を中心とした自主財源を最大限確保し、自主財源比率50%を確保します。<br>3. 財政収支において実質収支を確保し、安定した財政運営を継続します。 |

### 【所管による自己評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 20年度の取組状況 | 財政構造の弾力化向上の目標について、①経常収支比率は、79.5%となり、景気後退の中でも平成22年度の目標値80%以下とすことができました。②特別区債残高は、減税補てん債の繰上償還などにより246億円となり、22年度の目標80億円以下に向け順調に推移しています。③起債の発行は、前年度に引き続き行いませんでした。<br>自主財源比率は、56.7%と前年度の55.1%を1.6ポイント上回り、目標の50%を確保しました。<br>実質収支比率は、6.4%となり、前年度の6.6%に比し0.2ポイント減となりました。 |
| 政策への貢献度   | 「創造的で開かれた自治体経営」を実現するためには、自律し、安定した財政基盤の存在が不可欠です。そのために、基幹税である特別区民税等各種徴収金の適正な賦課を行う一方、収納率の向上・歳入の確保に努めることにより自主財源比率の向上を図りました。また、新たな起債の発行を取り止める一方、繰上償還により特別区債残高の縮減を進め、弾力的で健全な財政運営の実現に貢献しました。さらに、財政情報の公表を進め、区の説明責任を果たし、区政の透明性の確保・向上を推進することで、開かれた自治体経営の実現に向け貢献しました。      |
| 今後の施策の方向  | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
| 今後の施策のあり方 | 区の財政状況は、景気や税制改正、都区財政調整制度の見直しなど国や都の動向の影響もあり、今後も予断を許さない厳しい状況が続くものと見込んでいます。このような状況のなか、財政の健全化と財政基盤強化のために、賦課・徴収・財務会計にかかる各種システムの再構築、協働化や委託事業の拡大、他課との連携強化など内部事務の効率化・経費削減への取組みを一層推進する一方、適正な税の賦課と滞納処分の強化・迅速化を進め自主財源の増収を図るなど、歳入確保に引き続き努めていく必要です。                          |

## 【二次評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 評価と課題・方向性 | 景気の後退により区税収入の落ち込みが懸念される中でも区は、時代の変化に機敏に対応しながら安全・安心24時間365日の区民サービスの提供に取り組んできました。今後さらに景気後退が長引き深刻化すれば、区税収入や都区財政調整交付金は大きな影響を受けることになります。「創造的で開かれた自治体経営」実現のためには、区税を中心とした自主財源の確保に引き続き取り組むとともに、弹力的に健全な財政運営に努めていきます。 |
|-----------|--|

## 【外部評価】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 施策内容への評価           | 20年度の財政運営としては健全化・効率化の効果があつたと判断される。  |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 協働化率の定義は正確であるが、これには区民との協働以外の委託などが含まれており、区民との協働の補助的指標や目標も設定することが期待される。   |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | 区職員の自主的取り組みやNPOなどからの改善方策の取り組みも考慮されてよいと思われる。   |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | 区民との協働は、協働化による行政改革の効果が財政健全化に資するという側面と、ふれあいと参加の地域社会を実現させるという側面があります。後者については「施策51 NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境整備」のなかで、すぎなみ地域大学修了者の地域活動への参加者数や区内NPO法人数を成果指標としており、NPO・ボランティアなどの区民との協働について一定の目標が設定されていると考えています。<br>また、「事務事業の見直しにかかる取組として、「施策75 創造的な政策形成と行政改革の推進」に属する取組に、職員提案制度や民間事業化提案制度がありますが、ご指摘のとおり施策75の評価ではありません。今後は、該当する施策のなかで適切に評価を行っていきます。 |
|------|---|

## 施策77 区民に身近で開かれた行政運営

(上位政策:政策20 創造的で開かれた自治体経営)

|         |   |
|---------|---|
| 施策目標    | 地域の諸問題を区民が自らの問題として考え、解決を図ることをめざし、区政情報の提供・公開を積極的に行い、区政の透明性の向上を図るとともにコールセンターや各種区民相談等の充実を通して、区民の疑問や要望に応え、区政に対する理解・関心を高める。    |
| 当面の成果目標 | 多様化する区民の疑問や声に適切に対応するとともに、増加傾向にある区民の不安や相談に対して親身にかつ的確に対応していく。また、積極的な情報公開・情報提供を行っていくとともに、区ホームページと連携した情報公開システムの構築に向け検討を進めていく。 |

### 【所管による自己評価】

|           |   |
|-----------|---|
| 20年度の取組状況 | コールセンターの受付業務の拡充、本庁一般区民相談窓口の土・日開設(平成20年9月から)により、24時間365日の区役所サービスの向上を図ることができました。また、開かれた区政の推進のため、情報の公開を進めるとともに、積極的な情報提供を行いました。   |
| 政策への貢献度   | 24時間365日の区民サービスの充実に向けて、効率的かつ効果的に業務を拡充することができ、区民サービスの向上を図ることができた。また、区民に対して積極的に情報を開示することで、区民の知る権利を保障し、公正で開かれた区政運営に大きく貢献することができた。  |
| 今後の施策の方向  | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 今後の施策のあり方 | 区民とのパートナーシップに基づく区政運営を実現させるため、今後もこれまで以上に開かれた行政運営に努めていく必要がある。とりわけ、区民の様々なニーズに即した相談体制等の充実を図る、より簡便な手段で情報を入手することができるようなシステムを構築していくなど、区民にとって身近で開かれた区役所づくりを着実に推進していく必要がある。      |

## 【二次評価】

|           |  |
|-----------|--|
| 評価と課題・方向性 | 平成20年9月の本庁土日開庁に伴い、区政相談窓口を1階に移転し土日の区民相談を開始したことにより、相談件数は前年度比で11.5% 増加しました。これは、18年度から19年度の相談件数が横ばいだったことを考えると、区民の潜在的な相談ニーズに対応できた結果と言えます。今後は、相談員のスキルアップや所管課との連携強化により、相談の質の一層の向上に努めるとともに、コールセンター やホームページの充実などにより、開かれた区政の一層の推進を図っていきます。 |
|-----------|--|

## 【外部評価】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 施策内容への評価           | 年間24時間のサービスは区民に安心と利便性を提供する点で評価できる。今後はコールセンターで得られた区民の相談や苦情などをデータベース化して行政ニーズの把握や区政への反映を検討すべきである。  |
| 今後の施策の方向           | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 評価表の記入方法などについての評価  | 人員配置に工夫をこらされているようであるが、待ち時間とか回線数などでどのような質の向上がなされているかの指標も重要である。   |
| 施策を構成する事務事業についての意見 | コールセンターは便利であるがネット上でも解決できるような行政システムの構築が望まれる。また、区政で対応できるものと都や国との関係も整理する必要がある。   |

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | コールセンターは、その役割が区役所の手続き等を中心とした案内業務に限られることから、相談・苦情については、区政相談課の担当が別途、対応しております。なお、相談・苦情の対応については区政に反映すべくその情報をデータベース化して各主管部課との共有化を図っています。<br>また、評価表記入に際して、質の向上の指標が重要であるとのご指摘をいただきましたが、コールセンターについては、現在、年2回の履行評価を実施するとともに、応対品質を維持するために、放棄呼率(コールセンターオペレータが着信電話に出ことができなかつた率)や一次対応完結率といったSLA(サービス要求仕様書)を委託事業者との間で締結しております。こうしたことを踏まえ、どのような指標が区民の皆様にご理解いただきやすいか検討を進めます。<br>今後とも、これまで以上に積極的に情報の周知を図るとともに、インターネット等においてどのようなサービスが提供できるか、経費等も考慮しながら研究をしてまいります。 |
|------|---|

## 4 区民アンケートに対する外部評価結果

### No.1 自転車問題の解決

#### 目的と概要

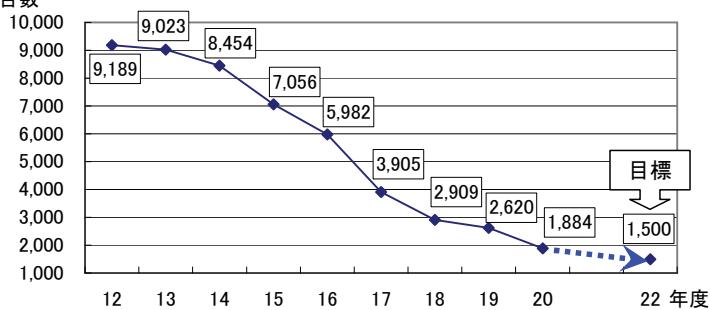
安全で安心な生活環境を実現するため、駅周辺の放置自転車の問題に取り組んでいます。自転車は手軽で身近な乗り物であり、環境にやさしい移動手段として認められています。自転車利用を促進するためにも、自転車駐車場を整備し、放置自転車の解消を目指しています。区では、放置自転車台数について、平成15年度の7,056台から70%削減し、平成22年度までに2,100台以下とすることを目指し、各施策に取り組んできました。その結果、放置自転車台数は、平成20年度に1,884台となり目標を達成しました。そこで、改めて平成22年度までに1,500台以下とする数値目標を掲げます。

#### 1目標

駅前放置自転車を  
平成22年度に1,500台に減少させます

#### 2成果

駅前放置自転車台数(1日あたり)の推移



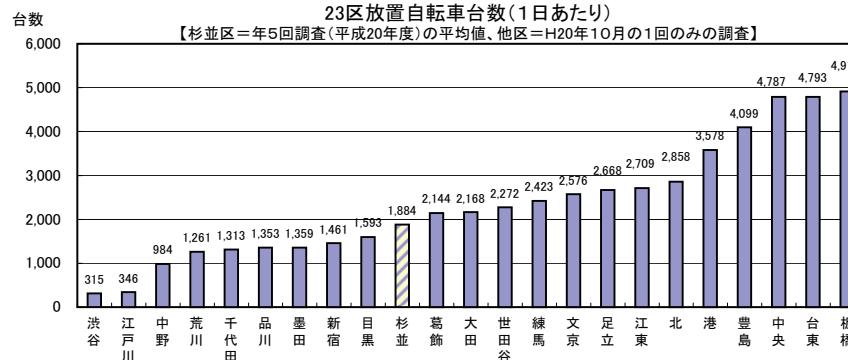
23区の放置自転車台数をみると、杉並区は少ない方から数えて10番目で、中位に位置しています。

#### 3かかった経費

20年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約16億2千万円でした。大きな支出としては、自転車駐車場の運営経費として6億8千万円、自転車駐車場整備経費として6億1千万円、自転車の放置防止啓発や放置自転車の撤去・返還・処分などに2億8千万円です。

また収入としては、自転車駐車場使用料が6億5千万円、撤去手数料が1億円、撤去自転車の売却代金が1千9百万円など、合計で約7億9千万円となりました。

この結果、この事業にかかる区民1人あたりの経費は3,016円ですが、使用料・手数料等の収入を差し引いた後の、実質負担額では区民1人あたり1,543円となっています。



#### 区民一人あたりの額

この事業  
区の全ての事業  
3,016円  
41万2千円

#### 4事業

<20年度に実施した主な事業>

| 番号 | 事業名(活動指標)            | 数量      | 内 容   |
|----|----------------------|---------|---|
| 1  | 自転車駐車場等を整備しました       | 3ヶ所     | 207台規模の西荻窪北自転車駐車場を新規開設しました。東高円寺自転車駐車場を改築し、950台規模の自転車駐車場を整備しました。永福自転車集積所用地を購入しました。 |
| 2  | 放置自転車を撤去しました         | 52,089台 | 区内の各駅付近で、延べ2,557回撤去を行いました。  |
| 3  | 自転車放置防止キャンペーンを実施しました | 5日間     | 自転車利用者を対象に、地域の方たちとともに、協力を呼びかけました。   |

#### 5自己評価

<これまでの取組>

自転車駐車場の整備に計画的に取り組んだ結果、現在27,503台収容できる駐車場を確保し、駅前の自転車放置台数は、着実に減少しています。地域の方々が担い手である放置防止協力員による啓発活動も大きな要因となっていると考えられます。さらに鉄道事業者に自転車駐車場の設置や用地提供を求め、現在3,222台分の民営駐輪場が鉄道事業者等により運営されています。

<今後の方向性> 【拡充】

平成10年度に策定した「杉並区自転車利用総合計画」を平成21年度に改定します。この計画に基づいて、区民、事業者、区が一体となって、放置自転車対策、自転車マナーの向上などの目標を着実に達成して、安全で快適な自転車のまちづくりを実現していきます。

自転車駐車場については、駐車場未整備の駅周辺を重点的に整備します。一方で、区主導から民間主導による駐車場整備へとシフトしていきます。

## 自転車問題の解決

### 【区民による評価】

|          |  |
|----------|--|
| 施策内容への評価 | <p>区は、平成15年度に7,056台であった放置自転車を22年度までに70%削減し2,100台以下とすることを目指し、各施策に取り組んできました。その結果、放置自転車台数は、平成20年度に1,884台となり目標を達成しました。そこで、改めて平成22年度までに1,500台以下とする数値目標を掲げています。</p> <p>アンケートでは「目標数値は妥当である」としている方は64%、「目標値が高すぎる」とする方は5%、「目標値が低すぎる」とする方は17%で、昨年とほぼ同じとなっています。これは、今年度、目標数値を大幅に上方修正したこと、評価されたものと考えられます。</p> <p>成果については、「十分な成果をあげている」と「一定の成果をあげている」とした方は、合わせて86%と高い割合となっています。他方、「不十分」とした方は、僅か4%でした。</p> <p>経費については、「なんともいえない」と保留した方が最も多く38%を占め、「使いすぎ」が30%、「ちょうどよい」が27%と、区民の評価は三様に分かれました。</p> <p>今後の方向性については、「これまでどおり」が42%、「さらに事業を充実すべき」が38%となり、「事業を縮小すべき」は僅か4%でした。</p> <p>これらのことから、区民は、「これまでの成果と数値目標を妥当なものとしつつ、現状経費の中で、さらに成果を上げるため、事業を充実していく」ことを期待していると推測できます。</p> |
|----------|--|

### 【所管による対処方針】

|               |  |
|---------------|--|
| 区民による評価への対処方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>平成10年度に策定した「杉並区自転車利用総合計画」を平成21年度に改定しました。この計画に基づいて、区民、事業者、区が一体となって、放置自転車対策、自転車マナーの向上などの目標を着実に達成して、安全で快適な自転車のまちづくりを実現していきます。</li><li>自転車駐車場については、駐車場未整備及び不足している駅周辺を重点的に整備します。一方で、駐車場の整備や運営を区から民間へとシフトさせていきます。</li><li>買い物客の放置自転車対策については、区立自転車駐車場の一時間無料化を進めるとともに、大型小売店、商店街などと連携し、効率的な自転車駐車場の整備を行っていきます。</li><li>放置自転車の撤去を効率的に行うため、撤去方法や集積所の運営方法の見直しを行っていきます。</li><li>商店街、地域住民、NPOなど力をあわせて「放置自転車のないまち」をつくるため、区民との協働による放置防止活動を継続していきます。</li></ul> |
|---------------|--|

### 【外部評価】

|               |   |
|---------------|---|
| 今後の施策の方向      | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
| 区民による評価に対する意見 | アンケートにおける区の放置自転車対策事業の成果について、「十分な成果をあげている」と「一定の成果をあげている」との評価を合わせると約86%となっており、区民の高い評価が窺われます。また、今後の方向性についても「これまでどおり」と「さらに事業を充実すべき」の合計が約80%となっており、放置自転車対策事業を引き続き期待されています。一方、経費については、「ちょうどよい」が約27%、「なんともいえない」が約38%、「使いすぎ」が約30%となっており、区民は成果の増加を望んでいますが、コストについては効率的な執行を望んでいると考えます。 |
| 対処方針への評価      | 放置自転車減少対策として、駐輪場の駅周辺の重点整備や買い物客に対して区立自転車駐車場の一時間無料化等が挙げられています。コスト節減対策としては、駐車場の整備・運営の民間化や撤去方法や集積所の運営方法の見直しが挙げられ、早期実現が望まれます。一方、区内の自転車による交通事故が増加しています。無灯火走行や右側走行の自転車が多く見かけます。自転車マナーの向上は区民への呼び掛け(低成本)で成果が出る事業と考えます。更に、安全面・環境面から自転車専用路敷設やレンタサイクル等による自転車利用促進に区民は関心があるのではないかでしょうか。   |

### 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | <p>自転車駐車場の民営化については、現在、コスト節減やサービス向上などの検証を行っており、その結果を踏まえて、順次取り組んでいきます。また、自転車撤去や集積場についてもコスト節減のため、運営方法の見直しを進めています。</p> <p>自転車の交通事故の問題や自転車の乗り方についてのルール・マナー向上に関する事業は、「交通安全の推進」施策にて行っております。次年度の評価表から、自転車の乗り方にに関する記述をなくし、事業体系をより分かりやすいものとします。自転車専用路敷設やレンタサイクル等による自転車利用促進については、調査・研究していく課題と考えています。</p> |
|------|---|

## No.2 ごみの発生抑制及びリサイクルの推進

### 目的と概要

区では、平成20年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画の実現に向け、短期目標として平成22年度には家庭ごみを一人1日あたり430グラム（平成18年度649グラム）にするとともに、ごみの分別を徹底しリサイクル率を45%（平成18年度20.7%）にする、という高い目標を掲げました。

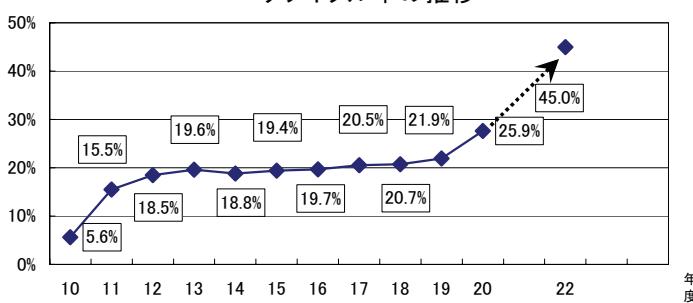
ごみの減量とリサイクル率の向上に向け、区民・事業者・区が協働してごみの発生抑制や再使用、再生利用を推進していきます。また区は、そのための具体的な仕組みづくりを行っていきます。

### 1目標

リサイクル率を平成22年度に45%にします

### 2成果

リサイクル率の推移

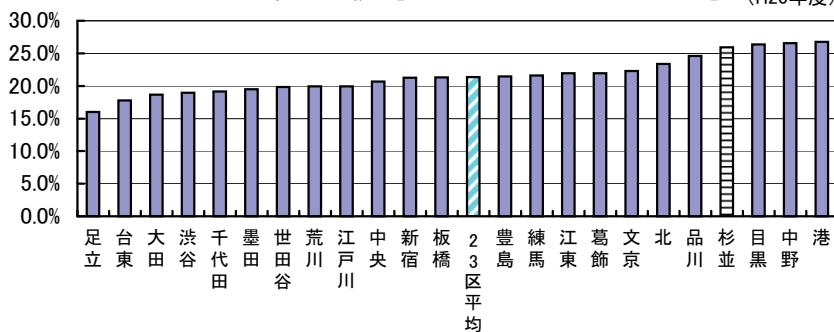


リサイクル率とは、排出されるごみ量に占める、古紙やびん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装が資源物として排出されている割合です。

杉並区のごみ量は、平成2年度以降減少傾向にあります。しかし今後、東京23区では、新たな最終処分場を確保することは困難な状況です。ごみ問題の解決は依然として大きな課題であり、より一層のごみの減量、リサイクルの推進が求められています。

杉並区のリサイクル率は、23区の中では4番目の順位です。23区平均よりも高い割合で、区民のリサイクルに対する意識の高さが数値として現れています。

23区リサイクル率の比較 【東京二十三区清掃一部事務組合資料】(H20年度)



### 3かかった経費

平成20年度の「ごみの発生抑制及びリサイクルの推進」にかかった費用は、人件費と事業費を合わせ、約25億7千万円でした。

事業に占める人件費の比率は、18年度13.6%、19年度17.4%、20年度12.6%となっております。

リサイクル率は着実に伸びて、17年度には20%を超えました。今後も、コストを抑制しながらリサイクルを推進します。

### 区民一人あたりの額

この事業 4,785円  
区の全ての事業 41万2千円

### 4事業

<20年度に実施した主な事業>

| 番号 | 事業名（活動指標）                   | 数量       | 内 容                               |
|----|-----------------------------|----------|-----------------------------------|
| 1  | 資源の回収（区の回収、集団回収）を実施しました。    | 38,853 t | 資源回収量は平成19年度に比べ、14.8%増加しました。      |
| 2  | レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例を制定しました。 | —        | コンビニエンスストアにレジ袋不要カードを置く等の取組を行いました。 |
| 3  | プラスチック製容器包装のリサイクルを進めました。    | 4,819 t  | プラスチック製容器包装の回収を区内全地域で実施しました。      |

### 5自己評価

<これまでの取組>

平成20年度は、プラスチックのサーマルリサイクルの実施にあわせ、プラスチック製容器包装とペットボトルの区全域での集積所回収を開始しました。この結果、不燃ごみの大半を占めるプラスチックの資源化によるごみの減量とリサイクル率の向上を図りました。これらの事業を通して、リサイクル率の目標達成に向けた基盤整備ができました。

<今後の方向性> 【拡充】

「ごみを限りなくゼロにする社会」の構築を目指すため、家庭ごみの有料化とその前提となる戸別収集の導入を検討するとともに、環境施策のひとつの象徴としてのレジ袋削減目標の達成に向けて、ごみの発生自体を抑制できるように、区民・事業者と協働しながら、普及・啓発に努めています。

## ごみの発生抑制及びリサイクルの推進

### 【区民による評価】

|          |  |
|----------|--|
| 施策内容への評価 | 区は、平成20年9月に策定した「ごみ半減プラン」の実施に向け平成22年度に一人1日あたりの家庭ごみ量430g、リサイクル率45%とすることを目標に具体的な仕組みづくりを行っています。アンケートでは、「数値目標は妥当である」と回答した方が66%でした。また、成果については、「十分な成果をあげている」と「一定の成果をあげている」とした方を合わせて86%と高い割合となっています。かかった経費については、多い順から「ちょうどよい」37%、「なんともいえない」32%、「使いすぎ」24%となっています。また、今後の方向性については、47%が「さらに事業を充実すべき」と回答していることから現状の経費の中で目標に向けて事業を拡充していくことを望んでいると考えられます。区民自らのリサイクルへの取組みとしては「ごみの分別の徹底」が91%、「マイバッグの持参」73%や「不要なものは買わない、買い過ぎない」69%「集団回収に参加」48%などほとんどの方が何らかの形でごみの減量・リサイクルに参加していることが分かります。また、一方で「リサイクルショップの利用やエコマーク商品の購入」10%、「生ごみの堆肥化」6%と取り組んでいる区民はまだ比較的少ないことが見受けられます。 |
|----------|--|

### 【所管による対処方針】

|               |   |
|---------------|---|
| 区民による評価への対処方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ごみの発生抑制とリサイクル率の向上を図るため、平成20年4月からプラスチック等のサーマルリサイクルの実施に併せ、区内全域でプラスチック製容器包装とペットボトルの資源回収を始めました。</li><li>・今後は、資源分別のための区民への啓発活動を進め、資源ごみの分別をさらに徹底し、区民と協働してリサイクル率を高めていきます。</li><li>・資源の回収については、さらに施策を充実する方向で検討していくことを目指し、そのための経費は、最小の経費で最大の効果をあげるべく取組んでいきます。</li><li>・資源の集団回収を促進するため、平成19年10月に2世帯から集団回収に参加できるように登録要件を緩和し、地域ぐるみで集団回収に取り組めるよう地区回収団体制度を創設するなどして集団回収事業の普及に取組んでいます。</li><li>・ごみの減量については、「生ごみギュウッとひとしぼり」運動など誰にでもできるごみ減量運動の普及に努めています。また、ごみの排出を抑制するため、ごみになるものを「買わない」「もらわない」という取組みを引き続き行うとともに、「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を制定し、レジ袋の使用を抑制することを通して資源循環型社会の形成をめざしています。</li><li>・新たな資源品目の検討やNPO団体をとおして、リサイクルについてのPRや普及啓発講座を実施することにより区民のリデュース・リユース・リサイクルに対する意識の向上を図る取組みを進めています。</li><li>・区民に対して、生ごみ処理機やコンポストの購入の補助を実施するなど生ごみの減容・堆肥化の促進に努めています。</li></ul> |
|---------------|---|

### 【外部評価】

|               |   |
|---------------|---|
| 今後の施策の方向      | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 区民による評価に対する意見 | 区民による評価の記述は、施策の目標・成果・経費をどう評価するかというものであって、施策の内容そのものの評価とはいえないのではないか。  |
| 対処方針への評価      | 資源回収に係る施策をさらに充実させていくとあるが、より具体的な対処方針の記述がほしい。   |

### 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | 区民アンケートについては、施策の状況を端的に表すものとして成果指標を示し、目標の達成度やかかった経費などについて区民から評価をいただくことが、施策そのものについての評価であると考えています。<br>平成20年4月から集積所でのプラスチック製容器包装とペットボトルの資源回収を実施し、ごみの減量とリサイクル率の大幅な向上が実現できました。しかし、ごみの中にプラスチック製容器包装をはじめ紙類や飲料缶など貴重な資源物が混入されております。<br>ごみの減量とリサイクル率の向上には、分別の徹底が何より大切で、それには区民の協力は欠かせません。引き続き、分別を徹底するため、「ごみ・資源の分別カレンダー」の全家庭並びに事業所への配布を行うとともに、啓発ポスターの掲示、ちらしの配布を行っていきます。さらに清掃事務所と連携し、町会、自治会や学校等への説明会や出前学習を充実するなど様々な機会を通じて、資源化推進の啓発に努めています。<br>また、スプレー缶等危険物を平成21年度から他の不燃ごみと別収集し、適正に処理した後、資源化を行っております。今後、鉄製品の資源回収など資源化品目の拡充についても検討を重ねていきます。 |
|------|---|

## No.3 保育の充実

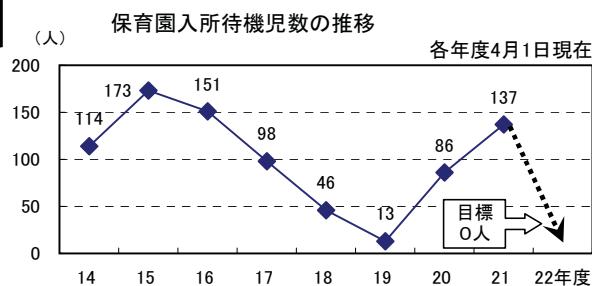
### 目的と概要

経済状況の変化や就労形態の多様化に伴い、保育需要は増大しています。特に21年4月の認可保育園への入園申込者は大幅に増加しました。区では子育てと就労の両立を支援するため、区立保育園の改築に伴う定員拡大や認証保育所の拡充等の対策を行ってきましたが、急増した保育需要に緊急対応するため、区独自の保育室の整備等により入所待機児の解消をめざします。併せて、延長保育、産休明け保育、病児・病後児保育など保護者の多様な保育ニーズに応じたサービスを提供するとともに、在籍している乳幼児の健全な心身の発達を図るための支援を行います。

### 1目標

保育園入所待機児を平成22年度に解消します

### 2成果

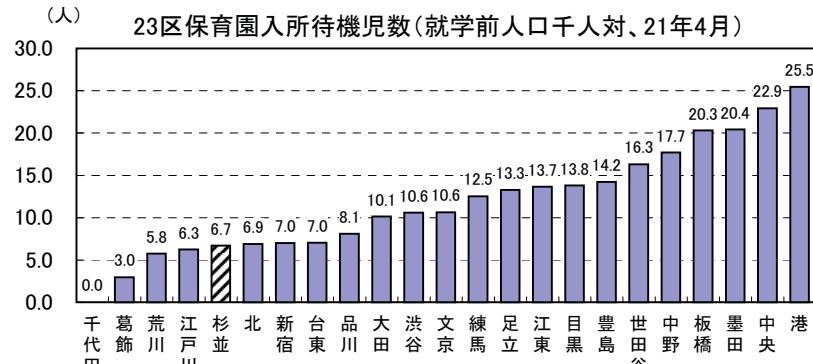


深刻化する不況などの影響により保育需要が急増し、認可保育園の21年4月の入園申込みが前年比3割増と大幅に増加しました。

急激に増加した保育需要に応えるため、認証保育所3所の整備計画の前倒し、区独自の保育室9所の緊急整備、家庭福祉員の充実など、待機児解消に向けた当面の緊急対策を21年度中に進めています。

21年4月の待機児数は、前年の86人から137人に増加しました。この増加傾向は23区全体でもみられ、23区全体の待機児数は、20年4月の3,016人から21年4月は4,613人と大幅に増加しています。

また、待機児数を子どもの人口の比率で見ると、21年4月時点での千人あたり6.7人と、23区中、5番目に少ない数となっています。



### 3かかった経費

20年度に公立私立あわせて5,139人の保育園児の保育や、認証保育所の運営、区独自の保育室の緊急整備などにかかった費用は、約127億円でした。このうち人件費は約74億円、事業費は約53億円となっています。

また、歳入としては、保育料12億3千万円、国・都からの補助金5億9千万円などでした。

### 区民一人あたりの額

この事業 23,658円  
区の全ての事業 41万2千円

### 4事業

<20年度に実施した主な事業>

| 番号 | 事業名(活動指標)         | 数量 | 内 容  |
|----|-------------------|----|--|
| 1  | 高円寺南保育園の改築を行いました  | 1所 | 高円寺南保育園の改築工事が完了し、21年度から30名の定員増を図ります。           |
| 2  | 区独自の保育室の整備を開始しました | 9所 | 急増した入園申込みに対応するための緊急対策として、21年度中の開設に向けた整備を進めました。 |
| 3  | 認証保育所の開設準備を行いました  | 3所 | 整備計画を前倒して21年度中に開所するため、設置場所や事業者選定などの準備を行いました。   |

### 5自己評価

<これまでの取組>

18年度から20年度までの取組は次のとおりです。

- ・公私立保育園の定員を5,070人から5,139人に増やしました。
- ・認証保育所を3所開設しました。
- ・区立保育園の公設民営化を2園実施しました。
- ・延長保育を実施する園を12園拡充しました。
- ・病児保育事業を開始しました。
- ・区保育室の整備など待機児解消の緊急対策を行いました。

<今後の方向性>【拡充】

働きながら子育てできる環境を整えるため、引き続き保育園入所待機児の解消を目指すとともに、保護者のライフスタイルに合わせた多様な保育ニーズに応える取組を推進していきます。

民間活力の導入により、効率化を図っていきます。

## 保育の充実

### 【区民による評価】

|          |   |
|----------|---|
| 施策内容への評価 | <p>昨年秋以降、経済状況が急激に悪化する中で急増した保育需要に対し、区では、平成22年度までの入所待機児の解消をめざし、杉並区独自の保育室の緊急整備、認証保育所の拡充などにより入所定員の拡大を図っています。この目標設定については、6割以上の方が「妥当である」としています。また、成果については、保育需要の急増により待機児童数が増加したことから、「十分な成果をあげている」とした方の割合が前年より約8%減り、「一定の成果をあげている」「不十分」と回答した方の割合が増えています。経費では、「ちょうどよい」(約23%)、「使いすぎ」(約26%)となっている一方、38%の方が「なんともいえない」としております。これは、アンケート回答者のうち「(保育園を)利用したことがない(予定もない)」とした方の割合が7割以上であることも関連し、保育サービスの充実とそれに伴う経費負担の関係について、実感として結び付けることが難しかったことがうかがえます。</p> <p>「拡充」していくとした今後の方向性については、「さらに充実すべき」とした方が約55%、「これまでどおりの事業でよい」とした方が約23%おり、全体の8割近い方が、現行水準または現行水準以上のサービスを望んでいるという結果となっています。</p> |
|----------|---|

### 【所管による対処方針】

|               |   |
|---------------|---|
| 区民による評価への対処方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>・増加傾向が続く保育需要に対応し待機児童を解消させるため、杉並区保育室の開設や認証保育所の整備などを進めています。また、平成22年度以降についても、民間認可保育所の設置や杉並区保育室の新設・拡張、区立幼稚園の活用などにより、保育定員を整備し、待機児童ゼロ状態を安定的に継続させていきます。</li><li>・保護者の就労形態の変化等を視野に入れ、延長保育、乳児保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの拡充に努めます。</li><li>・保育園の公設民営化や給食業務の委託など、民間活力の導入を進め、保育園運営の効率化を図りながら多様な保育ニーズに対応していきます。</li><li>・受益者負担の適正化を念頭に置き、認可保育園の保育料の見直しについて検討していきます。</li><li>・子育て支援のための地域人材の養成と活躍の場を提供する仕組みをつくり、保育サービス事業における協働の推進を行います。</li></ul> |
|---------------|---|

### 【外部評価】

| 今後の施策の方向      | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
|---------------|---|
| 区民による評価に対する意見 | 区民のアンケート評価には、待機児童の増加という、大きな経済環境の変化に対する行政対応への肯定的理解と、費用負担を含めた施策継続への疑問との二律背反する意識を伺うことができる。即ち、21年度調査において、成果について「十分な成果」が減り、「不十分」への評価が増える一方で、「一定の成果」が増えていることがその現れである。同様に、かかった経費について、「ちょうどよい」が減り「足りない」への評価は増える一方で、「使い過ぎ」への評価が増える、ということに表れている。保育園を利用したことがある者が約17%、これから利用する予定の者が8.5%、他方で利用したことがない者が73%という状況では、保育事業に対する意識には相当のギャップがあるはずであり、区民一人当たり2万3千円を負担することへのコンセンサス(同意)はいままで得られていないのではないか。今後、区民全体で保育事業を支えられるよう、あらためて協働、受益者負担という視点から、この施策の適正なコストについて再認識する必要があるのではないか。 |
| 対処方針への評価      | ①杉並区のように財政力のある自治体では、保育事業の充実に資源を投入することができ、達成度レベルも高くなるのであるが、このことが他地域からの保育ニーズを呼びこむことになるのではないか。つまり、保育事業の効果を杉並区単体で測ることはできないのではないか。②公設民営化や委託などを進めているというが、まだ「民間化」のレベルは高くない。杉並区のような都会の自治体では、多くの参入企業や参入NPOが期待できるので、民営化や委託によって、サービス向上と効率化を両立てきる可能性が高い。「民間化」の目標値を設定して区民の検討にかけるべきではないか。③「区内の子どももは区民みんなで育てるべきもの」というコンセンサス(同意)が十分に得られるよう、区民に対して積極的な問題提起を行っていくべきではないか。   |

### 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | <p>児童福祉法第24条により、「保育に欠ける子において、保護者から入園の申込みがあったときは、保育所において保育しなければならない」とあり、待機児童解消は行政の責務です。最近の保育需要の急増をふまえ、中長期的な見通しをもちつつ、将来にわたって待機児の出ない安心・安全な保育環境をつくるため、区は、限られた財源の中、既設の施設等の活用を図るなどの効率的な対策を講じ、また、民営化についても、保護者の理解を得ながら計画的に進めているところです。</p> <p>アンケート結果では、「働きながら子育てできる環境を整えるために拡充する」という施策の方向性について、昨年度より約11ポイント多い54.8%の方が「更に事業を充実すべき」と回答しており、効率化を進めつつも拡充するという考えについておおむね区民の合意が得られていると考えます。委員の指摘のとおり、コストについてアンケートにおいても詳しく述べてお伝えする工夫を検討するとともに、より一層の効率化に努めます。</p> |
|------|---|

## No.4 NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境整備

### 目的と概要

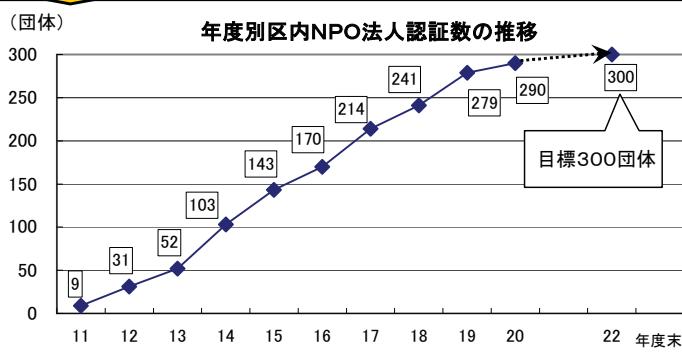
区内では、環境、福祉、教育など多くの分野で公共サービスの創造を得意とするNPO・市民活動団体によって、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していく活動が広がっています。行政の業務もNPO等と協働することで、より住民ニーズに沿った公共サービスを提供することが可能となりました。今後、団塊の世代の方々を中心に、様々な知識や経験、能力を持った区民の方がより一層地域活動に参加し活躍することが予想されます。

NPO等が質の高い公共サービスを担うための人材育成やNPO等の地域活動への新規参入に対する支援の強化を図り、活動しやすい環境の整備と区・NPO等との協働を推進し、豊かで活力ある地域社会を築きます。

### 1目標

区内で活動しているNPO法人認証団体数を  
平成22年度までに300団体に増やします

### 2成果



区内NPO法人認証数とは、杉並区内に主たる事務所を持ち、内閣府もしくは東京都の認証を受けている法人の数をいいます。「特定非営利活動法人（NPO法人）」として法人格を付与する「特定非営利活動促進法」は、平成10年1月1日に施行されました。

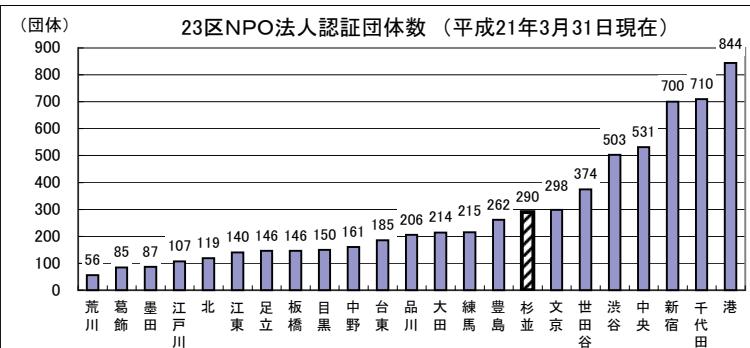
杉並区では平成11年度末の区内NPO法人はわずか9団体でしたが、その後、年々増加しています。その増加率は、平成11年度末の法人数と比較すると32倍となっており、全国の22倍、東京都の16倍に比べ、大変高くなっています。

NPO法人の認証団体数を23区で比較すると、杉並区は8番目に位置しています。

団体の活動分野としては、17分野のうち、保健・医療・福祉の増進、社会教育の推進を図る分野での活動が多くなっています。

### 3 かかった経費

20年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約1億2千6百万円でした。事業費としては、すぎなみNPO支援センターの維持運営経費3千万円、すぎなみ地域大学運営費2千7百万円でした。また、歳入としては、NPO支援基金への寄附金が190万円で前年と比べて35万円の減となりました。



### 区民一人あたりの額

この事業 235円  
区の全ての事業 41万2千円

### 4事業

<20年度に実施した主な事業>

| 番号 | 事業名（活動指標）               | 数量      | 内 容  |
|----|-------------------------|---------|--|
| 1  | NPO支援基金の普及啓発を行い寄附を募りました | 1,943千円 | 区内で活動している団体へ活動資金を助成するために、基金の普及啓発と募金活動を区内で行われるイベントで行いました。 |
| 2  | NPO団体等からの相談を受付けました      | 2,612件  | NPO設立の手続き・NPOの事業運営等活動に関する様々な相談を受付けました。                   |
| 3  | 扱い手の育成に取り組みました（講座受講者数）  | 918名    | 講座開講数を昨年度24講座から今年度は31講座とし、多様な協働事業の扱い手の育成に取り組みました。        |

### 5自己評価

<これまでの取組>

14年度に開設した「NPO・ボランティア活動推進センター」は、中間支援組織として機能拡充を図るために18年4月に「すぎなみNPO支援センター」に改組し、相談業務やNPOの組織運営に関する講座の開催等、NPO等の組織活動支援を行っています。また、ボランティア活動については、社会福祉協議会がこれまでの実績を生かして「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」で引き続き支援を行っています。

地域活動に必要な知識・技術を学び、仲間を拓げ、自らが地域社会に貢献するための仕組みとして18年度に開校した「すぎなみ地域大学」は、講座数を当初の12講座から20年度には31講座まで拡充し、講座の構想段階から受講後の活動段階まで事業所管課と連携して、より多くの公共の扱い手の育成に取り組んでいます。

すぎなみNPO支援センターとすぎなみ地域大学の連携を進めることで、多様な働き手や組織が活動しやすい環境の向上に寄与しています。

<今後の方向性> 【統廃合】

NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境の整備のため、NPO等活動推進協議会に「NPO等活動支援のあり方検討部会」を設置し、より効果的な支援策の検討を行ってきました。

この検討結果を受け、NPO等がより質の高い公共サービスを担っていくため、すぎなみNPO支援センター・地域課・すぎなみ地域大学の再構築を検討します。また、NPO活動の財政基盤のひとつである杉並区NPO支援基金について他の所管課と共同で寄附文化の醸成に向けた取組を進めています。

## NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境整備

### 【区民による評価】

|          |  |
|----------|--|
| 施策内容への評価 | <p>区内では、環境、福祉、教育など多くの分野で、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していく活動に対し、人材育成やNPO団体等に関する支援に取り組み、活動しやすい環境を整備し、区内NPO法人数を22年度までに、300団体に増やすことを目標としています。</p> <p>アンケート結果では、まず目標数値については、55%の方から「妥当である」との評価を受けました。一方、「高すぎる」は7%、「低すぎる」は6%、「目標に適さない」が7%との結果となりました。「妥当である」が昨年度を3ポイント下回り、「なんともいえない」が24%と昨年度を6ポイント上回っています。</p> <p>成果については、67%の方から「成果を上げている」との評価を受け、そのうち約半数の方は「十分に成果を上げている」と回答しています。一方、「必要以上(やりすぎ)」「不十分」との回答は、あわせて8%で、成果に対する評価は、昨年度とほぼ同様となっています。</p> <p>経費については、「ちょうどよい」との評価が43%と前年より5ポイント減っています。一方、「使いすぎ」は9%、「足りない」は15%でした。また、「なんともいえない」が31%となっています。</p> <p>地域活動状況は、「継続」「たまに」「前に」をあわせて28%と前年度を4ポイント上回っているものの、「活動したことがない」が70%と、高い数値となっています。</p> <p>今後の方向性については、「さらに事業を拡充すべき」が36%と前年より7ポイント増え、「これまでどおりの事業でよい」が36%と前年より5ポイント減っています。</p> <p>これらのことから、区民は、事業の必要性や展開方法、経費などについて肯定的に捉えていると判断できますが、一方で、ボランティアや地域の団体の活動をしていない方が多く、今後も引き続き、NPO・ボランティア等活動への参加促進を進めていく必要があると考えます。</p> |
|----------|--|

### 【所管による対処方針】

|               |  |
|---------------|--|
| 区民による評価への対処方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>・NPO等が「新たな公共」の担い手として、公共サービスへ積極的に参入できるよう、より質の高い活動を展開していくための支援事業への強化を図ります。</li><li>・「NPO支援基金」の果たすべき役割を、時代の変化のなかで改めて検証し、NPO支援基金を活用した活動助成のあり方について、引き続き検討していきます。</li><li>・区民のNPO活動への理解を一層喚起していくため、NPO活動の紹介とNPO支援基金の普及啓発を目的としたすぎなみNPOフェスタの開催や区ホームページ、すぎなみ地域活動ネット、すぎなみNPO支援センター等を通して区内のNPO法人の活動状況や事業計画の情報提供を、積極的に行っていきます。</li><li>・区民の積極的な地域参加・地域貢献活動を支援するため、すぎなみ地域大学の講座の拡充をさらに図ります。また、講座修了者を活動につなげていくため、講座の構想段階から受講後の活動段階まで、すぎなみNPO支援センターや杉並ボランティア・地域福祉推進センターをはじめとした地域における関係機関や区の事業所管課との連携を強化していきます。</li></ul> |
|---------------|--|

### 【外部評価】

|               |   |
|---------------|---|
| 今後の施策の方向      | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 区民による評価に対する意見 | 区民の評価に関しては率直な意見が反映されているが、成果や目標をNPO法人の数や認証に焦点を置きすぎて評価が影響されていると思われる。  |
| 対処方針への評価      | 環境整備から区民がボランティアやNPO活動にもっと参加するような仕掛けに力点をおくべきである。たとえば、NPOで活動により成果を上げたところに重点的に補助するとかである。   |

### 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |   |
|------|---|
| 対処方針 | <p>これまで区では、新たな公共の担い手をつくることを目標として、法人化支援に重点を置き、成果を上げてきました。今後はすでに活動しているNPO等が、より質の高い活動を開いていくための支援に重点を置くとともに、新たな目標の設定を検討します。</p> <p>また、区民のボランティア・NPO活動への参加を更に促進するための仕掛けとして、地域大学修了生が地域活動を実践するための支援の強化にも力点を置きます。さらに、区内NPO等の活動の質を高めていく方策として、NPO活動資金助成についても、質の高い事業展開が期待できる事業に対して重点的に補助を行っていきます。</p> <p>なお、主な財源となるNPO支援基金については、「なみすけ」キャラクターを使用した「ポチ袋」や「ゴーフレット」のように、事業者の理解・協力のもと商品の売上げの一部が自動的に寄付される仕組みの普及に努めるとともに、支援基金の啓発活動を更に拡充し、基金の更なる上積みと寄付文化の醸成を図っていきます。</p> |
|------|---|

## No. 5 豊かな学校教育づくり

### 目的と概要

区立小中学校に通う児童・生徒が毎日の学校生活を楽しく過ごせるよう「学ぶ喜び」「遊ぶ喜び」「生きる喜び」に満ちた魅力ある豊かな学校づくりを推進し、創意工夫ある教育指導により児童・生徒の基礎学力や学習意欲の向上を図っていきます。

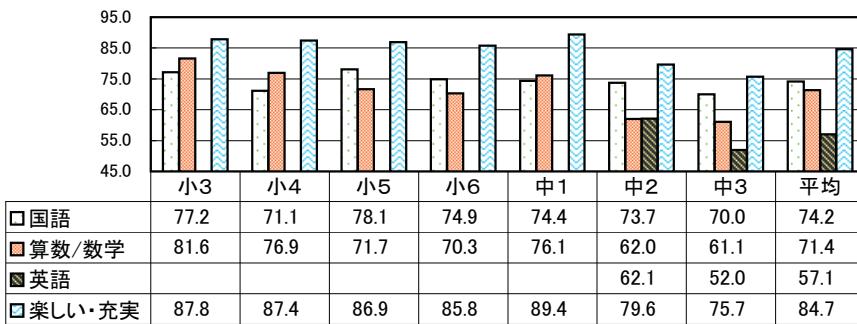
### 1目標

平成22年度までに児童・生徒の  
学校生活が充実していると感じる割合を86%以上に

向上させます

### 2成果

平成20年度 区学力調査の学年別・教科別の平均正答率と  
「学校が楽しい・充実している」と感じている児童・生徒の割合

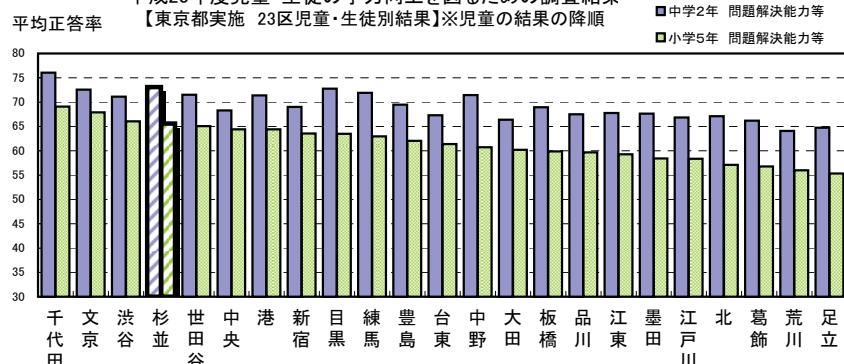


正答率とは、区が実施した学力調査において、児童・生徒が各教科の問題に正解した割合を示しています。グラフ中の「平均」の項目は各学年の正答率を単純に平均した数値です。(児童・生徒単位での全科目平均値は68.6%、楽しい・充実していると感じる割合は84.3%です。)

正答率の状況を見ると、小学校3年と小学校5年の「国語」、小学校3年・小学校4年・中学校1年の「算数・数学」が高く、中学校3年の「英語」が低い結果となっています。

また、「学校が楽しい・充実している」と感じている児童・生徒の割合については、中学校1年は90%近い値となっていますが、中学校2年と中学校3年では80%を下回る結果となっています。

平成20年度児童・生徒の学力向上を図るために調査結果  
【東京都実施 23区児童・生徒別結果】※児童の結果の降順



### 3かかった経費

東京都が実施した「平成20年度 児童・生徒の学力向上を図るために調査」結果における都全体(49区市)の平均正答率は、小学生(5年)が60.2%、中学生(2年)は69.2%でした。

杉並区の平均正答率は、小学生が65.6%で23区中4位、中学生は73.1%で23区中2位との結果となっています。

この施策にかかった20年度の経費は、人件費と事業費とをあわせて約17億8百万円でした。主な事業費としては、校務システム(教職員一人一台パソコン)の導入等のための情報教育の推進事業として約4億5千9百万円支出したのをはじめ、校舎屋上緑化等のエコスクールの推進事業に約4億1百万円、区立小中学校の移動教室事業として約2億9百万円を支出しました。

なお、歳入としては、エコスクールの推進事業や中学校の移動教室事業等に対して、国・都からの交付金が約1億4千8百万円ありました。

### 区民一人あたりの額

この事業  
区の全ての事業 3, 176円  
41万2千円

### 4事業

<20年度に実施した主な事業>

| 番号 | 事業名（活動指標）               | 数量                    | 内 容  |
|----|-------------------------|-----------------------|--|
| 1  | 区独自の学力調査を実施しました         | 学力調査17,553人           | 小学校3年生以上の児童・生徒に実施した学力調査の正答率は、全科目平均で68.6%でした。       |
| 2  | 中学校で外国人による英語教育指導を実施しました | 授業時間数<br>3,602時間      | 全中学校で、外国人の英語教育指導員が英語担当教員と連携して1クラスあたり19時間の授業を行いました。 |
| 3  | エコスクール化を推進しました。         | 校庭芝生化 2校<br>校舎屋上緑化 6校 | 学校施設の緑化(校庭・屋上・壁面)、ビオトープの整備、エコスクール改修を行っています。        |

### 5自己評価

<これまでの取組>

東京都が実施した「平成20年度 児童・生徒の学力向上を図るために調査」結果では、小学生が23区中4位、中学生は23区中2位との結果となっており、「豊かな学校教育づくり」のための事業推進が児童・生徒の学力向上に結びついているものと考えられます。

区の調査による「学校が楽しい・充実している。」と感じている割合は、全体では18年度(19年度は未実施)より3ポイント高くなっています。また、20年度の学校評価における教育委員会の施策に対する「保護者評価」の肯定率は85.0%でした。

今後も、事業の効率化を図りつつ、各学校の活力ある学校運営や特色をもった教育活動に取組み、魅力ある「豊かな学校教育づくり」が実現できるよう、各事業を実施していく必要があると考えています。

一人ひとりの子どもが学ぶ喜び、生きる感動、かかる尊さを実感できるよう、これまで「豊かな学校教育づくり」における各事業を推進してきました。今後、新学習指導要領の完全実施に向けた取り組みを充実させていくと共に、第三者診断の実施による経営支援、小中一貫教育の推進による魅力ある学校づくりをすすめ、一層、児童生徒や保護者から信頼され、自立と責任のある学校づくりを目指していきます。

## 豊かな学校教育づくり

### 【区民による評価】

|          |   |
|----------|---|
| 施策内容への評価 | <p>教育委員会では、児童・生徒が毎日の学校生活を楽しく過ごせるよう「学ぶ喜び」「生きる感動」「かかわる尊さ」を実感できる豊かな学校の実現をめざしています。そのために、平成22年度までに、小学校3年生から中学校3年生までを対象に実施する調査で「学校の生活が楽しい、充実している」と感じている児童・生徒の割合を86%以上となるよう、目標を掲げています。</p> <p>この目標達成に向け、教員の指導力向上のための研修や教育研究奨励の充実、学力・体力等調査の実施、幼小連携・小中一貫教育の推進、移動教室等校外学習の充実等に取り組んできました。</p> <p>アンケートでは、目標の設定について、62.70%の方が「目標数値は妥当である」と回答しており、おおむね適正であると評価されていると考えられます。</p> <p>成果については、「十分な成果をあげている」と「一定の成果をあげている」とした方を合わせると約68%となっています。一方、10.79%の方が「不十分」と回答しており、本事業への期待の大きさがうかがえます。</p> <p>経費については、「ちょうどよい」が36.85%、「足りない」が20.00%、「なんともいえない」が30.79%と評価が分かれています。また、今後の方向性については、「さらに事業を充実すべき」が48.76%、「これまでどおりの事業でよい」が26.29%となっており、経費の節減につとめながらも着実な事業の推進を図していくことを望んでいるものと推察されます。</p> |
|----------|---|

### 【所管による対処方針】

|               |   |
|---------------|---|
| 区民による評価への対処方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>個に応じたきめ細かい指導の拡充や各学校が特色ある教育活動をより充実し、児童・生徒が学ぶ喜びを実感できるよう、環境の整備を図ります。</li><li>全ての児童・生徒が、自己に対する肯定感を高め、充実した学校生活を送ることができるように、情緒障害学級の整備など、特別支援教育への取り組みを推進します。</li><li>第三者診断の実施による経営支援、小中一貫教育の推進による魅力ある学校づくりをすすめます。</li><li>新学習指導要領の完全実施に向けて、小学校における理科教育や英語活動の充実、中学校における理数教育の振興を図り、学力の確実な定着をめざします。</li><li>学力・体力向上のため、調査結果に基づく効果的な分析資料を提供し、各学校における個別指導や授業改善の推進に役立てるとともに、教員研修の活性化を進め、教員の授業力の向上を図っていきます。</li><li>学校現場の緊急課題対応の充実に向けて、緊急対策チームの充実等により適切かつ多様な支援を行っていきます。</li></ul> |
|---------------|---|

### 【外部評価】

|               |   |
|---------------|---|
| 今後の施策の方向      | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合   |
| 区民による評価に対する意見 | 区の「豊かな学校教育づくり」に対し67.9%の区民が「成果をあげている」と回答していることは評価に値する。しかしながら、「不十分」とする区民が増加、また「目標の妥当性」についても「適正」が減少、「低すぎる」が増加しており、施策の方向性を支持する一方で当該施策に対する区民のサービス増へのさらなる期待がうかがえる。<br>自己評価にある方向性については「さらに事業を充実すべき」が48.8%、経費については「足りない」が20.0%となっているが、区民一人あたりの額は区の全ての事業では減少しているにもかかわらず当該事業では前年比3割増である。こうしたデータが提示されても同様の評価となったかについては疑問が残る。 |
| 対処方針への評価      | 対処方針に示されている施策・事業については政策、施策レベルでの外部評価を実施していないのでその妥当性は評価できないが、それらの施策・事業を推進・展開する際には、いま杉並区に必要とされる施策・事業は何かを考え、集中と選択の中で取り組むことが必要である。<br>自己評価の＜今後の方向性＞では「拡充」となっているが、厳しい財政状況のもとでは、予算を拡充するよりも、事業の重点化や経費削減に取り組みながらサービス水準のアップをめざすことも必要ではないか。  |

### 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | 学校教育は「徳」「知」「体」の全般的な成長を図ることを目的としているため、事業も総合的にならざるを得ない側面があります。また、平成20年度の経費増は、エコスクール化改修校の増と教職員一人一台パソコンの導入が大きな要因です。「エコスクールの推進」は、教育委員会の重要施策であり、今後も都の補助金等を活用しながら、計画的に整備を進めていきますが、施策における事業の重点化や経費削減に努めながら、効果的・効率的に事業運営を進めるとともに、児童・生徒が「学ぶ喜び」「生きる感動」「かかわる尊さ」を実感できる豊かな学校の実現に向け、サービス水準のアップを図っていきます。<br>効率的な事業運営を進める中で、施策の「サービス増」への期待についても応えていくとともに、アンケート結果等による区民の意向も踏まえながら、中・長期的な視点に立って23年度以降の目標について検討していきます。 |
|------|--|

## No.6 創造的な政策形成と行政改革の推進

### 目的と概要

杉並区の将来像や目標を明らかにし、時代と社会の変化に機敏に対応しながら、効果的な政策形成を行います。質の高いサービスを効率的に継続して提供することができるよう、抜本的な区政の経営改革を推進し、「小さな区役所で五つ星のサービス」を実現します。

### 1目標

職員定数を  
平成22年度までに1,000人削減します（12年度比）

### 2成果



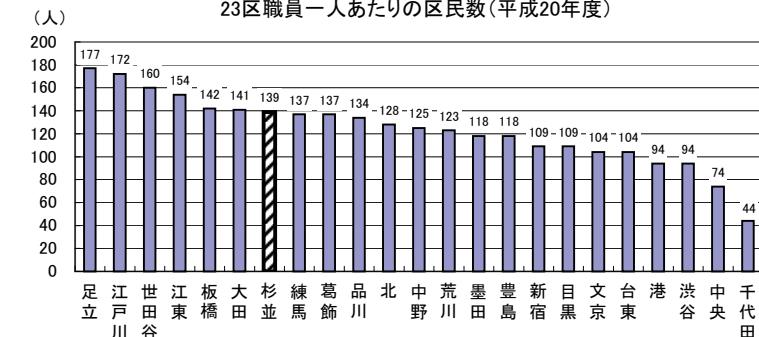
平成12年度に清掃事業が都から移管されたため、清掃職員が増加しています。その後、職員削減計画を着実に実施し、平成20度までに848人の削減を行いました。今後、平成22年度までに、1000人削減の3716人を目指します（平成12年度比）。

また、杉並行政サービス民間事業化提案制度などを活用し、区が真に実施すべき仕事を明確化し、区民・NPO、民間企業等との協働、民営化や民間委託などを進めて、簡素で効率的な区政運営を実現します。

※区が行っているすべての事務事業を対象に、民間事業者からの提案を受け、審査の上、適切なものについては民間事業者が公共サービスを担うという制度です。

職員一人あたりの区民数の23区平均は123人です。杉並区は現在7番目の139人ですが、職員数を1000人削減した場合、145人となる見込みです。

23区職員一人あたりの区民数(平成20年度)



### 3かかった経費

20年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約9千万円でした。計画の策定や内部管理事務が主なため、人件費が約8割を占めています。

主な事業費として、民間事業化提案制度の実施に約220万円、行政評価に約150万円、杉並区減税自治体構想の検討に約115万円となっています。

### 区民一人あたりの額

この事業 167円  
区の全ての事業 41万2千円

### 4事業

<20年度に実施した主な事業>

| 番号 | 事業名（活動指標）                | 数量    | 内 容   |
|----|--------------------------|-------|---|
| 1  | 杉並改革総点検を実施しました           | —     | 平成22年度の区のあるべき姿「区民とつくる小さな区役所で、五つ星のサービスを」の実現を目指し、過去10年間の行政改革の取組を検証し、改革の総仕上げに向けた課題(43項目)を明らかにしました。                     |
| 2  | 杉並行政サービス民間事業化提案制度を実施しました | —     | 区の事業について企業やNPOから提案を募集し、これまでに10事業を採択しました。そのうち、20年度中に3事業の委託・協働が実現し、委託・協働が実現した事業は5事業となりました。その他の事業についても実施に向けた準備を進めています。 |
| 3  | 全ての事業を対象に行政評価を実施しました     | 606事業 | すべての事業を根本的に見直し無駄を省くとともに、限られた予算の効率的執行のための基礎資料とします。   |

### 5自己評価

<これまでの取組>

スマートすぎなみ計画(行財政改革実施プラン)に基づき職員数の削減を進め、行財政改革に取り組みました。効果額は、平成12~19年度で約306億円となっています。

時代の変化に的確に対応しながら、柔軟かつ効率的な政策経営に取組むとともに、「めざせ五つ星の区役所運動」を実施し、区民満足度の向上に努めています。また、行政評価の実施により、事業の目標や取組方法を見直し、成果を明らかにすることで区政運営の効率化を図っています。

<今後の方向性> 【サービス増】

引き続き職員数の削減を進めています。また、区民・NPO等との協働分野の拡大を図り、平成22年度までに区の6割の事業を協働や民営化・民間委託で実施するとともに、履行の確認と業務の質の評価を行い、安全確保及び質の維持・向上に努めます。さらに、中長期的に安定的な財政運営が可能となる「減税自治体構想」の実現に向けて取り組んでいきます。

## 創造的な政策形成と行政改革の推進

### 【区民による評価】

|          |   |
|----------|---|
| 施策内容への評価 | <p>「10年間で職員を1,000人削減する」という目標については、58.88%の方が妥当と答え、さらに11.69%の方が目標が低すぎる、4.72%の方が目標が高すぎると回答しています。平成12年度から848人の削減を行ったことについては、「十分な成果をあげている」との評価が28.09%、「一定の成果をあげている（もう少し）」が38.88%で、約67%の方々から一定の評価をいただいている。かかった経費については、「ちょうどよい」としている方は46.07%で、「使いすぎ」10.56%「足りない」9.21%と、経費はほぼ適正であるとの評価と考えます。</p> <p>区役所や区立施設での職員の対応については、78.88%の方が「たいへんよい」「まあまあよい」と評価しており、平成20年度比で0.47ポイント増えましたが、一方で、約13%の方が「やや悪い」「たいへん悪い」と評価しています。</p> <p>今後の方向性については、「さらに事業を充実すべき」「これまでどおりの事業でよい」とほぼ8割の方が評価しています。</p> |
|----------|---|

### 【所管による対処方針】

|               |   |
|---------------|---|
| 区民による評価への対処方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>区民満足度が高く、創造的で質の高い行政サービスを提供できるよう、区が実施すべき事務事業を明確にし、それ以外については、多様化・複雑化する区民ニーズに的確に対応するために、区民・NPO等との協働、民営化・民間委託などにより適切な役割分担を進めます。さらに、民間事業化後のモニタリングを実施するなど、民間事業化後のサービスの質の維持・向上及び安全管理の徹底を図ります。</li><li>「接客向上」「業務改善」に取り組んだ「五つ星の区役所」運動については、行政のプロとして高い意識を持つ職員の人材育成に取り組むため、平成21年度にこれまでの取組を踏まえ再構築を行い、更なる充実を図ります。</li><li>平成20～22年度の「すぎなみ五つ星プラン 杉並区実施計画」及び「スマートすぎなみ計画 第4次行財政改革実施プラン」の平成22年度計画の修正を行い、「杉並改革総点検」における課題とともに着実に各施策・事業を推進します。</li><li>平成22年度までの職員定数の削減目標（平成12年度比で1,000人削減）の達成などにより、少数精銳の簡素で効率的な組織機構を整備し、小さくても活力のある区役所を目指します。</li><li>減税自治体構想研究会から、強固な財政基盤が確立され、中長期的に安定的な財政運営が可能になることなど、「構想には多くの意義があり、十分に実現の可能性もある」との報告を受けた「減税自治体構想」について、実現に向けた取組を進めます。</li></ul> |
|---------------|---|

### 【外部評価】

|               |   |
|---------------|---|
| 今後の施策の方向      | <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 |
| 区民による評価に対する意見 | 概ね区政改革の取り組みが肯定的に評価されています。   |
| 対処方針への評価      | 区政満足度が低いものについて原因を分析することが重要です。また、職員数の削減は手段ですので、人件費が単に委託費に振り替わっていないかの費用対効果の視点が必要です。   |

### 【外部評価に対する所管の対処方針】

|      |  |
|------|--|
| 対処方針 | 平成20年度決算から「区政経営報告書」を発行し、全施策の成果指標を掲載しています。成果指標には区民意向調査をはじめとした区民の評価が多く含まれていますが、このような成果指標をしっかりと振り返り、的確に予算へつなげていくといった、成果重視の区政運営に一層努めてまいります。また、人件費と委託費との関係では、同じく「区政経営報告書」で掲載した「人件費を含めた総事業費」をより一層意識し、小さな区役所で五つ星のサービスをという経営理念のもと、最少の経費で最大の効果を追求してまいります。 |
|------|--|

## 5 財団等経営評価に対する外部評価結果

| 団体名   | 財団法人 杉並区勤労者福祉協会  | 担当部課 | 区民生活部 産業経済課           |
|---|--|------|-----------------------|
| 事業目的  | 中小企業勤労者の福祉の向上を図るため、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。   | 顧客   | 区内の中小企業勤労者、事業主およびその家族 |
| 事業内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般勤労者事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講座、セミナー等の開催</li> </ul> </li> <li>○会員事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・会報の発行、ホームページの運用等情報提供</li> <li>・バヌツア一等の主催事業の実施、チケット等のあっせん</li> <li>・祝金、弔慰金、入院見舞金等の給付</li> <li>・人間ドッグ、指定健康施設等の利用補助</li> <li>・労金ローン等の融資あっせん</li> <li>・福利厚生代行業者による事業あっせん</li> </ul> </li> </ul> |      |                       |
| (内三<br>部次<br>評評<br>価価<br>～                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業のおかれている状況は依然と厳しく会員数の減少は続いているが、新規加入者数はわずかだが増えており、評価できる。今後も引き続き、新規事業所の協会への加入を誘導してほしい。</li> <li>○福利厚生代行業者を活用したサービス内容のPR等により利用者が前年度と比較して大幅に増えたなど、努力した結果については評価できるが、反面、経費の支出が増え経常収支が赤字になった一要因になっているため、今後、一会员あたりの単価などを意識し、経営の効率化を図っていく必要がある。</li> <li>○受益者負担額は16年度以降減少を続け、20年度は16年度比30%、それに伴い経常収入も減少を続けている。引き続き収入の増加に努める必要がある。</li> </ul>          |      |                       |
| <b>外部評価</b>   |  |      |                       |
| 対経<br>する<br>状況<br>評価に                               | 平成19年度より受益者負担が大きく減り、同時に事業費も減っているのは福利代行業者への委託によるものと思われ、それにより各種サービスの利用料が安くなり利用が増えたと考えられる。しかし、事業費と事業収入のバランスを考慮しないで利用を増やすだけでは財政的に安定化しない。会員数の増加を図りたいことはわかるが、意味がある福祉事業に限定したサービスを適切な受益者負担のもとで提供すべきである。補助金収入(会員あたり約2万円)があるのであるから、利用者の福祉増進と利用者間の公正が図られているかの評価をすべきである。   |      |                       |
| 評<br>な<br>ど<br>表<br>の<br>記<br>評<br>入<br>価<br>方<br>法 | 受益者負担がサービスごとにどの程度か、事業収入と会費収入の割合がどのようにになっているかは受益と負担の関係を考える場合に不可欠である。また、管理費の削減にはNPO法人への委託や委譲などを含めた対策もあり組織形態の見直しを可能にする評価表が必要ではないか。実質的に区の関与がどのような点で必要かがこの評価表では不明である。一般勤労者事業と会員事業に分けた分析が必要である。  |      |                       |

### 外部評価に対する所管の対処方針

- ・平成18年度と20年度とを比較して受益者負担額と総事業費が減少している要因は、19年度から民間の福利厚生代行業者への事業委託を契機に、協会が取り扱っていたチケットやイベントの種類を減らしたこと、また、会員への補助金額を減額したことによります。この結果、協会主催事業の受益者負担額が減り、会員への補助金であるあっせん事業費も減少しました。一方、サービス利用人数が増えたのは、会員が協会の提供するサービスだけでなく、福利厚生代行業者のサービスも利用したことによります。この福利厚生代行業者のサービス利用は、当協会の主催事業ではないため、必ずしも受益者負担額の増額につながるわけではありませんが、事業委託を行ったことによる人件費や事業費の削減と受益者負担の適正化に今後も努めます。
- ・協会からの補助費とサービス利用料のバランスについては、これまでに他区サービスセンターと共同してチケットを廉価で仕入れ、協会からの補助金なしでも一般より安く会員に提供できるよう努めてきましたが、今後もこうしたスケールメリットを活かした事業を実施し、利用者の福祉増進に努めます。
- ・「利用者間の公正」の実現については、従来は協会が提供する特定のサービスを利用することで会員への利用補助を行っていましたが、カフェテリア制度(ポイント提供制度)を導入することで、豊富なサービスの中から個々の会員が自由に好きなサービスにポイントを利用できるような「利用者間の公正」を目指す制度に改めています。

| 団体名         | 社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会  |  | 担当部課       | 保健福祉部 管理課 |  |  |
|-------------|--|--|------------|-----------|--|--|
| 事業目的        | 杉並区における社会福祉事業とその他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。   | 顧客   | 区民、各種施設・団体 |           |  |  |
| 事業内容        | 1 広報事業<br>2 社会福祉普及事業(うえるフェスタ、模擬体験セット貸出事業)<br>3 地域福祉活動推進事業<br>①民生児童委員活動との協働・連携<br>②小地域福祉活動(支部活動・サロン活動)<br>③地域福祉活動助成<br>④災害時要援護者支援対策への協力<br>(地域のたすけあいネットワーク)<br>⑤共同募金運動<br>4 ボランティア活動推進事業<br>①ボランティア活動コーディネート<br>②活動支援<br>③活動促進研修<br>④情報収集・提供<br>5 車いす貸出事業   | 6 災害ボランティアセンターの運営<br>7 ホームヘルプサービス事業<br>8 地域福祉権利擁護事業<br>9 あんしん未来支援事業<br>10 生活福祉資金貸付事業<br>11 手話通訳者・要約筆記者派遣事業<br>12 高齢者入居支援事業<br>13 応急援護事業<br>14 緊急援護資金貸付事業<br>15 私立保育所保育士研修事業<br>16 私立保育所施設整備資金貸付事業<br>17 ファミリーサポートセンター事業<br>18 介護認定調査事業<br>19 地域包括支援センター(ケア24)<br>20 法人運営<br>①運営会議 ②会員の拡大 |            |           |  |  |
| (内三部次評価)    | ○介護保険事業からの完全撤退など、大きな転換期の中、20年度は、区の個別外部監査も含め、杉並社協のあり方を評価・検討する年となった。さらに、23年度までの実施計画を策定するなど、経営改革に向けて大きな努力を払った一年であったことがうかがえる。引き続き経営改革に努めるとともに、実施計画にあるとおり、これから杉並社協を担う職員の意識改革や計画的な人材育成への取組みを着実に進めることが重要である。<br>○あんしんサポート事業やファミリーサポート事業など、事業実績は伸びており、区民の杉並社協への期待は増していくと考えられる。地域福祉の中心的な推進役として、地域のニーズの把握や新しい事業の展開とともに、区民への周知を進め、協力員が増えるよう工夫していくことが必要である。  |  |            |           |  |  |
| 外部評価        |  |  |            |           |  |  |
| 対経営する状況評価   | ①団体による自己評価(定性分析)ではあるが、評価項目全体にわたって改善していることから、経営状態を推察することができる。ただし、20年度の「実施計画」の策定、およびその職員への研修という実績に基づく所が多いので、今後、「実施計画」の経営への実体化が問われる場面となると、本当の経営改善度が試されるので、これからの経営評価に注目する必要がある。②社会福祉協議会のように、行政施策の延長上に事業展開を行う団体の経営評価は歴史的な経緯もあり、人的にも物的に行政の資源と混在していることが多く、経営評価は難しい。この点は、20年度の個別外部監査でも指摘されているところ(本部人件費補助によって委託事業を行なうことができるアドバンテージ、事務スペースを無償で提供されることによる実質補助があるというアドバンテージなど)である。これらの指摘事項を受けとめて、コストに反映させて、他の民間事業者との均等な競争条件を確保することを目指すべきである。③介護事業からの撤退に伴う調整過程にあるため、経営指標(定量指標)から即断することはできないが、損益分岐点が下がり資産余剰が増加に転じたことが、定着するかどうか見極めたい。 |  |            |           |  |  |
| 評価など表記の記入方法 | ①経常収支差額が、H18,H19,H20とマイナスとなっているのは、H17年度以降の介護保険事業からの撤退に伴う人員整理の経過事情が反映しているとの説明であるが、他方で、「積立金積立支出という項目が含まれるために、支出が増えている結果」という説明がある。この後者の説明はH20に限ったものなのか、それともH18以降のことなのかによって、数字の読み方が異なってくる。「積立金積立」を損益計算から除外し、正しい経常収支差額を毎年表記することが望ましいが、それができない事情があるなら、この特殊事情がどこに投影されているのか明記すべきである。H20では正味資産が増加になっているので、この「積立金積立」があったことを憶測するのみである。  |  |            |           |  |  |

| 外部評価に対する所管の対処方針  |
|--|
| 1 ご指摘のように、経営評価上では行政財産使用により物的資源が入り混じり、評価が難しい側面があると思います。とはいっても、社協はその特性を活かした業務展開により、地域福祉の推進のため責任を果たしていく必要があります。たとえば、認知症や障害のある方等の“権利を守る”仕組みづくりや、希薄化する地域事情における“人と人のつながりを回復”する営みは、社協が担うべき重要な業務と考えます。また、地域包括支援センター運営のように、社協が長年培ってきた地域における福祉の調整役としてのノウハウを発揮でき、公平性・中立性が強く求められる業務も、社協が担うにふさわしい業務です。こうした業務の遂行にあたっても、当然、民間事業者同様のコスト意識をもつことが必要であり、今後も努力をしていきます。 |
| 2 本会に適用される社会福祉法人会計基準では、積立金積立が支出に含まれることとなっています。積立金積立は20年度に限ったことではなく、毎年度、必要に応じて行っており、特に18年度の積立金積立は、主に17年度末の繰越金の積み立てを行った結果、その額が例年以上に多く、見かけ上の支出額が増加しました。なお、こうした繰越金の積み立てなどもあるため、積立金の増加が、必ずしも正味資産の増加とならない場合もあります。いずれにしても、会計基準にやや複雑な面があることから、より分かりやすい財団等経営評価表となるよう、記載方法について研究していきます。  |

|          |   |      |   |
|----------|---|------|---|
| 団体名      | 杉並区文化協会   | 担当部課 | 区民生活部 文化・交流・男女共同参画課                                       |
| 事業目的     | 杉並区における文化・芸術活動の振興を図ることにより、活力ある開かれた地域社会の発展と心豊かな区民生活の形成に寄与する。   | 顧客   | 全区民(在勤・在学含む)及び協会事業に賛同し参加する区外在住者並びに区内で行われる様々な文化芸術事業に興味を示す者 |
| 事業内容     | ○文化・芸術に関する鑑賞事業<br>○文化・芸術活動の育成・振興事業<br>○協会の広報、情報の提供に関する事業<br>○すぎなみ文化芸術活動助成基金からの助成に関する事業<br>○その他事業(会員事業・協会チケットシステムによる販売支援等)   |      |   |
| (内三部次評価) | ○主催事業収入の増により受益者負担額が増加している。また、管理費の減少などコスト削減努力がうかがえる。<br>○鑑賞事業、育成・振興事業とも参加者数が増加しており、これが単位あたりコストの減少要因となっている。今後、主催事業から支援事業型の運営に転換していくなかで、コストを意識しながらより効果的に文化・芸術活動の担い手を拡げていくことがより一層求められる。<br>○自主事業を減らしていく方針のなかで一定の収入を確保するためにも、会員数の増加、後援事業のチケットの受託販売、広告収入の増加などに努めていくことが望まれる。 |      |   |

| 外部評価        |   |
|-------------|---|
| 対経営する状況評価に  | ・鑑賞・育成振興事業の入場者数及び協会会員数の増加は評価できる。しかしながら、受益者負担は微増するも収益事業比率は減少していることから、自己収入増についてさらなる検討の必要があろう。<br>・補助金収入依存度は減少しているものの、補助金収入は増加している。さらに依存度を下げることに努められたい。<br>・総事業費・総管理費ともに増加しており、効率化が進んでいるとは認められない。業務プロセス分析を実施するなど、業務を改善することにより人件費の削減や事務の効率化を図ることが必要である。<br>・支援事業型への移行については、区民のニーズを十分に把握した上で、新杉並公会堂や座・高円寺などを活かすべく、スピード感をもって取り組まれたい。  |
| 評価など表記評入価方法 | ・財務状況について、特別会計であるすぎなみ文化芸術活動助成基金の収支と一般会計をあわせているため、一般会計の状況について適正に評価できない。今後は基金の内訳を明示すべき。<br>・経営分析(定性評価)の団体による自己評価結果が全てA評価となっているが、その根拠が脆弱。可能な限り客観的なデータ等を提示することが必要。定性指標「計画性」4について、年次計画値が不明であるため年次実績との乖離が確認出来ない。また、定性指標「健全性」10については、「意思決定・統一に時間がかかる」のであれば評価は△ではないか。<br>・「目標設定の考え方」の記載内容が指標・目標値と合っていない(たとえば「発行回数が入場者数にどれだけ効果があるかを見るため」という観点は非常に重要であるが、これを測る指標が設定されていない)。<br>・現行の協会の取り組みを前提とすれば④文化協会登録会員数は成果指標ではないか(成果指標⑦の設定の意図が不明)。<br>・入場者数、登録会員数については、年度ごとに目標値を設定し年度目標に対する達成度で評価することも有効。 |

| 外部評価に対する所管の対処方針   |
|---|
| ○事業収入となるチケット代金は23区の設立文化団体のなかでも最高額(クラシックコンサート比較)に設定しており、近隣で低廉な価格で区民に提供する文化振興の役割も求められている中で、早急な値上げには検討が必要です。また、主催事業の執行から事業支援にシフトしているため、収益事業収入は今後も減少傾向となります、チケット販売受託収入の増を図るなど、補助金依存度が下がるよう一層の経営努力を行っていきたいと考えています。   |
| ○総事業費はすぎなみ文化芸術活動助成基金による執行額(18年度992千円、19年度7,187千円、20年度13,203千円)の増加が主な要因です。管理費は常務理事の協会負担増が主な要因ですが、今後も事業支援を中心に事業を展開していく中で、さらに効率化を図っていきたいと考えています。また、支援事業型への移行していくまでの事業展開については、「杉並区文化・芸術振興に関する懇談会」の検討内容を見ながら進めていきます。 |
| ○経営分析については、今後、年次計画値との比較など客観的なデータに基づき、自己評価できるよう取り組みたいと考えています。また定性指標「健全性」については、今後はご指摘のとおり適切に評価します。  |
| ○特別会計分の収支については、表作成の制約から合わせていますが、今後、別計上も検討したいと考えています。  |
| ○目標設定にあたっては、直営型から支援型に事業をシフトしていることに伴って文化支援事業関連の入場者数を指標にするなどの検討していきたいと考えています。   |
| ○ご指摘を踏まえ、今後、文化協会登録会員数を成果指標としていきます。  |

|                                     |  |      |                           |
|-------------------------------------|--|------|---------------------------|
| 団体名                                 | 杉並区交流協会  | 担当部課 | 区民生活部 文化・交流・男女共同参画課       |
| 事業目的                                | 杉並区における国内・国際交流の推進を図ることにより、活力のある開かれた地域社会の発展と心豊かな区民生活の形成に寄与する。   | 顧客   | 外国人を含む全区民及び協会会員(区外居住者を含む) |
| 事業内容                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域における国内・国際交流の推進事業</li> <li>② 友好都市等との友好親善に関する事業</li> <li>③ 外国都市及びその市民との交流事業</li> <li>④ 交流団体の育成・振興事業</li> <li>⑤ 協会の広報及び情報の提供事業</li> <li>⑥ その他の事業</li> </ul>  |      |                           |
| (内三<br>部次<br>評評<br>価価)<br>～         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○企画運営委員やボランティアの活用などにより、効率化を図り、管理費が大幅に減少していることは高く評価できる。また、コミュかるショップの土日運営など新たな取組が、事業収入の増など、少しずつ実を結びつつあることがうかがえる。</li> <li>○会員数の減少やサービス利用者数の減少はそれぞれ要因があるが、広く区民を対象としていることを考えると交流協会のサービス利用者の絶対数は未だに少ないといえる。サービス利用者を増加させていくことが、事業目的の達成に不可欠であり、そのための方策が求められる。ホームページの充実や地域におけるNPO等の主体的な活動の支援の充実など、今後の取組に期待する。</li> <li>○友好都市との交流事業を、それぞれの自治体や区民・市民が、成果を双方で享受できるような内容としていく方向が示されている。これにより、今後、交流協会の役割がますます高まることが予想される。事業内容を見直すなかで、適切な受益者負担を図り、団体の健全な経営に努めていく必要がある。</li> </ul> |      |                           |
| <b>外部評価</b>                         |  |      |                           |
| 対経<br>する状<br>況に<br>評価               | 職員を減員しつつも企画運営委員やボランティアの活用により、事業規模が縮小せず、管理費が前年比約45%削減されました。但し、補助金収入依存度は、約82%と依然高い状況です。国内外の友好都市等の交流は、区本体の事業としても実施されていますし、民間交流は公営ではなくとも多くの民間団体等で既になされている事業です。杉並区交流協会の存続性のためには、多数利用者の存在や補助金収入依存度の低減を図ることが必要と考えます。サロンの来場者数やコミュかるショップの売上が伸びている現状であるならば、交流サロンの開放日・時間の再検討や交流事業の魅力を高めて利用者数の増加を図り、商品の充実を図ることにより補助金収入依存度の低減に努められたい。   |      |                           |
| 評<br>価<br>など<br>の記<br>評入<br>価方<br>法 | 平成20年度では、会費未納者を整理したことにより、登録会員数が前年度から114名減少し、221名となっています。会費納入日もしくは期末までに納入がなければ当然会員資格を失うと考えます。会員数は事業の成果を図る1つの指標です。また、会員については会員割引や書誌の頒布等の特典があります。会員資格の有無の判定基準については明確に統一し、事業管理の透明性と会員間の公平性を図られたい。杉並区交流協会だけでなく、「杉並区財団等経営評価」書全体に言えることですが、事業分析として事業費・管理費・資産・負債・正味財産等は合算数値は掲載されているものの、その内訳は記載されていません。所管部課経営評価(二次評価)や定量指標を重複して記載するよりは、計算書類等のありのままの数値を記載することは、上記のような問題の抑制を図り、財団等の経営評価に資すると考えます。  |      |                           |

#### 外部評価に対する所管の対処方針

○交流都市間における民間交流は今の段階では十分とは言えず、今後も区と役割分担を行い、区内商店街での交流自治体特産品の販売コーディネートやスポーツ交流等のきっかけづくりに取り組んでいきます。

○補助金収入依存度の低減を図るため、協会事業の質や魅力を一層高め、会員及び利用者増の促進を図ると共に、受益者負担の見直しや、コミュかるショップ運営では、売り場レイアウトの工夫、交流自治体特産品の品揃えの強化やお客様にとって魅力のある企画販売等により一層PRに努め販売増進を積極的に進めています。また、交流サロンの開放日・時間については、参加者や企画運営委員会の意見や費用対効果なども勘案し、検討します。

○会員資格の判定基準については、杉並区交流協会会員規約に則って運営しており、統一した対応を図っていますが今後も公平かつ適正な会員管理業務を行い、ホームページや情報紙での周知を中心に多面的な交流協会PRを行い、新規会員増を図ります。

○経営評価書の書式は、評価をする上で必要な統一的書式として区が示していますので、変更については、今後、区と調整を図ってまいります。

|   |  |      |                                   |
|---|--|------|-----------------------------------|
| 団体名   | 杉並師範館  | 担当部課 | 教育委員会事務局 庶務課                      |
| 事業目的  | 地域に根ざした教師を地域自らが養成し、その教師を杉並区が独自に採用することにより、杉並区の新しい学校づくりに寄与し、もって日本の教育再興の礎になることを目的とする。   | 顧客   | 杉並区立小学校の教員(区が独自に採用)を目指す者(その他条件あり) |
| 事業内容  | ①「教育は人なり」を信条とし、熱意あふれる教師を地域で責任を持って養成していく。<br>②人を教える人間力を養うとともに、実践的指導力に重点をおいた杉並独自のカリキュラムの実施。  |      |                                   |
| (内三<br>部次<br>評評<br>価価<br>)<br>—                               | ○人件費及び経常支出人件費比率はともに減少しているが、塾生数の減に伴う指導教官の減が要因である。一方、卒塾生1人あたりの経費は増加している。引き続きコストを意識した経営に努められたい。<br>○区の教育向上にどの程度貢献したかを端的に測る成果指標の設定は困難であるが、師範館出身教員が一定の人数に達した際には、1つの指標のとらわれず、児童、学校、地域、卒塾生など、多様な主体による評価を多面的に示せるよう検討されたい。<br>○学校現場での卒塾生の状況を把握しつつ、引き続きカリキュラムの充実を図るとともに、それにより蓄積されたノウハウを出版事業など独自収入に還元できるような経営的視点に立った運営が望まれる。  |      |                                   |
| 外 部 評 価   |  |      |                                   |
| 対経<br>する<br>状況<br>に   | 経営状況については、補助金依存型からの脱却が目指されるべきであり、その方向性が模索されていることは評価できるが、卒塾生一人当たりの養成に150万円かかるということを考えると、受益者負担のあり方を見直す余地はないのか疑問がわく。また、本事業の活動指標および成果指標のいずれも、本来は本事業の目的である「地域に根差した人間力豊かな教師の育成」にどの程度つながったのかを適切に評価することにつながるものである必要がある。本事業開始から3カ年しか経ていないなかで、現行の指標はとりあえずの代替指標であり、一定の時期においてそれまでの成果等の検証を踏まえて見直していくべきことが認識されている点は評価できる。しかしながら、適切な指標設定に当たっては、そもそも「地域に根差した人間力豊かな教師」に求められる資質や要素は何であるかが明らかにされる必要があり、その点の明確化なくして、適切な指標設定も困難なのではないか。 |      |                                   |
| 評<br>価<br>な<br>ど<br>表<br>記<br>の<br>記<br>評<br>入<br>価<br>方<br>法 | 妥当と考える。  |      |                                   |

| 外部評価に対する所管の対処方針  |  |
|--|--|
| ①経営について、杉並師範館では補助金依存からの脱却を目指して管理費削減、自主財源の確保など効率的な運営に努めていますが、事業の性格上限界があります。その中で今回指摘にある受益者負担の見直しは自主運営を進める上で考慮していく事項の一つと考えています。ただ、22年度生(5期生)については現行制度での募集をしていることから、23年度生以降の課題として検討していきます。   |  |
| ②成果指標の設定に当たって、現在は「杉並師範館卒塾者のうち区費教員採用数」を代替指標としていますが、小学校長、卒塾生、PTAなど地域の方々へのアンケート等を通じて、できるだけ早く検証を行い代替指標を見直していく予定です。ただその成果について、ご指摘のとおり「地域に根ざした人間力豊かな教師」ということで抽象的な要素が多く含まれていることから、杉並区の教育を向上させるための教員にはどのような資質が必要であり、それをどのように育てていくのかもっと具体的に明示できるよう検討していきます。 |  |

## 6 行政評価に対する総括意見

### 政策・施策、経営評価の外部評価について

外部評価制度は第三者の視点で区の行政評価をチェックするものですので、区の評価・対処方針と外部評価との違いを表にして示すなどの工夫が求められます。

良好な住環境と都市機能が調和したまちづくり政策においては、大規模な都市計画について、周知徹底し、計画に反映されることがのぞれます。駅のバリアフリー化・駅南北通路・すぎ丸南北バスは都市機能の充実に貢献していると考えます。

政策目標を達成するための施策目標および事務事業の内容が全体として整合のとれていない部分が見受けられました。政策目標を着実に達成し得る施策目標ならびに事務事業の設定がなされているかについても改めて精査していく必要があります。また、受益者負担の原則にはじまないとか、区独自の取組では限界があり国や都の補助金に頼らざるを得ないといった考え方を前提とした事業内容となっているものがありますが、果たしてその前提が正しいものなのか、異なる前提での検討も可能ではないのかといった新たな打開策を探る視点も求められます。

外部評価委員会を年間4回で構成するというのは、過不足のないスケジュールだとは思いますが、実際に委員会に先立って文書での評価作業を行って、提出して、後日の会議に臨むというのが精いっぱいで、他の外部評価委員のコメントを聞いて意見を交わすことが事実上難しくなっています。それぞれの外部評価委員も同じ事情であると考えられ、本業は大学の教員なり会計士なりの仕事があるので、頭を使い分けるにも限度があるということではないでしょうか。他方で、内部評価を行っている区役所の担当課職員なり企画部や財政部の職員からすれば、評価が本業の一部なのであるから、思考が寸断されることはありません。ここのギャップを埋めるために、「ナレッジマネジメント」の発想をもって今後工夫を考えていく必要があります。つまり、内部評価の意見の蓄積、外部評価の意見の蓄積（評価書上は「形式知」となっているのだが、他の担当課の職員や他の外部評価委員には「暗黙知」同然）が、「形式知」としていつでも引き出せる（思い出せる）ような仕組みです。別の言い方をすれば、情報は多ければいいわけではなく、良い情報を選別する仕組みとそれを蓄積し伝達する仕組みがいま一番必要とされています。

現行の外部評価の仕組みでは、評価シートに記載されている内容だけで外部評価を実施することになり、評価シート上のメタ評価（評価の評価）が限界です。杉並区における外部評価の目的にもよりますが、外部評価の目的が改善等への行政外部（区民・専門家等）の視点の導入なのであれば、各委員が個別に評価対象を担当し評価シートの記載内容だけで評価する現行の方法については、再考する必要があるのではないでしょうか。

### 杉並区の行政評価制度について

行政評価制度は区民に対する説明責任以外に業務の改善や政策・予算への反映が重要な機能です。このため、行政評価報告書15頁にある評価と次年度予算の関係を示す表は有益ですが、施策の方向性はコストと成果・サービスの二つの軸で決定されていますので、予算においてつまり計画において方向性にしたがった成果やサービス（活動）が増加・維持・減少したものになっているかを確認できることが区民や議会に有益と思われます。

事務評価表の記載や行政評価において各課の職員の方とお会いする中で、施策等についてやる前から難しいと決めつけられている考えが見られます。難しいところをどうにか改善し、区民生活を少しでも向上させるのが行政職の尊い役割です。今後は難しい舵取りが予想されますが、情熱をもって取り組まれることを期待します。

杉並区行政評価制度が本格導入されて8年、基本パターンが定着してきたと思います。第1に、杉並区行政評価制度独自のアイデアとして効果があったのは、区民アンケートへの評価と行政評価とをリンクしてきたことだと改めて思いました。区民の意識の中にも時とともに微細な変化が現れるもので、この中から政策に内在する争点を掘り出すことで、行政評価に鋭い視線が当てられることになります。端的な例が「保育事業」で、教育なのか保育なのか、女性の就労支援なのか児童の保育なのか、受益者負担なのか公費負担なのかといった争点です。第2に、財団等の評価のシステムも基本パターンができて定着してきたと思います。ただし、会計士や税理士さんにはこれらの指標を見る「かんどころ」のようなものがあるのでしょうが、それ以外の外部評価委員にとっては、指標が多くて評価の濃淡を見分けにくいという実情があります。内部評価を担当するものにとっても同様ではないでしょうか。区民にとってはなおさらのことです。区民にはどのように受け止められているのでしょうか。やはり財団等の評価はわかりにくいのではないかでしょうか。評価結果の公表の仕方に工夫が必要だと思います。

行政評価の実施は必要ですが、単にこれまでの成果を強調するだけでは意味がなく、成果と問題点を踏まえたうえで今後の課題と方向性までが明確に示されてはじめて適切に行行政評価が行われているといえます。

現行の評価制度は、事務事業評価結果→施策評価結果→政策評価結果、という積み上げの評価でしかなく、政策自体の評価もなされていません。総合計画の進行管理にとどまらず、限られた資源を有効に活用するために今実施すべき政策、施策、事務事業は何か、を判断するための材料として、評価を活用する仕組みを検討する必要があるのではないかでしょうか。

## その他（区の対処方針、区政全般についてなど）

区政の運営において、事務事業レベルは計画・目標にしたがった予算編成と同時に執行管理・モニタリングができるような体制整備が望されます。たとえば、四半期ごとに予算執行状況と活動及び成果を計画と対比できれば資金管理や業績管理にも有効と思われます。

区の重要な政策は、安全・福祉・教育を考えます。

安全については、学校や商業施設で人命が失われました。同様・類似の事故・事件が起きぬよう、区として具体的にどのような対応をとったのかもしくは、どるのかを区民に広く周知する必要があると考えます。福祉については、高齢化に伴い老々介護や障がい者や独居老人が増えますが、三大疾病（ガン・脳卒中・心臓病）の予防や啓発にふさわしい施策の構築が望まれるとともに、充分な救急医療機関の確保が望れます。

杉並区は、行政評価制度、市民活動提案制度、減税自治体構想など、時代の先端的な政策を実施してきました。その意味では全国を視野に入れた政策を実施していることができます。しかしながら、自らの置かれた経済的・社会的・文化的優位性というところに対する自己認識が少し弱いと思います。これは東京23の区役所や東京の36市町村にも言えるし、東京都庁そのものが一番、自己認識が欠けているのですが、地方自治制度というものは、1800自治体の共通点と相違点を踏まえて、全体として「地方自治の本旨」（住民自治と団体自治）を実現できる仕組みになっているかどうか、こういった視点が自治体職員と首長には求められています。

概ね誠実かつ妥当な対処方針が示されていると思いますが、既存の考え方や従来からのやり方に捉われることなく、斬新な発想のもとで現状打開策を模索していくという、より積極的な姿勢の表明が欲しいところです。

区から示された対処方針は、担当者以外（とくに区民）にはわかりづらいところもあり、区民から見たわかりやすさが求められます。評価に限らず、公表の仕方を区民の視点で再検討する必要があるのではないでしょうか。

# 資料編

|     |                  |    |
|-----|------------------|----|
| 資料1 | 政策・施策の体系         | 94 |
| 資料2 | 外部評価委員会委員名簿      | 96 |
| 資料3 | 平成21年度外部評価委員会の活動 | 96 |
| 資料4 | 杉並区外部評価委員会設置要綱   | 97 |

# 【資料1】政策・施策の体系

○外部評価の評価対象(網掛けは評価を実施した政策・施策。★は区民アンケート対象施策)

| 分野番 | 分野   | 政策番号                            | 政策                      | 政策評価表作成課 | 施策番号 | 施策                  | 施策担当課             | 事業数 |
|-----|--|---------------------------------|-------------------------|----------|------|---------------------|-------------------|-----|
| 1   | 水辺をよみがえらせみどりのまちをつくろう<br>～くらしと環境が調和するまち<br>安全・安心分野  | 1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために     | 都市整備部<br>都市計画課          |          | 2    | 適正な土地利用と住環境の整備      | 都市整備部都市計画課        | 15  |
|     |  |                                 |                         |          | 3    | 住民参加のまちづくり          | 都市整備部まちづくり推進課     | 2   |
|     |  |                                 |                         |          | 4    | 都市機能の充実             | 都市整備部拠点整備担当課      | 6   |
|     |  |                                 |                         |          | 5    | 道路交通体系の整備           | 都市整備部建設課          | 18  |
|     |  |                                 |                         |          | 6    | 交通安全の推進             | 都市整備部交通対策課        | 7   |
|     |  |                                 |                         |          | 7★   | 自転車問題の解決            | 都市整備部交通対策課        | 5   |
|     |  |                                 |                         |          | 8    | 住宅施策の推進             | 都市整備部住宅課          | 10  |
|     |  | 2 安全で災害に強いまちをつくるために             | 都市整備部<br>まちづくり推進課       |          | 9    | 災害に強い都市の形成          | 都市整備部まちづくり推進課     | 6   |
|     |  |                                 |                         |          | 10   | 水害対策の推進             | 都市整備部建設課          | 2   |
|     |  |                                 |                         |          | 11   | 防災力の向上              | 政策経営部危機管理室<br>防災課 | 9   |
| 2   | 水辺をよみがえらせみどりのまちをつくろう<br>～くらしと環境が調和するまち<br>みどり・環境分野 | 3 うるおいのある美しいまちをつくるために           | 都市整備部<br>みどり公園課         |          | 12   | 水辺とみどりの保全・創出        | 都市整備部みどり公園課       | 5   |
|     |  |                                 |                         |          | 13   | 公園づくり               | 都市整備部みどり公園課       | 8   |
|     |  |                                 |                         |          | 14   | まちの景観づくり            | 都市整備部まちづくり推進課     | 2   |
|     |  |                                 |                         |          | 15   | 生活環境の整備             | 環境清掃部環境課          | 2   |
|     |  | 4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために | 環境清掃部<br>環境課            |          | 16   | 環境施策の枠組みづくり         | 環境清掃部環境課          | 3   |
|     |  |                                 |                         |          | 17★  | ごみの発生抑制及びリサイクルの推進   | 環境清掃部清掃管理課        | 4   |
|     |  |                                 |                         |          | 18   | 環境配慮行動の推進           | 環境清掃部環境都市推進課      | 6   |
|     |  |                                 |                         |          | 19   | 公害の防止               | 環境清掃部環境課          | 2   |
|     |  |                                 |                         |          | 20   | ごみ排出の適正化及び収集サービスの向上 | 環境清掃部清掃管理課        | 10  |
|     |  |                                 |                         |          |      |                     |                   |     |
| 3   | やさしさを忘れず共に生きるまちをつくろう<br>～安心して健やかにくらせるまち<br>健康・福祉分野 | 5 健康を支えるまちづくりのために               | 保健福祉部<br>杉並保健所<br>健康推進課 |          | 22   | 健康なまちづくりの推進         | 杉並保健所地域保健課        | 16  |
|     |  |                                 |                         |          | 23   | 生涯を通じた健康づくりの支援      | 杉並保健所健康推進課        | 11  |
|     |  | 6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために       | 保健福祉部<br>子育て支援課         |          | 24★  | 保育の充実               | 保健福祉部保育課          | 16  |
|     |  |                                 |                         |          | 26   | 地域子育て支援の充実          | 保健福祉部子育て支援課       | 21  |
|     |  |                                 |                         |          | 27   | 障害児の援助の充実           | 保健福祉部障害者施策課       | 8   |
|     |  |                                 |                         |          | 28   | 子どもの育成環境の整備         | 保健福祉部児童青少年課       | 11  |
|     |  | 7 共に生きるまちをつくるために                | 保健福祉部<br>管理課            |          | 30   | 高齢者の社会参加と交流の拡大      | 保健福祉部高齢者施策課       | 15  |
|     |  |                                 |                         |          | 31   | 高齢者の地域社会での介護予防と自立支援 | 保健福祉部介護予防課        | 19  |
|     |  |                                 |                         |          | 32   | 介護保険サービスの基盤整備       | 保健福祉部高齢者施策課       | 12  |
|     |  |                                 |                         |          | 33   | 障害者の社会参加や就労機会の拡大    | 保健福祉部障害者生活支援課     | 23  |
|     |  |                                 |                         |          | 34   | 障害者の地域社会での自立支援      | 保健福祉部障害者施策課       | 27  |
|     |  |                                 |                         |          | 35   | 地域福祉の基盤整備           | 保健福祉部管理課          | 16  |
|     |  |                                 |                         |          | 36   | 生活の安定と自立への支援        | 保健福祉部杉並福祉事務所      | 18  |
|     |  | 8 安心してくらせるために                   | 保健福祉部<br>杉並保健所<br>地域保健課 |          | 39   | 地域医療体制の整備           | 杉並保健所地域保健課        | 5   |
|     |  |                                 |                         |          | 40   | 暮らしの安全・安心の確保        | 杉並保健所生活衛生課        | 12  |
|     |  |                                 |                         |          | 41   | 安全で明るい地域社会づくり       | 区民生活部管理課          | 3   |
|     |  |                                 |                         |          | 101  | 国民健康保険事業の運営         | 保健福祉部国保年金課        | 39  |
|     |  |                                 |                         |          | 102  | 老人保健医療事業の運営         | 保健福祉部国保年金課        | 6   |
|     |  |                                 |                         |          | 103  | 介護保険事業の運営           | 保健福祉部介護保険課        | 25  |
|     |  |                                 |                         |          | 104  | 後期高齢者医療事業の運営        | 保健福祉部国保年金課        | 7   |
|     |  |                                 |                         |          |      |                     |                   |     |

| 分野番 | 分野   | 政策番号 | 政 策                      | 政策評価表作成課              | 施策番号 | 施 策                 | 施策担当課                 | 事業数 |
|-----|--|------|--------------------------|-----------------------|------|---------------------|-----------------------|-----|
| 4   | みどりの産業で元気のできる都市をつくろう<br>～活力とにぎわいのあるまち<br>産業経済・区民生活分野 | 9    | 環境と共生する産業の育成のために         | 区民生活部産業経済課            | 43   | 産業振興の基盤整備           | 区民生活部産業経済課            | 2   |
|     |  | 10   | 商店街の活性化のために              | 区民生活部産業経済課            | 45   | 魅力ある商店街づくり          | 区民生活部産業経済課            | 3   |
|     |  | 11   | 都市農業の育成のために              | 区民生活部産業経済課            | 47   | 新しい都市農業の推進          | 区民生活部産業経済課            | 4   |
|     |  | 12   | 多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために  | 区民生活部産業経済課            | 48   | 働くひととの条件整備          | 区民生活部産業経済課            | 2   |
|     |  | 51★  | NPO・ボランティアなどが、活動しやすい環境整備 |                       |      |                     | 区民生活部地域課              | 2   |
|     |  | 23   | 区民生活を支える基盤整備             | 区民生活部区民課              | 81   | 区民生活の基盤整備           | 区民生活部区民課              | 11  |
|     |  |      |                          |                       |      |                     |                       |     |
| 5   | 未来を拓く人をつくろう<br>～生涯にわたって学びあう<br>自律・教育分野               | 13   | 魅力ある学校教育のために             | 教育委員会事務局<br>済美教育センター  | 52   | 教育施策の執行体制の確保        | 教育委員会事務局庶務課           | 2   |
|     |  |      |                          |                       | 53★  | 豊かな学校教育づくり          | 教育委員会事務局済美教育センター      | 16  |
|     |  |      |                          |                       | 54   | 児童・生徒の健康維持及び安全の確保   | 教育委員会事務局学務課           | 6   |
|     |  |      |                          |                       | 55   | 教育施設の整備・充実          | 政策経営部營繕課              | 10  |
|     |  |      |                          |                       | 56   | 学校教育の環境整備           | 教育委員会事務局庶務課           | 13  |
|     |  |      |                          |                       | 57   | 多様な教育機会の提供          | 教育委員会事務局済美教育センター      | 4   |
|     |  |      |                          |                       | 58   | 就学のための経済的支援         | 教育委員会事務局学務課           | 8   |
|     |  | 14   | 地域に開かれ、支えられた教育のために       | 教育委員会事務局<br>教育改革推進課   | 59   | 学校運営への参画            | 教育委員会事務局教育改革推進課       | 1   |
|     |  |      |                          |                       | 60   | 地域への学校開放            | 教育委員会事務局社会教育スポーツ課     | 1   |
|     |  |      |                          |                       | 61   | 学校を核とした地域コミュニティの充実  | 教育委員会事務局教育改革推進課       | 1   |
|     |  | 15   | 生涯学習の推進のために              | 教育委員会事務局<br>社会教育スポーツ課 | 62   | 生涯学習環境の整備・充実        | 教育委員会事務局社会教育スポーツ課     | 15  |
|     |  |      |                          |                       | 63   | 図書館サービスの充実          | 教育委員会事務局中央図書館         | 2   |
|     |  |      |                          |                       | 64   | 消費者行政の充実            | 区民生活部産業経済課            | 2   |
|     |  | 16   | 地域文化の創造のために              | 区民生活部<br>文化・交流課       | 65   | 文化・芸術活動の推進          | 区民生活部文化・交流課           | 4   |
|     |  |      |                          |                       | 66   | 文化・芸術活動の基盤整備        | 区民生活部文化・交流課           | 4   |
|     |  | 17   | ふれあいと参加の地域社会をつくるために      | 区民生活部<br>地域課          | 67   | 地域活動の推進             | 区民生活部地域課              | 6   |
|     |  |      |                          |                       | 68   | 交流と平和の推進            | 区民生活部文化・交流課           | 4   |
|     |  |      |                          |                       | 69   | 男女共同参画社会に向けた環境整備    | 区民生活部文化・交流課           | 2   |
| 6   | 21世紀ビジョンの実現に向けて<br>区政経営分野                            | 18   | 区政を支える基盤整備               | 政策経営部<br>企画課          | 70   | 内部事務等の適正かつ効率的な執行    | 政策経営部区長室総務課           | 19  |
|     |  |      |                          |                       | 72   | 行政財産の適切な取得・運営及び維持管理 | 政策経営部経理課              | 7   |
|     |  |      |                          |                       | 73   | 政治意識の高揚と政治参加の促進     | 選挙管理委員会事務局            | 2   |
|     |  |      |                          |                       | 78   | 効率的で効果的な組織・体制づくり    | 政策経営部職員課              | 16  |
|     |  |      |                          |                       | 83   | 危機管理体制の強化           | 政策経営部危機管理室<br>危機管理対策課 | 2   |
|     |  | 19   | 区民と行政の協働                 | 政策経営部<br>区政相談課        | 74   | 区民と行政の協働            | 政策経営部区長室区政相談課         | 4   |
|     |  | 20   | 創造的で開かれた自治体経営            | 政策経営部<br>企画課          | 75★  | 創造的な政策形成と行政改革の推進    | 政策経営部企画課              | 3   |
|     |  |      |                          |                       | 76   | 財政の健全化と財政基盤の強化      | 政策経営部財政課              | 13  |
|     |  |      |                          |                       | 77   | 区民に身近で開かれた行政運営      | 政策経営部区長室広報課           | 5   |
|     |  | 21   | 地域と行政の情報化                | 政策経営部<br>情報システム課      | 79   | 地域と行政の情報化           | 政策経営部情報システム課          | 1   |

※ 政策番号22及び施策番号1、21、25、29、37、38、42、46、49、50、71、80、82

計 632

84～100番は欠番

## 【資料2】外部評価委員会 委員名簿

| 氏 名                    | 所 属   |
|------------------------|---|
| おく　ま　み<br>奥　真　美        | 公立大学法人首都大学東京都市教養学部都市政策コース教授   |
| た　ぶち　ゆき　こ<br>田　渕　雪　子   | (株) 三菱総合研究所 政策評価チーフコンサルタント<br>文部科学省独立行政法人評価委員会委員<br>内閣府総合科学技術会議評価専門調査会 専門委員<br>総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」臨時委員<br>さいたま市行財政改革有識者会議委員 |
| なか　むら　きょう　こ<br>中　村　香　子 | 日本公認会計士協会 東京会杉並会副会長   |
| やま　もと　きよし<br>◎山　本　清    | 国立大学財務・経営センター研究部教授<br>東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授<br>総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員<br>財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員                          |
| よし　かわ　とみ　お<br>吉　川　富　夫  | 公立大学法人県立広島大学学長補佐・経営情報学部教授<br>(財) 地方自治総合研究所研究協力委員<br>広島県経済財政会議委員   |

◎は会長

## 【資料3】平成21年度外部評価委員会の活動

| 回   | 日 程               | 議 事   |
|-----|-------------------|---|
| 第1回 | 平成 21 年 7 月 3 日   | (1) 平成 21 年度外部評価の進め方について<br>(2) 現場視察について                        |
| 第2回 | 平成 21 年 11 月 13 日 | (1) 平成 21 年度行政評価に対する外部評価について<br>(2) 平成 21 年度財団等経営評価に対する外部評価について |
| 第3回 | 平成 21 年 12 月 11 日 | (1) 平成 20 年度入札及び契約に関する外部評価について                                  |
| 第4回 | 平成 22 年 2 月 5 日   | (1) 平成 21 年度行政評価に対する外部評価について<br>(2) 個別外部監査テーマ候補の推薦について          |

## 【資料4】

### 杉並区外部評価委員会設置要綱

[ 平成14年9月6日  
杉政企発第 77号 ]

#### (設置)

第1条 区における行政評価制度を第三者の立場から充実させ、その客觀性を高めるとともに、政策実現手段としての入札及び契約手続の公正性、透明性を確保するため、杉並区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区による行政評価の結果について、意見をまとめ公表すること。
- (2) 行政評価制度の改善等に関する事。
- (3) 個別外部監査のテーマの選定に関する事。
- (4) 入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関する事。
- (5) 入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関する事。

#### (構成)

第3条 委員会は、委員5名をもって構成する。

2 委員は、学識経験者及び区在住の専門家等のうちから区長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

#### (会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 区長は、必要があると認めるときは、会長に委員会の開催を求めることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

#### (会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策経営部企画課・経理課において処理する。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成14年9月11日から施行する。

# 歩きながら、元気と文化が すぎなみ 生まれる街。

平成 21 年度  
杉並区外部評価委員会報告書

登録印刷物番号

21-0147

平成 22 年 3 月発行



杉並区役所  
政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

FAX 03-3312-9912

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>